

## 20 孤独・孤立対策の推進について

### 【提案・要望事項】

- ① 一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、ひきこもりの状態にある方、困難を有する子ども・若者やその家族などが、地域の課題が複雑化するなか、孤立しないよう、国において、社会全体で支援していくための施策を講じるとともに、自殺対策等も含め、各地域が行う様々な孤独・孤立対策について、十分な財政支援を行うこと。
- ② 地域の実情に応じたこどもの貧困解消対策や 18 歳以上のヤングケアラーへの支援が継続的に推進できるよう、財政支援の充実を図ること。
- ③ 孤独・孤立対策において重要な役割を果たす民生委員・児童委員が活動しやすくなる対策を講じるとともに、財政支援の充実を図ること。

### 【現状・課題】

- 単身世帯、特に単身高齢世帯が増加するとともに、職場・家庭・地域でも人々が関わり合い支え合う機会が減少しているなか、社会環境の変化も加わり、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念されていることから、交流・見守りの場や相談支援を受ける機関の確保等の孤独・孤立対策を推進することが重要です。
- 高齢者については、地域の高齢者が集まり交流する通いの場への参加率が低迷しているほか、住民の高齢化や定年の引き上げ、高齢者の雇用促進などにより、運営主体の担い手の確保が課題となっていることから、介護予防や地域づくりに資する通いの場の活性化に向けた取組を行い、参加率の向上と運営の担い手の確保を図っていく必要があります。
- 孤独・孤立対策と関係の深い自殺対策については、令和 7 年は、全国の自殺者数とともに本県の自殺者数も減少したものの、依然として、国の自殺総合対策大綱を踏まえて設定した、県の計画における目標数値は未達であることから、引き続き、国の自殺対策強化交付金等を活用しながら、各市町や関係団体と連携し取り組んでいます。また、ひきこもりについては、生きづらさを抱えている方々をしっかりと受け止める社会をつくるために、身近な市町での支援体制を充実していく必要があるとされ、同様に、国の地域就職氷河期世代等支援推進交付金を活用し、地域の居場所づくり等を実施しています。

こうした取組を安定的に継続して行っていくよう、令和9年度以降も十分な財政支援を行っていただく必要があります。

- 困難を有する子ども・若者やその家族などについては、孤独・孤立に陥らないようにするため、地域で子どもを見守る居場所であるとともに、保護者の負担感や孤立感を軽減する場として期待されている子ども食堂等の居場所の確保が求められています。一方、小規模で運営基盤の脆弱な運営主体が多いことから、持続的な活動が行えるよう、財政的な支援が必要です。また、運営主体の研修等を通じて、支援を必要とする子どもを見つける視点を養い、必要な支援につなげていくことが重要です。
  
- ヤングケアラーへの支援については、地方自治体や民間団体が行う取組への財政面も含めた支援の充実と、ヤングケアラーの気持ちに寄り添った広報・啓発による社会的認知度及び社会全体で支援する機運の醸成を図る必要があります。  
18歳以上のヤングケアラーの中には社会的に孤立せざるを得ない状況にあるケースもあることから、相談窓口の拡充やピアカウンセリング等の支援の充実が求められています。
  
- このようななか、地域の生活状況の把握や相談、関係機関との連携を図りながら活動している民生委員・児童委員の役割は、ますます重要になっており、その人材確保のためには、更なる活動費の増額など適切な財政的支援が必要です。

**【所管府省】** 内閣府（孤独・孤立対策推進室、就職氷河期世代等支援推進室）、厚生労働省（社会・援護局、老健局）、こども家庭庁（支援局）

**【県関係課】** 保健福祉総務課、健康政策課、長寿社会対策課、障害福祉課、子ども政策課、子ども家庭課

## 21 地方の活力の向上に資する地方移住の促進について

### 【提案・要望事項】

- 大都市圏に住む者に、地方への関心を高めてもらい、地方への移住が促進されるよう、大都市圏への過度な一極集中の是正に向けた地方移住促進キャンペーンを実施するなど、国における周知啓発を強化すること。
- 地方において、移住・定住状況を把握し、移住者の定着・定住につながる効率的・効果的な施策が実施できるよう、国において、移住・定住に関する全国的・定量的な調査等を実施し、統一した情報を地方に提供すること。
- 大都市圏から地方への移住促進の取組に対する継続した財政的支援と制度の弾力的な運用及び拡充を行うこと。特に、移住支援事業について、地方の実態に応じた所要額が確保されるよう、年度途中においても、追加の措置が必要な場合、増額等の対応を確実に講ずるとともに、関西圏からの移住者に対しても支援できるよう、制度の拡充を行うこと。

### 【現状・課題】

- 本県の人口は、平成11年の約103万人をピークとして減少に転じ、令和7年の人口は約91万人と、26年連続で減少が続いている。そのようななか、特に大学進学者の8割以上が県外大学に進学するなど、15～24歳の若者の大都市圏への流出が拡大しており、一層の人口の社会増へ向けた取組や若者の県内定着が課題となっています。
- 国においては、過度な東京一極集中の弊害の是正を目的とした、地方への人の流れを創出する取組により、地方移住への関心が高まるなかで、より一層、地方への人の流れが創出・拡大され、地方への移住が促進されるよう、国における周知啓発を強化し、集中的に行うことが重要です。
- これまで、各種の移住・定住施策に取り組み、移住者数は増加傾向にありますが、移住が必ずしも定住につながっていない状況もあります。移住後に定住し続けてもらうためには、移住・定住状況を把握し、課題を明確にしたうえで、効率的・効果的な施策を実施していく必要がありますが、自治体レベルの調査には限界があり、国において、全国的・定量的な調査等の実施と、統一した情報の地方への提供が重要と考えます。
- 本県の取組に対して、今年度も地域未来交付金（地域未来推進型（移住・起業・就業事業））の採択をいただきましたが、今後も継続して、大都市圏から地方への移住促進の

取組に対する財政的支援の充実と、支援にかかる要件の緩和、制度の弾力的な運用が不可欠です。また、東京圏から地方への移住者数の増加に伴い、引き続き申請件数の増加が見込まれることから、年度途中においても、柔軟に予算の配分や増額等の措置を講じる必要があります。

- あわせて、本県の高校生の進学先や移住者の特徴として、地理的な要因等により、関西圏の比重が高くなっていることに鑑み、東京圏以外の都市圏、特に関西圏からの対応も必要があると考えており、国における制度の拡充等についても必要があると考えます。

【所管府省】内閣府（地方創生推進事務局）、内閣官房（地域未来戦略本部事務局）

【県関係課】地域活力推進課

## 22 デジタル化の推進について

### 【提案・要望事項】

#### ① 地域社会のデジタル化に向けた支援の充実・強化

人口減少・少子高齢化等に伴う様々な課題の解決や、地域の新たな価値の創造による持続可能な地域社会を構築するため、地域の実情を踏まえた自由な発想によるデジタル化を着実に実装できるよう、地方財政計画での「地域デジタル社会推進費」を拡充するとともに、「地域未来交付金」等の継続・拡充を行うこと。

#### ② 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に対する支援の継続・強化

標準準拠システムへの移行及び運用について、自治体の状況に応じたきめ細やかなフォローアップに努めるとともに、自治体の負担が生じないよう、国の責任において確実な財政支援を行うこと。

標準準拠システムへの円滑な移行及び運用の実現に向けて、地方自治体における取組の推進に影響を及ぼす事項がある場合には、速やかに情報提供を行うとともに、地方自治体からの意見を積極的に取り入れること。

#### ③ デジタル人材の確保・育成に対する支援

デジタルに関する知識や技能の習得だけでなく、地域課題の解決やイノベーションの創出につなげることができるデジタル人材の確保・育成や環境整備に対して行う地方の創意工夫を生かした取組を継続的、安定的に実施できるよう、財政支援の充実・強化を図ること。

行政において計画的なデジタル人材の育成が喫緊の課題であることを踏まえ、地方自治体向けの研修を充実させること。

都道府県が市町村支援のための人材（自治体 DX アクセラレーター）を地方でも確保できるよう、財政面での支援の充実・強化を図ること。

#### ④ マイナンバー制度の理解及びマイナンバーカードの普及促進のための支援

マイナンバー制度の理解促進に向けた周知・広報活動をより積極的に実施するとともに、マイナンバーカードの普及・利活用の拡大に向けた取組を着実に進めること。

### 【現状・課題】

#### ① 地域社会のデジタル化に向けた支援の充実・強化

- 地域社会のデジタル化のためには、本県を取り巻く多様な主体が一丸となり、デジタル技術とデータの活用によって革新的サービスを生み出し、順次、実装につなげることが重要です。そのため、本県では、県、県内市町、そして民間事業者が組織の垣根を超えて共創する官民共創コミュニティ「かがわDXLab」を設け、行政課題、地域課題の解決を通じた地域のデジタルトランスフォーメーションを目指し、活動を展開しています。

これらの取組に対して、今年度、地域未来交付金の採択をいただいているところではありますが、本県の取組は途に就いたばかりであり、今後も実証実験を始め、様々なデータの連携とトライ&エラーによる継続的な取組・実装を図る必要があるため、財政支援を継続・拡充していただくことが必要です。

- すべての地域がデジタル化のメリットを享受できる地域社会のデジタル化を一層推進するための「地域デジタル社会推進費」について、今後も拡充を図るなど、地方のデジタル社会形成の実現に必要な財源を確実に確保していただく必要があります。

## ② 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に対する支援の継続・強化

- 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化については、地方公共団体情報システム標準化基本方針では、標準化対象事務に関する情報システムの運用経費等について、移行完了後に、平成 30 年度比で少なくとも 3 割の削減を目指すとされています。移行経費に関しては、「デジタル基盤改革支援基金」の設置年限が令和 1 2 年度末までの 5 年間に延長され、運用経費の増加分に関しては、普通交付税が措置されるとともに、「地方公共団体情報システム運用最適化支援事業費補助金」が創設されたところではありますが、引き続き国において、全ての自治体に対し、きめ細やかなフォローアップに努めていただくとともに、標準準拠システムへの移行及び少なくとも 3 割削減の想定を上回っている運用に係る費用に関し、自治体の負担が生じないように、国の責任において確実な財政支援を行っていただく必要があります。
- また、標準準拠システムへの円滑な移行及び運用のためには、地方自治体への速やかな情報提供を行うとともに、積極的な意見の取り入れが必要です。具体的には、「地方公共団体情報システム運用最適化支援事業費補助金」に係る地方自治体事務の簡素化や最大限の負担軽減及び説明会の余裕ある開催案内の送付・会議資料の早期共有・質疑応答内容の早急な共有等について、適切な対応を求めます。

## ③ デジタル人材の確保・育成に対する支援

- デジタル人材の確保は、デジタル社会の実現に向けた重要課題です。本県では、情報通信関連産業の育成・誘致の拠点として「Setouchi-i-Base(セトウチ・アイ・ベース)」を令和 2 年度に整備し、情報通信関連分野の人材を育成するための講座を集中的に実施するとともに、講座で学んだ知識や技術を活かして、地域課題の解決やイノベーションの創出につなげることもできるよう、創作活動、交流促進の場の提供や、さらには、情報通信技術を活かした起業や第二創業の創出、競争力強化等に向けたビジネスマッチング支援を行っています。

また、県内企業の専門人材育成を図るための技術講習会等の開催やデジタル技術の

導入を促進する個別コンサルティング支援の充実を図っています。

これらの取組に対して、地域未来交付金の採択をいただいたところではありますが、デジタル人材は、短期間に確保・育成できるものではないため、継続した財政的支援が必要です。

- 地方自治体におけるデジタル施策の推進には、職員の育成が不可欠です。市町村職員も含め、デジタルリテラシーの向上や、システム調達等において組織の中核を担い、自治体 DX を推進できる人材を、集中的に育成することが重要です。そのため、自治大・大学校をはじめとする各研修機関において、地方自治体職員向けの研修、特に同じ課題を持つ自治体職員と人的ネットワークを構築できる集合研修の更なる充実を求めます。
- 住民サービスの向上や地域課題の解決のため、県による市町村支援を担う人材（自治体 DX アクセラレーター）の確保が不可欠です。深刻な人材不足の中で、地方でも高度デジタル人材を確実に雇用・活用できるよう、財政面での支援の充実・強化を求めます。

#### ④ マイナンバー制度の理解及びマイナンバーカードの普及促進のための支援

- デジタル社会の基盤となるマイナンバー制度に関し、国において、制度の意義や具体的なメリット、セキュリティ対策等について、国民に分かりやすく、丁寧に説明を行うことで、国民のマイナンバー制度への理解の促進につながるよう、より積極的に周知・広報を実施していただく必要があります。
- 今後、マイナンバーカード本体及び電子証明書の有効期限を迎える利用者が増えていく中で、これらの更新が円滑に行われるよう、更新の必要性をより積極的に周知していただくとともに、電子証明書の更新においては、オンラインによる更新手続きを可能としていただく必要があります。
- 各種免許証や障がい者手帳等との一体化等、手当や還付金等を受給できるプッシュ型住民サービス実施など、利用者がマイナンバーカードを持つことの利便性を感じていただけるよう、関係機関と適切に連携を図りながら、マイナンバーカードの利便性向上を実感できる取組を着実に進めていただく必要があります。

**【所管府省】** 内閣府（地方創生推進事務局）、内閣官房（地域未来戦略本部事務局）、デジタル庁（デジタル社会共通機能グループ）、総務省（自治行政局、自治財政局）、財務省（主計局）

**【県関係課】** デジタル戦略課、自治振興課、産業政策課

## 23 真の地方分権の推進について

### 【提案・要望事項】

「地方の元気なくして国の元気はない」との考え方に立って、地方が自らの判断と責任で行政運営を行う個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に向け、より一層の地方分権を推進すること。

また、地方は徹底した行財政改革に率先して取り組んできていることを踏まえ、地方が中長期的に自立的かつ持続可能な行財政運営ができるよう、地方財政措置を充実すること。

- ① 国と地方の役割分担を大胆に見直し、国は国際社会における国家としての存立に関わる事務、国土保全や広域的な交通の確保など、本来国が責任を果たすべき役割に専念し、その他の事務・事業は地方に権限と財源を一体的に移譲すること。
- ② 第16次一括法成立後は、事務・権限の移譲等までの具体的なスケジュールを地方に直ちに示したうえで、必要な政省令の整備を速やかに行うとともに、円滑な事務・権限の移譲に必要なかつ十分な財源措置、研修の実施及びマニュアル整備等を地方の意見を十分に反映して検討し、地方の事務執行に支障を来さないよう早期に決定・実施すること。
- ③ 地方の効率的な行財政運営や政策目標の達成を阻害している規制の廃止や大幅な緩和を図ること。特に、これまでの地方分権改革のなかで一定の進捗が図られた「義務付け・枠付けの見直し」については、引き続き、従うべき基準や計画策定義務のあり方、同意・協議等の関与のあり方等について検討を行い、より一層の規制緩和を推進すること。
- ④ 「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和7年12月23日閣議決定）において今後「検討を行う」とされた事項については、検討状況を政府全体として随時適切にフォローアップし、その結果については地方に速やかに情報提供すること。また、「実現できなかったもの」とされた提案については、提案主体の納得が得られるよう説明責任を果たすとともに、今後、検討を加えたうえで再提案があったものについては、改めてその実現に向けて積極的に検討すること。
- ⑤ これらの見直しに当たっては、法定された「国と地方との協議の場」を実効ある仕組みとして最大限有効に活用し、必要な分科会の設置及びその活用を含め、企画・立案の段階から地方と真摯に協議を重ねること。

## 【現状・課題】

- 平成12年4月に地方分権一括法が施行され、事務・権限の移譲が進むなかで、本県では、徹底した行財政改革を断行するとともに、自主的な市町合併を推進するなど、地方分権時代にふさわしい行政体制の整備を進めてきました。
- 今後、地方が自立した個性的な地域づくりを行っていくためには、国と地方の役割分担の大幅な見直しと併せて、事務・権限の移譲や税財政面での改革、補助金等による国の関与の廃止・縮減を進め、真の地方分権社会の実現に向けた改革を推進する必要があります。
- 地方が中長期的に自立かつ持続可能な行財政運営を行うためには、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、令和9年度以降も引き続き、持続可能で安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額が確保されることが必要です。例えば、オーバーツーリズム対策等については、観光施設の環境整備等への財政負担が必要であることに加え、2025年の訪日外国人客数が過去最高を記録する中、県内の琴平町や直島町等の観光地では、交通渋滞、観光客のゴミの処理、船の積み残し等の課題が生じており、住民の生活環境悪化への対策が急務となっています。全国的にもオーバーツーリズム対策への財政需要が増す中、地域の実情に即した財政措置が必要です。
- 第16次一括法成立後は、国から地方へ移譲される権限・事務等について、住民サービスに支障が生じることがないように国と地方の間での円滑な引継ぎが行われることが重要です。
- さらに、これまでの地方分権改革において、義務付け・枠付けの見直し等が図られましたが、個性を生かし自立した地方をつくるため、国においては不断の見直しを継続する必要があります。
- そのためには、地方の多様性を重んじた取組を推進することが重要であり、地方から制度改革に関する提案を求める「提案募集方式」や、地方ごとの多様な事情への対応が可能となる「手上げ方式」を有効に機能させることが必要です。
- これらの見直しに当たっては、地方分権に関する政策決定においても制度設計の段階から地方の意見が適切に反映されるよう、実効性のある運営を行う必要があります。

【所管府省】 内閣府（地方分権改革推進室）、総務省（自治行政局、自治財政局）

【県関係課】 政策課、自治振興課

## 24 南海トラフ地震や風水害等の大規模災害対策について

### (1) 防災・減災対策にかかる財政支援等の充実・強化

#### 【提案・要望事項】

南海トラフ地震の発生確率が高まるなか、令和6年能登半島地震は、非常に大きな被害をもたらしたところであり、津波への対応や木造住宅等の耐震化、集落の孤立化等の防止、水道施設の老朽化・地震対策、避難所の生活環境の整備といった能登半島地震の教訓を踏まえたハード・ソフト両面の対策も課題となっている。本県では、これまで国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を活用して、防災・減災対策に取り組んできたところである。引き続き、国においては、令和8年度を始期とする国土強靱化実施中期計画に基づく防災・減災対策等が着実に実施されるよう、対策に必要な補助制度や地方債制度の予算・財源を安定的に確保すること。

また、南海トラフ地震臨時情報の内容を住民が正しく理解するための啓発や、臨時情報発表時の事前避難に要する経費に対する財政支援を行うこと。

#### 【現状・課題】

- 南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率が60%から90%程度以上と高い状況にある中、本県は、中央防災会議の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」において、重点受援県（10県）の一つとなっております。
- このため、本県では、国の防災・減災対策や本県の実情を踏まえながら、適宜、地域防災計画の見直しを行っているほか、「香川県国土強靱化地域計画」や「香川県南海トラフ地震・津波対策行動計画」を策定し、各種施策を総合的かつ計画的に進めております。
- こうしたなか、令和6年能登半島地震は、非常に大きな被害をもたらしたところであり、津波への対応や木造住宅等の耐震化、道路寸断による集落の孤立化等の防止、水道施設の老朽化・地震対策、避難所の生活環境の整備など、防災・減災対策を進めるうえでの多くの教訓を得ております。また、本県では、令和7年3月31日に国が取りまとめた報告書「南海トラフ巨大地震対策について」を踏まえながら、高精度化した地形・地盤データを用いて被害想定の見直しを実施したところ、平成26年度に取りまとめた前回の被害想定と比較して、物的被害と人的被害のいずれも増加が見込まれています。
- 今後は、令和6年能登半島地震の教訓や国の中央防災会議における検証、国報告書「南海トラフ巨大地震対策について」なども踏まえ、本県に被害を及ぼす南海トラフ地

震をはじめとする大規模な地震・津波による被害を最小限に抑えるために、河川・海岸堤防の整備、ため池や県有施設の耐震化のほか、自主防災組織や消防団の充実・強化、災害時の情報伝達の多様化、さらには住宅・建築物の耐震化や家具の転倒防止対策を促進させるための県民の防災意識の向上など、ハード・ソフト両面からの対策を着実に進めていく必要があります。加えて、避難所等での避難生活が長期に及ぶ場合に備え、災害関連死を防ぐ避難所の生活環境の維持・改善も、引き続き重要であり、避難所におけるパーティションや簡易ベッド、携帯トイレ等の資機材の事前準備など、生活環境・衛生面に配慮した対応も求められます。

- 国土強靱化実施中期計画に基づく防災・減災対策及び前述の対策などを着実に進めるためには、国補助制度や地方債制度の充実による予算・財源の安定的な確保が必要です。
- また、本県では、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に、県及び市町がとるべき防災対応の方針を定め、地域防災計画にも盛り込んでおりますが、住民への周知に当たっては、まずは、国においても、住民が臨時情報の意味を正しく理解できるよう広報・啓発を進めることが必要であり、加えて、臨時情報が発表されれば、避難所を開設し、避難者を受け入れる市町に、大きな費用負担が発生することから、国による財政的支援の拡充が求められます。

【所管府省】内閣府（政策統括官〔防災担当〕）、総務省（消防庁国民保護・防災部）、  
国土交通省（住宅局）

【県関係課】危機管理課、住宅課、建築指導課

## (2) 機動隊給油施設の整備

### 【提案・要望事項】

燃料の供給が相当困難となることが想定される大規模災害発生時において、県警察が保有する車両等の燃料を確保するため、自家用給油所として機動隊に給油施設を新たに整備すること。

### 【現状・課題】

- 警察が行う救出・救助活動をはじめとする災害警備活動には、災害警備活動用警察車両等の活用が欠かせません。
- 大規模な災害発生時には、燃料の供給が相当困難となることが想定されるところ、現在、香川県警察では自家用給油所を保有していないため、契約先の給油事業者や「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」等の協定先の給油事業者から燃料の供給を受けて対応することになりますが、発災時の被害状況によって当該燃料の供給が十分に受けられないなど、災害警備活動用警察車両等の燃料を十分に確保できないおそれがあり、その場合には、救出・救助活動等の人命に関わる活動に大きな支障が生じることになります。
- 南海トラフ地震等の大規模災害への備えが喫緊の課題となっているなか、災害の影響により物資の供給が相当困難となる場合を想定し、災害警備活動に必要な燃料を確保するため、香川県警察警備部機動隊に自家用給油所を整備し、石油類燃料の適切な備蓄措置を早急に講じることが必要です。

【所管府省】 警察庁（長官官房、警備局）

【県関係課】 警察本部警備課

## 25 女性の活躍推進について

### 【提案・要望事項】

- ① あらゆる分野における女性の活躍推進のため、地方自治体の主体的な取組を加速し、地域の実情に合わせた独自の施策の展開を継続的に可能とするため、「地域女性活躍推進交付金」の充実・確保を図るとともに、「女性活躍応援基金（仮称）」を創設すること。
- ② 「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」については、設置主体を法律で位置づけ、運営の安定化及び質の向上を図るための財源を措置するとともに、政府において設置する夜間休日対応のコールセンター等の安定的な運営を図ること。

### 【現状・課題】

- 本県の人口は、平成 11 年の約 103 万人をピークとして減少に転じ、令和 7 年の人口は約 91 万人と、26 年連続の減少となっており、また、生産年齢人口も平成 27 年の約 55 万人が、令和 27 年には 39 万人程度まで減少すると予測されています。

人口減少と少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少が進むなかで、本県では、25 歳から 44 歳の女性就業率が全国平均よりも高く、その割合も上昇傾向にあるものの、女性雇用者における非正規雇用者の割合は男性雇用者におけるその割合より高い状況にあるほか、管理的職業従事者や自治会長に占める女性の割合も低い水準に留まっているなど、働く場や地域における政策・方針決定過程において女性の力が十分に発揮できているとは言えない状況です。

将来にわたり持続可能で多様性に富んだ活力ある社会を構築するためには、女性をはじめとする多様な人材の活用、多様な視点が必要であり、本県では、働くことを希望する女性が、希望に応じた働き方を実現できるよう意識改革や環境づくりのための事業や、女性リーダーを養成する事業を積極的に推進しているところです。

地域において、あらゆる分野における女性の活躍を推進するため、「地域女性活躍推進交付金」の上限額の引き上げや、対象事業の拡大とともに、独自の施策を継続的に展開するための基金の創設など、安定的な財源を確保する必要があります。

- 令和 5 年 3 月に「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」が決定され、令和 2 年度から 4 年度までの「集中強化期間」の取組を継続・強化するため、令和 5 年度から 7 年度までの 3 年間を性犯罪・性暴力対策の「更なる集中強化期間」として、性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組や被害者支援を強化していくことが示されました。

本県では、平成 29 年 4 月 1 日から性暴力被害者支援センター「オリーブかがわ」を開設し、性暴力についての専門的な研修を受けた女性の相談員が電話相談、面接相談に応じるとともに、産婦人科医療の受診や警察への届出に対する付添支援を行うほか、臨床心理士等によるカウンセリングや弁護士による法律相談を実施しています。

各都道府県の支援センターが効果的かつ継続的に運営されるためには、設置主体を法律で位置づけ、平成 29 年度に創設された「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」を継続・拡充し、運営の安定化及び質の向上を図るために十分な財源を措置するとともに、更なる集中強化期間終了後も、全国同一水準の被害者支援が実施されるよう、政府において設置する夜間休日対応のコールセンター及び SNS 相談の安定した運用が必要です。

【所管府省】 内閣府（男女共同参画局）

【県関係課】 男女参画・県民活動課、労働政策課、警察本部

## 26 安全・安心を確保するための基盤整備の充実・強化について

### (1) 被留置者の留置用被服の導入

#### 【提案・要望事項】

全国同一規格となる被留置者の留置用被服を導入することで、留置事故が発生するリスクを排除するとともに、留置担当者の業務の合理化・効率化を行うこと。

#### 【現状・課題】

- 被留置者の留置用被服については、持ち込み又は差し入れによって自殺防止のための付随品（スウェットの紐等）や生地伸縮性などを除けば自由であるところ、被服を利用した留置事故（自殺、禁制品の隠匿事案等）は毎年発生しています。  
また、被留置者の人権については、日弁連や留置施設視察委員の取組により年々改善される反面、被留置者の人権を配慮した施設のため、留置担当者が留置事故を未然に防止することが難しいのが現状です。
- 留置事故が発生すれば、適正な法定手続きの遂行や事件事故の真相究明が困難となります。全国同一規格（ポケット及び伸縮性なし、男女共通）となれば、被留置者の被服を利用した自殺等の留置事故及び禁制品の隠匿を防ぐことができます。
- 被留置者ごとに被服の種類も多種多様であることから、留置担当者が行う差し入れ物品の点検も長時間に及んでいます。全国同一規格となれば、差し入れ物品の点検が不要となり、看守業務に専念できる時間の確保につながります。
- 必要経費については、「警察署内ノ留置場ニ拘禁又ハ留置セラルル者ノ費用ニ関スル法律」（明治35年2月27日 法律第11号）に基づき、都道府県警察に償還されていると承知していますので、同様の扱いが必要です。

【所管府省】 法務省（矯正局）、警察庁（長官官房）

【県関係課】 警察本部留置管理課

## (2) 被留置者への対応を目的とした警察医(常勤)及びオンライン診療の導入

### 【提案・要望事項】

被留置者の健康管理の確保及び留置事故の防止を図り、被留置者に法定手続を公正かつ確実に履行させること。

### 【現状・課題】

- 県警察で契約する嘱託医については、土日祝及び夜間等の診療時間外における診療はもとより、診療日であっても突発的な診察対応は不可能であるため、被留置者が体調不良を訴えたり、体調の変化等を認めたりした場合には、留置担当者が救急及び診療の手配等の対応に当たっています。
- 救急を要請し救急隊が受入れ先を探す場合においても、被留置者の診察を受け入れてくれる医療機関の確保は極めて困難であり、症状によっては救急搬送不可と判断され、留置担当官が診察の受け入れ先を手配しています。  
一方で、被留置者は逃走の機会を探ったり、外出による気分転換を企図して仮病を装ったりすることがありますが、留置担当者は医療従事者ではないため、外傷や検温等での視覚的所見が認められない場合は診察の必要性の判断ができないため、被留置者の申出を容認するしかない状況にあります。
- 被留置者への対応を目的とした警察医(常勤)及びオンライン診療の導入は、被留置者の適正処遇の確保、突発的な体調不良への迅速な対応のため、早急な確保が必要です。
- 必要経費については、「警察署内ノ留置場ニ拘禁又ハ留置セラルル者ノ費用ニ関スル法律」(明治35年2月27日 法律第11号)に基づき、都道府県警察に償還されると承知していますので、同様の扱いが必要です。

【所管府省】 法務省(矯正局)、警察庁(長官官房)

【県関係課】 警察本部留置管理課

### (3) スマートフォン端末等の解析能力の強化

#### 【提案・要望事項】

高度スマートフォン解析資機材、スマートフォン解析用パソコンを配備すること。

#### 【現状・課題】

- 近年、特殊詐欺や闇バイト等の被疑者は、連絡手段に匿名性や秘匿性の高い通信アプリや SNS を利用する傾向が強まっており、これらのアプリは、端末内にのみデータが保存される仕様が多数あり、メッセージの自動消去機能がある、通信内容が暗号化されているなどの特徴があります。
- 犯罪の立証や共犯関係の解明には、被疑者が使用していたスマートフォン端末を直接解析してアプリ内データや履歴を抽出する必要があることから、高度スマートフォン解析用資機材の配備が必要です。
- また、スマートフォンの記憶容量は近年大幅に増加し、1 台のスマートフォン端末に、写真・動画、通信履歴、位置情報履歴、アプリデータなどを含む数百 GB 規模のデータが保存されています。
- これら大容量データを捜査員が精査するため、高速な CPU や大容量メモリを備えたスマートフォン解析用パソコンの配備が必要です。

【所管府省】 警察庁（サイバー警察局）

【県関係課】 警察本部サイバー対策課

#### (4) 暗号資産の追跡を実施する専従の体制の構築

##### 【提案・要望事項】

暗号資産追跡ツールを整備し、暗号資産捜査に従事する捜査員に民間企業等の専門的な研修を受講させること。

##### 【現状・課題】

- 近年、匿名・流動型犯罪グループによる犯罪においては、犯罪収益の受け渡し、移転手段として暗号資産が利用される事例が増えています。これらの犯罪では、被害者に対して暗号資産の購入や送金を指示し、特定の暗号資産アドレスに資金を送付させる手口が多くみられます。
- 犯罪グループの資金の流れを把握するため、犯罪収益の移転状況を図式化し、体系的に分析可能な暗号資産追跡ツールが必要です。
- また、暗号資産追跡ツールの機能を十分に活用して、解析結果を適切に捜査に反映させるためには、暗号資産捜査に従事する捜査員に対し、民間企業等が実施する専門的な研修を受講させることが必要です。

【所管府省】 警察庁（サイバー警察局）

【県関係課】 警察本部サイバー対策課

## (5) サイバー空間の対処能力の強化に向けた体制の整備

### 【提案・要望事項】

サイバー人材の確保・育成業務を担当する警察職員を増員すること。

### 【現状・課題】

- サイバー空間をめぐる脅威の情勢については、インターネットバンキングに係る不正送金事案や、SNS を通じて金銭をだまし取る SNS 型投資・ロマンス詐欺が多発しているだけでなく、重要インフラ事業者等における DDoS 攻撃や、国家を背景とするグループによる情報窃取を目的としたサイバー攻撃が確認されるなど、極めて深刻な情勢にあります。
- また、暗号資産については、利用者の匿名性が高く、その移転がサイバー空間においても瞬時に行われるという性質から、犯罪収益等が暗号資産の形で隠匿されるほか、近年、痕跡を隠蔽し長期潜伏を続けるサイバー攻撃も確認されているところ、より一層の高度な専門的知識・能力が必要です。
- このようにサイバー空間をめぐる脅威は極めて深刻な情勢が続いていることから、サイバー空間への対処に関する人的基盤を一層強化していく必要があります。そのためには、サイバー人材育成の指導者となる人材をサイバー対策課及び公安課に配置し、サイバー空間の脅威に的確に対処できる人材を確保するとともに、全職員の対処能力を図る必要がありますので、サイバー対策課及び公安課の警察職員の増員が不可欠です。

【所管府省】 警察庁（長官官房、サイバー警察局、警備局）

【県関係課】 警察本部警務課、サイバー対策課、公安課

## (6) 中小企業等を対象としたセキュリティ対策の支援事業

### 【提案・要望事項】

警察官と委託事業者が連携し、中小企業のシステム脆弱性を診断する事業を実施するための補助等を行うこと。

### 【現状・課題】

- サイバー事案の被害に遭った全国の企業に対するアンケートを実施した結果、約8割の企業が「リスクに対する備えが不足していたと思う。」との回答をしています。
- 香川県においても、官民を上げて中小企業や個人事業主に対する注意喚起を行っていますが、セキュリティ意識が低く必要性を感じていないなどの理由から、セキュリティ対策が疎かになり、サイバー事案の標的になりやすい傾向にあります。  
県内の中小企業や個人事業主に対して、情報セキュリティ対策の必要性を意識させるための対策が必要です。
- 企業のセキュリティ意識の向上を図り、被害を未然に防止するためには、中小企業や個人事業主に対してセキュリティ診断（一部業者委託）を実施する「セキュリティ公助」を推進する必要があります。  
情報処理安全確保支援士の資格を有する捜査員を多数育成することが求められるため、全国専科の開催や研修費の補助を講ずる必要があります。

【所管府省】 警察庁（サイバー警察局）

【県関係課】 警察本部サイバー対策課

## (7) 犯罪防止対策の推進に向けた体制の整備

### 【提案・要望事項】

県民の身近な犯罪や増加傾向にある犯罪の防止対策をより一層推進するため、警察官及び警察職員を増員すること。

### 【現状・課題】

- 令和7年の香川県内における刑法犯認知件数は前年比で476件(+8.1%)と急増しており、極めて憂慮すべき状況にあります。特に、従来の高齢者を標的とした特殊詐欺に加え、近年はSNS型投資詐欺やロマンス詐欺といった新たな手口が急増し、金銭的被害は極めて深刻です。  
被害は若年層から中・高年層まで全世代に拡大しており、保有資産が多く高額被害に遭いやすい高齢者、SNSを介して将来的なリスクを負う若年層、そして従来警察広報が届きにくい現役世代の中年層など、対象ごとに異なるアプローチが求められています。
- また、刑法犯認知件数の多くを占めているのは、自転車盗や万引き等の県民にとって身近な窃盗犯及び詐欺等の知能犯の増加です。これら身近な犯罪の放置は、地域社会の規範意識の低下を招き、重大犯罪を誘発する温床となります。
- 限られたリソースで最大限の防犯効果を上げるためには、犯罪発生状況の詳細な調査・分析に基づく戦略的な防犯対策が不可欠です。複雑化する犯罪情勢に対応し、県民の安全を確保するためには、分析の専門性と企画実行力を担保するための警察官及び警察職員の増員が強く望まれます。

【所管府省】警察庁（長官官房、生活安全局、刑事局）

【県関係課】警察本部警務課、生活安全企画課、捜査第二課

## (8) ストーカー、DV、児童虐待事案などの人身安全関連事案に的確に対応するための体制の整備

### 【提案・要望事項】

ストーカー、DV、児童虐待事案などの人身安全関連事案に迅速かつ的確に対応するための警察官を増員すること。

### 【現状・課題】

- ストーカー・DV事案は、恋愛感情のもつれ等の私的な人間関係に起因する事案であり、情報技術の進展等を背景としたコミュニケーション手段の変化や対人関係の多様化等により、被害の実態がつかみづらく、潜在化しやすい傾向にあります。さらに、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が非常に強いものも多く、加害者が検挙されることを顧みず大胆な犯行に及ぶなど、事態が急展開して重大事件に発展するおそれもあります。

この種事案では、認知の段階から、被害者等の安全確保を最優先に、関係法令を駆使した加害者の検挙等による加害行為の防止、被害者等の保護措置等の組織的対応が求められます。

- 全国的に痛ましい児童虐待事件が発生している状況を踏まえ、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において、平成30年7月に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」等が決定されたほか、令和元年6月には、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の成立、令和5年12月に、刑事訴訟法の一部を改正する法律が施行され、司法面接時において記録した媒体について一定の要件のもと、証拠能力が認められることになるなど、政府一丸となって児童虐待防止対策が進められています。

なお、本県における令和7年の児童虐待の認知件数は、前年比60件減の638件で前年から減少しているものの高水準となっています。

- 児童虐待は、児童が自ら助けを求めることが困難である、被害を受けていること自体を認識できないなどの理由により、被害が潜在化・長期化し、深刻な被害に至る可能性が高いという特徴があります。こうしたことから、警察には、児童虐待が疑われる事案を認知した際に犯罪の捜査だけでなく、児童の安全確認及び安全確保を最優先とした対応が求められます。
- これら人身安全関連事案において、被害関係者の安全確保を最優先とした捜査、調査等の対応を迅速かつ的確に行うため、警察官を増員して、より一層の体制の充実を図ることが必要です。

【所管府省】警察庁（長官官房、生活安全局、刑事局）

【県関係課】警察本部警務課、人身安全・少年課、捜査第一課

## (9) 匿名・流動型犯罪グループ総合対策のより一層の推進に向けた体制の整備

### 【提案・要望事項】

治安対策上の最重要課題である匿名・流動型犯罪グループ対策をより一層推進するための警察官を増員すること。

### 【現状・課題】

- 匿名・流動型犯罪グループ（以下「匿流グループ」という。）は、特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺をはじめ、組織的な強盗や窃盗、違法なスカウト行為等の多種多様な犯罪を敢行しており、全国警察において治安対策上の最重要課題として位置付けています。

当県においても、匿流グループはあらゆる部門が取り扱う犯罪に関与しており、とりわけ特殊詐欺等事件、薬物密売事件、繁華街における組織的な傷害・恐喝事件や、風俗スカウトプロダクションによる職業安定法違反等事件、悪質リフォーム業者等による特定商取引事件等が多発しています。
- 匿流グループ対策においては、全国や県下から寄せられる情報の収集・分析による実態解明と、あらゆる法令を駆使した取締りを戦略的に推進することが必要です。

しかしながら、収集した情報や事件捜査等を踏まえて、組織実態の解明や新たに把握した匿流グループのさらなる情報収集等を行うための人員や時間が不足しているため、現体制のままでは所要の捜査を遂げることが極めて困難になることが見込まれます。
- 令和7年中に実施した県政モニターアンケート「治安に対する意識調査」の結果では、「警察の業務の中で、現状ではもの足りない、今後特に力をいれてほしいと思う活動」として、過半数（57.3%）の県民が、匿流グループによる犯罪の温床となっている「闇バイトの対策」と回答しています。（同質問における最多回答）
- 上記の現状等を踏まえて、匿流グループに対する捜査等を的確に推進し、国民・県民の期待と信頼に応えるためには、警察官の増員による体制の整備を図ることが必要です。

【所管府省】警察庁（長官官房、刑事局、生活安全局）

【県関係課】警察本部警務課、捜査第二課、生活安全捜査課

## (10) 来日外国人犯罪対策のより一層の推進に向けた体制の整備

### 【提案・要望事項】

来日外国人犯罪対策に専従する警察官（国際捜査官）を増員すること。

### 【現状・課題】

- 令和7年6月末現在における全国の在留外国人数は395万6,619人（前年同期比+約37万人）、本県は2万671人（前年同期比+約2,300人）であり、いずれも過去最高を更新しています。
- 本県の来日外国人犯罪による刑法犯の検挙人員は、令和5年から増加傾向にあり、令和7年は、ベトナム人グループによる特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺事件等を検挙しています。

来日外国人犯罪は、SNSを通じてメンバーを募って犯行に及び、他人名義の犯行ツールを使用することや、犯罪収益を追跡困難な暗号資産に転化してマネー・ローンダリングするなど、これまで以上に組織化、広域化、巧妙化しています。その犯罪特性から、犯罪組織の実態解明にかかる情報収集、捜査及び取締りが長期かつ広域にわたる特徴があります。
- 深刻化する来日外国人犯罪や国際犯罪に的確に対応するため、語学力や専門的知識を有する捜査員を育成するほか、従来の犯罪捜査の徹底に加えて犯罪加担防止等に向けた総合的な未然防止策を講じています。また、包括的な来日外国人犯罪対策を戦略的かつ効率的に行うため、専従の体制を充実し、県内の国際犯罪組織の動向把握と犯罪発生実態の調査・分析を一元化して、全国警察、出入国管理庁及び税関等の関係機関と連携した捜査と水際対策を展開する必要があります。
- このような対策を強力に推進するためには、来日外国人犯罪対策に精通する国際捜査官の専従体制を強化する必要があるため、警察官の増員が必要です。

【所管府省】警察庁（長官官房、刑事局）

【県関係課】警察本部警務課、刑事企画課

## (11) 特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺総合対策のより一層の推進に向けた体制の整備

### 【提案・要望事項】

県下における被害が極めて深刻な特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺対策をより一層推進するための警察官を増員すること。

### 【現状・課題】

- 令和7年中の県下における特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の発生状況については、被害件数が722件、被害総額が約38億8,900万円と過去最悪だった令和6年を大きく上回り、令和5年（被害件数295件、被害総額約14億9,100万円）と比較すると、いずれも約2.5倍に急増していますが、その捜査に従事する警察官については十分な増員がなされていません。
- 被害件数や被害総額が増加の一途をたどるなかにおいて、犯行手口については、生成AIを用いたニセ警察官とのビデオ通話によって被害者をだますなど悪質・巧妙化しているほか、だまし取った現金等犯罪収益の追跡を免れるため、暗号資産に交換・移転するなど巧妙にマネー・ローンダリングを行っています。  
これら特殊詐欺等事件に対し、迅速な初動捜査による実行犯の検挙や突き上げ捜査による上位被疑者の摘発、暗号資産追跡等の捜査を推進していますが、被害の届出受理も含めて相当の人員や時間を要しているのが現状であり、現体制のままでは所要の捜査を遂げることが極めて困難になることが見込まれます。
- 令和7年中に実施した県政モニターアンケート「治安に対する意識調査」の結果では、「自分や身近な人が被害に遭うかもしれないと不安に感じる犯罪」として、3分の2以上（67.3%）の県民が「特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺」と回答しています。
- 上記の現状等を踏まえて、今後さらなる被害件数や被害総額の増加、犯行手口の悪質・巧妙化が予想される特殊詐欺等に対する捜査を的確に推進し、国民・県民の期待と信頼に応えるためには、警察官の増員による体制の整備を図ることが必要です。

【所管府省】警察庁（長官官房、刑事局）

【県関係課】警察本部警務課、捜査第二課

## (12) 科学捜査力のより一層の強化

### 【提案・要望事項】

客観証拠の重要性が高まるなか、多様化かつ増加する鑑定需要に迅速・的確に対応するため、高度な鑑定資機材への更新整備を図ること。

### 【現状・課題】

- 裁判員裁判の導入等により、捜査・公判において客観証拠の重要性が高まるなか、犯罪現場やその周辺に残された資料を的確に収集・確保し、捜査により得られた資料を科学的に分析することで犯人を特定し、あるいは犯行状況を解明することが必要不可欠となっています。
- 鑑定は、客観証拠を重視する捜査を支える根幹をなすものとして、極めて重要な役割を果たしており、殺人事件等の凶悪事件のほか、窃盗事件等の身近な犯罪にも活用されているDNA型鑑定、覚醒剤、大麻等の薬物犯罪捜査、犯罪死の見逃し防止に不可欠となっている薬毒物鑑定、防犯カメラ等で撮影された人物と被疑者の顔を照合し、個人を識別する顔画像鑑定等、科学鑑定は多種多様ですが、今後もさらに需要が高まることが見込まれます。
- 鑑定資機材については、日々の技術の発展により性能の向上が図られておりますが、高度化した科学技術を用いた鑑定資機材及び鑑定効率を高めることができる鑑定資機材を整備し、今後も増加が予想される鑑定需要に迅速・的確に対応できる態勢を整備することが必要です。

【所管府省】 警察庁（刑事局）

【県関係課】 警察本部科学捜査研究所

## (13) 外国人運転者対策の推進に向けた体制の整備

### 【提案・要望事項】

外国人労働者の受入れ拡大に伴い、迅速かつ的確な外国人運転者対策を推進するための警察官を増員すること。

### 【現状・課題】

- 外国人が日本で自動車の運転を行う方法のひとつとして、母国の運転免許証を基に免許試験の一部が免除され、日本の運転免許証を取得できる、いわゆる「外免切替」があります。「外免切替」は、道路交通法等により定められた制度であり、条件を含め、その手続については全国統一の実施要領に基づき実施されているため、本県においてもこれに従って実施しています。
- 令和7年中の本県の外免切替の申請者数は624人で、コロナ禍前の令和元年の4.6倍となり、年々事務負担が大きくなっています。

また、令和5年12月に厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所が公表した2050年（令和32年）の日本の人口は約1億468万人で、2020年の人口（約1億2614万人）から約17%減少、特に全国699の市町村の15～64歳の生産年齢人口は、2020年の半数未満にまで減少すると予想されています。

そのため、政府は平成31年に「出入国管理及び難民認定法」を改正し、外国人材の受入れ促進を行いました。その後、令和6年に外国人労働者を中長期的に受け入れる特定技能制度に自動車運送業を追加し、運転免許証が必要な職種が追加されました。

さらに、令和9年に育成就労制度を開始し、長期的に日本で働ける環境が整備される予定であり、今後も外免切替の申請が増加すると考えられます。
- 迅速かつ的確な外国人運転者対策（外免切替）を推進するため、警察官を増員して体制を強化することが必要です。

【所管府省】警察庁（長官官房、交通局）

【県関係課】警察本部警務課、運転免許課

## (14) 機動隊施設の整備

### 【提案・要望事項】

大規模災害発生時等に使用する車両・装備資器材を適正に保管・管理可能な車庫・倉庫の整備をすること。

### 【現状・課題】

- 毎年のように全国各地で、地震、台風、集中豪雨等による災害が発生しており、特に、甚大な被害が想定される南海トラフ地震については、今後 30 年以内に 60～90 パーセント程度以上の高い確率で発生することが予想されています。  
平成 17 年、本県機動隊には 16 都道府県に設置されている「広域緊急援助隊特別救助班」が置かれ、全国的な運用により極めて高度な救出救助能力を必要とする災害現場において活動を行っており、その重要性は年々増大しているところです。
- 「広域緊急援助隊特別救助班」が設置されて以降は、特殊車両や装備資器材が次々に配備され、現在、車庫・倉庫の収容可能台数・容量を超えて適正な保管・管理が困難な状態となっています。  
そのため、車庫内での保管が困難な車両は、グラウンドに露天状態で駐車していることから車体の劣化を早めており、また、倉庫内での保管が困難な装備資器材は、車庫の通路等に保管しなければならないこともあり、非常に煩雑な状態になっています。  
こうした状況は、グラウンドでの部隊訓練のほか、即応が求められる現場出動にも少なからず影響を及ぼしており、早急に車両・装備資器材を適正に保管・管理可能な車庫・倉庫の整備を行う必要があります。
- 現状では、機動隊の敷地内に新たな車庫・倉庫を建設することは広さの問題等もあり困難であることから、車両・装備資器材の保安面や利便性等を考慮したうえで、国有地や県有地等を確保し、車庫・倉庫を建設する必要があります。

【所管府省】警察庁（警備局）

【県関係課】警察本部機動隊

## 27 児童福祉の推進について

### 【提案・要望事項】

#### ① 児童虐待防止対策の強化

児童虐待防止対策の強化に向け、児童福祉司等の専門的人材の確保や育成、保護者指導の充実など、児童相談所の機能強化に向けた財政支援を充実させること。医師、弁護士等の専門職について、国の責任において十分な確保対策を講じるとともに、配置にかかる財政支援を充実させること。

また、児童相談所の負担軽減を図り、切れ目のない相談・支援体制を確保するため、市町との間の円滑な情報連携を図るツールなど、全国の児童相談所などで共通して活用できるシステムの導入が不可欠であり、国においてこうしたツールを導入する場合のシステム運用経費の支援の充実など、自治体をまたがる児童虐待事案に確実に対応できる仕組みづくりを一層進めること。

#### ② 社会的養育体制の充実

施設等への措置費、一時保護委託費にかかる財政支援を充実させ、社会的養育体制の充実を図ること。特に、施設や里親等に措置されている高校生等の通塾費用や就職、進学に役立つ資格取得、又は講習等の受講に要する経費について、財政支援の充実を図ること。

あわせて、虐待を理由とした施設入所措置にかかる児童措置扶養義務者負担金について、減免制度の創設に向けて検討すること。

### 【現状・課題】

#### ① 児童虐待防止対策の強化

- 児童虐待防止対策の強化に向け、国から様々な対策が打ち出されているものの、児童相談所の機能強化や専門性強化を進めていくに当たっては、国による財政支援等の一層の充実を図る必要があります。
- 児童相談所においては、業務負担の増大への対応や、経験・スキルの不足が課題となっており、本県では、児童相談所の負担軽減を図るため、市町と連携した情報連携に取り組んでいますが、自治体間での児童虐待事案に、確実に対応していくためには、国において、全国統一のシステムが不可欠です。
- 児童相談所への医師及び弁護士の配置については、地方によっては偏在が大きく、虐待等に精通した人材の確保が困難であることから、国の責任において、十分な確保対策及び財政措置を講じることが必要です。

## ② 社会的養育体制の充実

- 家庭での養育が困難となった児童に、「家庭と同様の環境」のもと、適切に養育されるよう、里親等への委託を推進するなど、社会的養育体制をより充実させるためには、国において一層の財政措置の充実を図る必要があります。
- 施設や里親などの社会的養護のもとで暮らす子どもの通塾費用は、中学生が公費で全額助成されるのに対し、高校生は一人当たり月2万円（高校3年生は2万5千円）までに限られているほか、就職試験対策のための講習受講等に要する費用については、高校在学中1回に限り、57,620円までしか支援されていません。これらの費用が施設や里親の負担により賄われているケースもあることから、支援の充実が必要です。
- また、虐待を否定する保護者から施設入所措置の同意を得ることは困難を極めますが、児童措置費扶養義務者負担金が問題を一層複雑にしている現状があり、虐待を受けた児童の施設入所措置や家族再統合に向けた支援をスムーズに行うため、国において負担金の減免制度を検討する必要があります。

【所管府省】 こども家庭庁（支援局）

【県関係課】 子ども家庭課

## 28 過疎対策事業債及び辺地対策事業債の必要額の確保について

### 【提案・要望事項】

過疎地域の住民福祉の向上及び地域格差の是正並びに辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、過疎対策事業債及び辺地対策事業債の必要額を確保すること。

本県においては、近年、県内市町からの要望が増加していることから、地域の実情を踏まえた配分とすること。

### 【現状・課題】

- 過疎・辺地地域では、人口減少や高齢化が一段と進行しており、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、極めて深刻な状況に直面するなかにあつて、人口減少に歯止めをかけ、大都市から地方へ人を分散させるには、過疎・辺地地域が活力と魅力あふれる地域として維持されていくことが必要です。
- より一層の地方創生の推進や公共施設等の老朽化に対応し、集約化、複合化、長寿命化など公共施設等の適正管理の積極的な推進が求められるなか、本県の過疎・辺地地域においては、近年、統廃合に伴う学校等教育文化施設の整備などが集中し、過疎対策事業債や辺地対策事業債の要望額が増加しています。
- さらに、合併市町においては、合併特例事業終了後も、引き続き、過疎化が進む周辺部の振興対策を住民から強く求められていることから、今後、過疎対策事業債や辺地対策事業債の要望額は、より一層増加することが見込まれています。
- 加えて、社会問題となっている建築コストの高騰など地方の公共工事にとって厳しい情勢が続くことが予想され、市町は厳しい財政状況に追い込まれています。
- 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の制定に伴い、一部過疎地域が増加するとともに、卒業団体についても6年間の経過措置が講じられることとされ、要望額の増加が見込まれます。
- 近年、香川県内の過疎地域において、公共施設マネジメント特別分の対象となる小学校等の統合が進んでおり、また、地域の交流拠点となる大型施設の整備が予定されるなど、過疎対策事業債の必要額が増額している状況にあります。

【所管府省】 総務省（自治財政局）

【県関係課】 自治振興課

## 29 公共施設等適正管理推進事業債の期限延長について

### 【提案・要望事項】

地方公共団体が、引き続き、長期的な視点をもって施設の更新・統廃合・長寿命化などに取り組めるよう、令和8年度までとされている「公共施設等適正管理推進事業債」を令和9年度以降も継続すること。

### 【現状・課題】

- 過去に建設された公共施設等が今後、大量に更新時期を迎える一方、地方団体の財政は依然として厳しい状況にあります。
- そのため、地方公共団体において、長期的な視点をもって施設の更新・統廃合・長寿命化などに取り組めるよう、「公共施設等適正管理推進事業債」により適正管理に係る取組を推進しているところです。
- 本制度では、令和7年度に公共施設等の集約化・複合化に伴う除却事業が「集約化・複合化事業」の対象とされ、また、令和8年度では、集約化・複合化に伴う除却事業の対象に公営住宅が加えられており、近年対象事業が大きく拡大しています。
- しかし、本制度は令和8年度をもって終了の予定であり、地方にとって、公共施設等の適正管理に必要な事業を計画的に進めていくうえで、大きな不安材料となっています。
- 本県においては、県有施設のトイレの洋式化や県立学校の長寿命化等を今後も計画的に進める予定であるほか、県内の多くの市町においても、公共施設の集約化、長寿命化など、令和9年度以降に実施予定の事業が140件近く、「公共施設等適正管理推進事業債」の充当予定額が1,000億円以上予定されています。さらに、令和8年度から「公共施設等適正管理推進事業債」の対象となる公営住宅の除却については、90件以上、3億円以上の事業費が予定されています。
- このような状況から、本制度の令和9年度以降の延長が必要です。

【所管府省】 総務省（自治財政局）

【県関係課】 自治振興課、予算課

【提案・要望事項】

- ① 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」や「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決のため、国においては積極的な人権教育・啓発を推進するとともに、地方が積極的に施策展開を行えるよう、必要な財政上の措置を講じること。
- ② 同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向け、人権侵害による被害の救済を図るため、有効性のある人権救済に関する法律の制定について、国民の幅広い議論を喚起し、地方の意見を十分聞いたうえで、早期制定に努めること。
- ③ 同和問題については、インターネット等を利用した差別行為や戸籍謄本等の不正取得など部落差別につながる行為の発生防止を図るため、以下の措置を講じること。
  - ・ 「部落差別の解消の推進に関する法律」などに基づき、地方自治体が国との適切な役割分担を踏まえて必要な取組を行うことができるよう、法解釈のガイドラインなど、国としての考え方を示すこと。
  - ・ 戸籍謄本等の不正取得防止のため、第三者による取得に関する規制強化を含めた実効性のある対策を講じること。
  - ・ 人権擁護機関が実施している人権侵害につながるインターネット上の書き込みの削除要請を着実に実施すること。
- ④ とりわけ、インターネット等を利用した差別行為については、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」に基づき、指定事業者が公表する措置の実施状況等を検証し、指定事業者によって削除判断に差が生じることがないように、実効性のある対策を講じること。あわせて、部落差別など特定の地域や集団に向けられた侵害情報については、個人からの削除申出がなされずに放置され、差別が拡散されるおそれが高いことから、指定事業者に対し、被侵害者からの申出と同様に、行政機関等からの申出についても7日以内の対応と結果の通知を義務付ける迅速化規律を課すこと。また、発信者情報の開示手続きについては、円滑な被害者救済を図る観点からさらなる見直しを行うこと。

「部落差別の解消の推進に関する法律」については、インターネット上の同和地区に関する識別情報を削除すべき侵害情報として法的に根拠づけること。
- ⑤ 特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチの解消に向けて、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づき、実効性のある対策を講じること。

## 【現状・課題】

- 国では、人権教育・啓発の事業については、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、平成 14 年 3 月に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。本県でも、平成 15 年 12 月に「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権教育・啓発に努めていますが、法務省の啓発委託費が削減されてきており、十分な啓発が難しくなっています。
- 国での法制定の動きとしては、人権救済制度の確立を目指した「人権擁護法案」が平成 14 年に国会に提出されましたが、廃案となっています。その後、平成 24 年に「人権委員会設置法案」が国会に提出されましたが、国会の解散により廃案になりました。
- 県においては、有効性のある人権救済に関する法律の必要性を認め、平成 13 年度からこれまで国に対して要望しています。

また、県議会では、平成 17 年 3 月、「人権擁護に関する法律」の早期制定を求める意見書を内閣総理大臣に提出しています。一方、平成 22 年 2 月議会においては、人権救済に関する法律の制定について、国民の幅広い議論を喚起するとともに、地方の意見を十分聞くなど、慎重な対応を求める意見書を採択しました。
- 最近では公然と特定の地域を被差別部落であると摘示するなどの不当な差別的取り扱いを助長する行為が発生しています。

こうした部落差別につながる行為の発生を防止するため、「部落差別の解消の推進に関する法律」などに基づき、地方自治体が国との適切な役割分担を踏まえて必要な取組を行うことができるよう、相談体制、教育及び啓発、部落差別の実態にかかる調査などについて、法解釈のガイドラインなど、国としての考え方を示すとともに、法律の趣旨を踏まえ、実効性のある対策を講じることが必要です。
- 平成 19 年の戸籍法等の改正により、戸籍謄本等の不正取得に対する罰則の強化等がなされたにもかかわらず、委任状の偽造等により戸籍謄本等を不正取得する事件が発生しているため、司法書士・行政書士等をはじめとする国家資格の士業の関係団体への指導、人権教育の徹底、不正取得者に対する厳罰化など、より一層の対策を講じることが必要です。
- 平成 13 年に制定された、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」いわゆるプロバイダ責任制限法に関しては、同法ガイドライン等検討協議会によるガイドラインの改正により、平成 16 年から人権侵害の被害者本人が削除要請することが困難なときに、法務省の人権擁護機関がプロバイダに削除要請した場合の対応方針が明記されました。

しかしながら、インターネットの匿名掲示板には、差別語などを使用し不特定多数の者を侮蔑するような差別書き込みが後を絶ちません。なかでも、同和地区の所在地であるとする地名等や写真画像の情報を掲載する特定のウェブサイトが大きな問題となっています。

人権擁護機関が実施している人権侵害につながる書き込みの削除要請について、被害者が特定できる場合だけでなく、不特定多数の者に対する書き込みについても、着実に実施することが必要です。

- とりわけ、令和7年4月からは、プロバイダ責任制限法を改めた「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」いわゆる情報流通プラットフォーム対処法が施行され、同法が指定する大規模プラットフォーム事業者に対して、削除申出への応答や処理期間等の対応の迅速化と措置等の実施状況の公表が義務付けられましたが、同法の施行後も、指定事業者間で削除対応に差が生じている状況です。同法第28条の規定に基づき、令和8年5月までに、大規模プラットフォーム事業者から、措置の実施状況等についての公表が行われることから、その内容を検証し、事業者間での対応に差が生じないようにするなど、実効性のある対応が必要です。また、同法は、個人からの申出についてのみ指定事業者に迅速化義務を課していますが、部落差別など集団や特定地域への侵害情報については、個人からの申出がなされずに放置されやすく、差別が拡散されるおそれが高いことから、行政機関等からの申出についても同様に義務付けることが必要です。また、被害者が泣き寝入りすることがないように、円滑な被害者救済を図るためには、発信者情報の開示手続きのさらなる見直しも必要です。

さらに、法改正の効果等を見極めつつ、規律対象の範囲を段階的に小規模事業者に拡大するなど、法整備の一層の充実・強化も必要です。

- また、大規模プラットフォーム事業者の中には、県の削除要請に対し、憲法の表現の自由を尊重する立場から、任意の削除要請に応じる法的義務はないと回答している事業者も見受けられることから、「部落差別の解消の推進に関する法律」においても、インターネット上の同和地区に関する識別情報を削除すべき不当な情報として法的に根拠づけることが必要です。
- 特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチの解消に向けて、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づき、地方自治体が国との適切な役割分担を踏まえて必要な取組を行うことができるよう、相談体制の整備、教育の充実、啓発活動等の取組を推進するとともに、法律の趣旨を踏まえ、実効性のある対策を講じる必要があります。

【所管府省】法務省（人権擁護局）、総務省（自治行政局、情報流通行政局）

【県関係課】人権・同和政策課、総務学事課、国際課

### 31 地方における外国人材の受入れと多文化共生社会の実現に向けた取組等への支援について

#### 【提案・要望事項】

##### ① 地方における外国人材の受入れについて

- ・ 国は、外国人との秩序ある共生に向けて、在留資格審査の適正化などルールの順守や制度の適正化に焦点を当てた取組を進めているが、一方で本県をはじめ地方での人手不足は深刻化していることから、地方における経済の持続的発展に向けた外国人材の必要性について、国民の理解を得られるよう、国が率先して周知啓発を行うこと。
- ・ 地方自治体による県内企業等からのニーズに応じた外国人材の受入れ支援などの独自の取組に対し、継続的な財政支援を講じること。
- ・ 「育成就労制度」について、予定されている令和9年4月の施行開始まで時期が迫っていることから、育成就労外国人の受入れを希望する監理団体や事業所等が、遅滞なく準備を進め、混乱なく円滑に受入れを開始できるよう、国が責任を持って周知啓発を進めるとともに、育成就労外国人を受け入れる監理団体や事業所等に過度な事務的・経済的負担を強いる制度とならないよう十分配慮すること。
- ・ 「特定技能制度」について、地方の人手不足の解消に寄与するよう、引き続き国において、特定産業分野の追加、試験実施国や実施回数の増を図ること。
- ・ 本年1月、育成就労及び特定技能の在留資格での分野別受入れ見込み数（令和11年3月末まで）が閣議決定され、外国人の受入れの基本的な在り方については、関連する将来推計等を踏まえ、総合的に検討していくこととされたが、外国人材の雇用を必要としている事業所等が過不足なく受け入れできるよう、地域や産業分野ごとの実情も十分考慮した制度設計とすること。
- ・ 「特定技能制度」や「育成就労制度」については、地域の人手不足に的確に対応し、地域の持続的な発展につながるものとなるよう、大都市等への過度の集中防止策について、地方自治体や関係団体等の意見を十分に聴取し、時宜にかなった実効性のある施策を国が責任を持って実施すること。
- ・ 「技術・人文知識・国際業務」の在留資格において、事業者等の実情を反映し、外国人材が日本人同様の幅広い業種や職種に従事できるよう、従事可能な業務の緩和等を行うこと。
- ・ 外国人材の在留資格の取得や変更手続について、提出書類や記載事項の省略など、一層の簡素化を図ること。

##### ② 多文化共生社会の実現に向けた取組について

- ・ 外国人の生活支援、防災面及び日本語教育に関する支援等や社会参画の促進など、多文化共生の社会づくりに向けた取組や、窓口の設置などの取組に対し、継続的な財政支援を講じること。

### ③ 外国人児童生徒の受入体制の整備について

- ・ 本県の日本語指導が必要な外国人児童生徒はこの 10 年間で倍増しており、また、その母語も多様化している中、現在の日本語指導教員数では十分な日本語指導を行うことが難しいことから、義務標準法における日本語指導の教員の配置基準である 18 人につき 1 人の基準の引き下げを行うこと。
- ・ 学校への日本語指導員派遣やオンライン授業等の指導環境整備のための財政支援を拡充すること。
- ・ 日本語指導を担当する教員等の研修の充実や、効果的に日本語指導を行うためのデジタル教材を開発すること。

## 【現状・課題】

### ① 地方における外国人材の受入れについて

- 本県においては、少子高齢化の進行や県外への人口流出などにより、生産年齢人口が減少するなか、有効求人倍率は、平成 23 年 8 月以降、1 倍を超えており、人手不足となっている県内企業が多い状況です。

一方で、本県の外国人労働者数は、昨年 10 月末現在で 16,557 人と、5 年前と比較して約 1.7 倍となっており、本県経済の持続的発展に必要な人材となっています。

- こうしたなか、本県では、県独自の取組として、外国人材を雇用する場合の在留資格や、労働条件等に関する相談を総合的に受け付ける「外国人労働人材関係相談窓口」を平成 31 年 4 月に開設しています。また、県内企業と留学生を対象とした交流会・企業説明会や、企業等を対象とした外国人材の適正な受入れや定着、活躍にかかる講義等を行うセミナーの開催、企業等が実施する外国人材の日本語能力向上のための取組への支援、など、県内企業等からの要望に応じて、外国人材の受入れ等を支援しています。

これらの取組を効果的かつ継続的に実施し、外国人材を必要とする企業等における雇用の円滑化を進めるためには、外国人受入環境整備交付金の拡充はもとより、外国人材の受入支援、海外大学等の覚書に基づく県内企業への人材確保支援などの県独自の取組に対して、継続的に、十分な財源が措置される必要があります。

- 一方、国では、本年 1 月に決定された「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」等において、国は在留資格審査の適正化など、ルールへの順守や制度の適正化に焦点を当てた取組みを進めることとしていますが、本県をはじめ地方では、深刻な人手不足な状況となっており、外国人材の雇用を必要とする事業所等が多く存在することから、地方における経済の持続的発展に向けた外国人材の必要性について、国民の理解を得られるよう、国が率先して周知啓発を行う必要があります。

- 「育成就労制度」については、昨年9月に育成就労法施行規則が公布され、本年1月には、運用に関する方針等が閣議決定されるなど着実に制度設計が進んでいますが、予定されている来年4月の施行開始まで時期が迫っていることから、育成就労外国人の受入れを希望する監理団体や事業所等が、遅滞なく準備を進め、混乱なく円滑に受入れを開始できるよう、国が責任を持って周知啓発を進める必要があります。

また、「育成就労制度」移行後は、日本語要件が厳格化され、入国時において認定日本語教育機関による日本語講習の受講が求められるほか、外国人が来日前に送り出し機関に支払う手数料や渡航費について、今後は受け入れ企業等による負担も求められるようになることなど、外国人材の雇用に当たっては、これまで以上に多くの経費がかかることを懸念する声が多く聞こえています。

上記の制度変更は、日本で働く育成就労外国人の失踪防止、定着に資するものですが、一方で、育成就労外国人を受け入れる監理団体や事業所等に過度な事務的・経済的負担を強いる制度とならないよう、十分配慮いただく必要があると考えています。

- 「特定技能制度」については、平成31年4月に、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れるために創設され、昨年10月末時点の特定技能外国人数は、全国で286,225人と着実に増加しており、本県においては4,481人と前年同月比で1.3倍増加しています。

引き続き国においては、「特定技能制度」による外国人材の受入れが円滑に進み、地方の人手不足の解消に寄与するよう、企業等の意向等を踏まえた特定産業分野の柔軟な追加、試験会場を設ける国の数や地方での試験の開催を含めた試験回数の増加などの対策を講じていくことが必要です。

- 本年1月、育成就労及び特定技能の在留資格での分野別受入れ見込み数（令和11年3月末まで）が閣議決定され、外国人の受入れの基本的な在り方については、関連する将来推計等を踏まえ、総合的に検討していくこととされました。そのようななか、外食業分野における1号特定技能外国人の在留者数が、上記受入れ見込み数を超過することが見込まれるとの理由で、本年4月13日以降、特定技能「外食業分野」での在留資格認定証明書の交付が停止され、地方においてもその影響が見られるところです。

昨年9月に公布された育成就労法施行規則において、外国人材が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することなく、地方の人手不足の解消につながるよう、地方の優良受入機関等における育成就労外国人の受入枠の増などについて示されましたが、「特定技能制度」や「育成就労制度」の制度設計に当たっては、地方においても、外国人材の雇用を必要としている事業所等が、過不足なく受け入れできるよう、地域や産業分野ごとの実情も十分考慮いただくとともに、引き続き実効性のある施策

を国が責任を持って実施していくことが必要です。

- 外国人材の在留資格の取得や変更手続については、監理団体や登録支援機関等の関係機関から「申請・届出手続きが煩雑すぎる」等の意見が多くあることから、申請・届出手続の一層の簡素化が求められています。

また、多くの事業者等において、あらゆる業種や職種における人手不足が顕著となっている実情があることから、特に「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で就労する外国人材が従事可能な業務について、緩和等を行うなど柔軟に対応していただく必要があります。

例えば、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格でホテルのフロント業務に従事する外国人材が、客室清掃や配膳業務にも従事可能とすることで、多様な業務に対応できる能力を養い、広い視野を持つ人材への育成を促すなど、人手不足の解消に加え、業務の効率化や生産性の向上にもつながると考えています。

## ② 多文化共生社会の実現に向けた取組について

- 本県で働き、生活する外国人が増加するなかで、外国人住民と日本人住民が、互いの文化や生活習慣などを尊重し、ともにいきいきと安全・安心で豊かな生活を営むことができる多文化共生の社会づくりの取組が一層重要であり、本県では、国の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に基づき、「かがわ外国人相談支援センター」を平成31年4月に開設し、外国人にかかる生活全般の相談に多言語で対応できる体制を整備したほか、国際化推進会議による市町等との連携体制の強化、市町における多文化共生のまちづくりに向けた取組の支援など、多文化共生の地域づくりを一層推進していくこととしており、外国人受入環境整備交付金の継続をはじめ、十分な財源が措置される必要があります。

## ③ 外国人児童生徒の受入体制の整備について

- 本県の外国人児童生徒数は、増加傾向にあるなか、外国人児童生徒が集住する地域には、国から加配措置された日本語指導のための教員を11名配置しておりますが、国籍や生活習慣等が多様化しているため、十分な支援が行われているとは言えない状況です。現行の義務標準法では、18人に1人の日本語指導の教員が配置されることになっていますが、指導の充実を図るためには、義務標準法における配置基準の見直しが必要です。
- 一方、県内には、1～2名の外国人児童生徒が在籍している学校が多数あり、こうした外国人児童生徒が散住する地域においても、個別の児童生徒の状況に応じた指導を行うことができるよう、令和8年度は、延べ49名の日本語指導員を派遣しています。また、本年度は、日本語指導員の年間派遣時間を、一人あたり35時間程度から45時

間程度に拡充しておりますが、週当たり1時間程度の派遣では、十分とは言えない状況にあります。

オンラインによる授業も試みていますが、一層指導環境を整備する必要があります。こうした日本語指導員の派遣及び環境整備をより一層推進するためには、国において新たな補助事業を創設するなどの財政支援の拡充が不可欠です。

- また、日本語指導を担当する教員等の資質向上のためには、国の教職員支援機構が実施する中央研修の定員を増員し、学校において日本語指導の中心となるリーダーを養成するとともに、専門知識が十分でない教員でも効果的に日本語指導を行うことができるように、教科書の本文を多様な母語へ翻訳したり、視覚的理解を促す動画を再生したりできるデジタル教材の開発が必要です。さらに、外国人児童生徒が散在する地域においては、遠隔による授業を行うことも有効であり、その体制整備のための支援も必要です。

**【所管府省】** 法務省（出入国在留管理庁）、文部科学省（総合教育政策局）、  
厚生労働省（職業安定局、人材開発統括官）

**【県関係課】** 労働政策課、国際課、義務教育課

## 32 学校教育の充実について

### (1) 不登校等への対策

#### 【提案・要望事項】

- ① 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えるために、校内教育支援センター等に係る経費のさらなる拡充や、加配教員、支援員の確保など、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策をより一層充実させること。あわせて、専門機関等とつながっていない児童生徒へのアウトリーチ支援体制の強化や、フリースクール等民間施設との連携に向けた制度設計を行うこと。
- ② 児童生徒を対象としたSNS教育相談体制については、国が一元化して構築し、通年実施すること。

#### 【現状・課題】

##### ① 別室登校・不登校児童生徒に対する支援体制等の充実

- 令和6年度、本県の不登校児童生徒数は、2,777人となり、前年度とほぼ同数となりました。校種別にみると、小学校では増加となりましたが、中学校では令和元年度以来5年ぶり、高等学校では令和2年度以来4年ぶりの減少となっています。1,000人あたりの不登校児童生徒数で見ると、どの校種においても全国平均より低く、また、欠席日数が30日～50日の不登校児童生徒が約3割程度となっています。
- 令和7年度の本県の調査では、教室に入りにくい別室登校の児童生徒を抱える学校は、小学校で76.7%、中学校で87.3%であり、不登校児童生徒数とあわせて多くの学校が、別室登校児童生徒の対応に当たっています。別室登校は、教室に居場所感が持てない児童生徒の避難場所として、また、一旦不登校となったものの学校に戻りたいと思った際の通過点として重要な役割を果たしています。
- 令和7年度に、「校内教育支援センター支援員の配置事業」が新たに創設されたものの、内定額は市町からの申請額に全く届いていない現状となっています。市町からのニーズも高いため、令和9年度においても、十分な財源の確保を要望します。
- その一方で、本県では不登校が長期化し、出席日数が10日以下の児童生徒が小学校で79名、中学校で203名、高等学校で14名と不登校児童生徒の約1割を占めていることが明らかとなっており、その中には、専門機関だけでなく、学校ともつなが

っていない児童生徒が一定数いることも明らかとなり、学校や専門機関等の支援につながっていない児童生徒が孤立化し、長期欠席が固定化する懸念があります。

- こうした家庭へのアウトリーチには、福祉の専門知見を持つスクールソーシャルワーカーの役割が不可欠ですが、国の予算において、スクールソーシャルワーカーの基礎配置は、全中学校区に週3時間であり、カウンセラーの全公立小中学校に週4時間と比較して少なく、予算もカウンセラーの3分の1程度のため、市町からもスクールソーシャルワーカーに対するニーズは高いものの、配置時間、人数等の要望に応えることができない状態が続いています。本県では国の補助を活用し、スクールソーシャルワーカーの市町への配置を支援していますが、より機動的な家庭訪問や関係機関調整を行うためには、国による一層の財政的支援が必要です。
- 加えて、学びにアクセスすることができていない児童・生徒をゼロにできるように、フリースクール等民間施設を利用する児童生徒に係る経済的支援や、学校外での学びを適切に評価・認定する制度設計を国において進めることを求めます。

## ② 国の一元化によるSNS教育相談体制の構築

- いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対して多様な相談窓口の選択肢を用意し、問題の深刻化を未然に防止する必要があります。
- 本県では、電話、メール、FAX及び面談による教育相談を実施しておりますが、若年層のコミュニケーション手段として定着しているSNSを活用した教育相談体制を構築し、定着させることは、全国的にも喫緊の課題です。
- こうしたなか、本県は、令和元年度、3年度と国の調査研究に参画し、SNS相談に一定のニーズがあることや相談内容、相談が多い期間や時間などを把握したところです。
- 一方で、こうしたSNSを活用した相談体制については、システム維持費や人件費など、多額の費用を要するとともに、SNS相談に関する専門知識やスキルを備えた相談員の確保が必要であり、県単独による通年での実施は困難な状況です。
- こうしたことから、児童生徒を対象としたSNS教育相談体制については、広域によるスケールメリットを活用し、費用面の縮減や、相談員の継続的な確保及び育成を図るため、国において一元化して構築し、通年で実施することを要望します。

【所管府省】 文部科学省（初等中等教育局）

【県関係課】 教委総務課、義務教育課、高校教育課

## (2) 特別支援教育の充実

### 【提案・要望事項】

- ① 個々の障害の状況に応じたきめ細かな指導や支援を行うことができるよう、義務標準法等に定める特別支援学級や特別支援学校の学級編制基準を引き下げること。さらに、特別支援学級において、1学級に多くの学年の児童生徒が在籍する場合や、障害の程度が特別支援学校相当の児童生徒が在籍する場合には、加配措置を講じるほか、特別支援学校においても、単一障害の児童生徒のうち、重度の障害のある児童生徒については、重複障害の児童生徒と同様に、児童生徒3人で1学級を編制できるようにすること。
- ② 障害のある子どもに対する乳幼児期から社会参加に至るまでの切れ目のない支援体制を構築するため、幼稚園や小中学校、高等学校、特別支援学校の全ての学校において、特別支援教育コーディネーターを専任で配置できるよう、基礎定数化などの必要な対応を図ること。
- ③ 通級による指導を担当する教員について、支援対象の児童生徒数が定数措置の基準に満たない少数在籍校においても、加配定数を確保できる人的措置を講じること。あわせて、高等学校において特別支援教育を推進するために、通級指導教室の担当教員を含め、教員の基礎定数化などの人的対応の充実を図ること。
- ④ 特別支援学校の専門的な知見を小・中学校等へ広げるため、計画的かつ継続的に人事交流が行えるよう、人的対応の充実を図ること。
- ⑤ 全ての教員が特別支援教育に関する専門性を備え、特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対して適切な指導や支援を行えるよう、教員養成課程を有する大学において、免許状取得のカリキュラムに位置付けられている特別支援教育に関する内容の充実を図ること。
- ⑥ 特別支援教育の対象となる児童生徒が急増し、小・中学校等において、特別支援教育の経験の浅い教員が増えているなか、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成にかかる業務負担を軽減しつつ、適切な指導・支援につなげていくため、計画作成支援ソフトの導入経費について、財政支援の拡充を図ること。
- ⑦ 学校に在籍する医療的ケア児に対し、人工呼吸器による呼吸管理や喀痰吸引などの

医療行為を適切に行えるよう、医療的ケア看護職員の配置や必要な施設整備にかかる財政支援の拡充を図るとともに、医療的ケア看護職員の研修や医療機器等の整備についても財政支援を講じること。

- ⑧ 小中学校等の特別支援教育支援員の適切な人員配置を促すため、補助金の創設や地方交付税措置など財政支援の拡充を図ること。
- ⑨ 特別支援学校におけるキャリア教育・職業教育について、時代の変化に合わせ、内容の充実が図られるよう、必要な施設・設備の整備や、ICTを活用した学習環境の整備などについて、適切な財政支援を講じること。

## 【現状・課題】

### ① 特別支援学級及び特別支援学校の学級編制基準の引き下げ

- 少子化の進展により、義務教育段階及び高等学校段階の児童生徒数は減少する一方で、特別支援教育に関する保護者等の理解や認識の深まりなどにより、特別支援教育を受ける児童生徒数が増加しています。加えて、その障害の程度や状況は多様であり、一人ひとりの教育的ニーズに応じた、きめ細かな適切な指導と支援を行うためには、現在の学級編制基準による教員の配置では対応が困難になっています。
- このため、特別支援学級や特別支援学校については、義務標準法等に定める学級編制基準を引き下げ、十分な特別支援教育ができる教員の配置を行う必要があります。
- また、特別支援学級において、1学級に多くの学年の児童生徒が在籍する場合は、学級運営に課題が生じていることから、本県では、令和7年度から独自に教員を加配していますが、障害の程度が特別支援学校の対象である程度（学校教育法施行令第22条の3に該当）の児童生徒への対応も含め、さらなる教員の加配を行い、個に応じたきめ細かな指導の充実を図る必要があります。
- さらに、特別支援学校では、複数の障害を併せもつ児童生徒に限り、指導・支援の困難性を考慮し、3人で1学級を編制することが認められていますが、障害が単一であっても、その程度が重度の場合には、複数障害の場合と同様に、教員が常時寄り添って支援を行う必要があるため、複数障害の場合と同じ学級編制基準を適用する必要があります。

### ② 特別支援教育コーディネーターの基礎定数化などの人的対応

- 幼稚園、小中学校、高等学校、特別支援学校において、特別支援教育コーディネーター

ターは、校内における特別支援教育の推進役として、校内委員会や校内研修の企画・運営、関係機関や学校との連絡調整、保護者からの相談窓口など多くの役割を担っています。

- しかしながら、8割以上の特別支援教育コーディネーターは、学級担任など他の業務と兼務しているのが現状です。障害のある児童生徒へのきめ細かな支援を行うためには、学校全体として計画的、組織的に取り組むことや、乳幼児期から社会参加に至るまで切れ目なく支援を行うことが重要であり、全ての学校において特別支援教育コーディネーターを専任で配置できるよう定数措置などの人的対応が必要です。

### ③ 通級による指導担当教員の定数措置、高等学校における特別支援教育推進のための人的対応

- 小中学校の通級による指導を担当する教員については、令和8年度に対象児童生徒13人に対し教員1人の割合での基礎定数化が図られることになっています。しかしながら、担当教員は対象児童生徒の多い学校から優先して配置するため、少人数の学校では、巡回指導や他校通級により実施するケースが多いのが現状です。通級による指導のニーズにきめ細やかに対応するためには、通級指導教室の設置校の拡大が不可欠であり、定数措置のさらなる改善が必要です。

- また、義務教育段階で通級による指導や特別支援学級での支援を受けていた生徒が高等学校への進学後に支援が途切れていることが大きな課題となっています。その理由のひとつには、高等学校における通級による指導の制度化は、平成30年度からであり、義務教育段階と比べて遅く、発達障害等のある児童生徒に対する指導経験等が十分に蓄積されていないことが挙げられます。

高等学校における特別支援教育を推進するため、通級指導教室の担当教員を含め、特別支援教育を担当する教員の基礎定数化など、人的対応の充実を図る必要があります。

### ④ 特別支援学校と小・中学校等の教員の人事交流にかかる加配制度の創設

- 特別支援教育の対象となる子どもが急増するなか、特別支援学校の専門的な知識や技能の蓄積を、地域の小・中学校や高等学校等に広げていくための取組みとして、双方の教員の人事交流は非常に効果的です。

- しかしながら、人事交流により、校内の指導体制に影響がでることや、教員の業務負担が生じることから、人事交流が円滑に進まない状況にあります。

このため、人事交流による一時的な人材不足を補い、計画的かつ継続的に人事交流

を実施できるよう、新たな人的対応が必要です。

#### ⑤ 大学の教員養成課程における特別支援教育にかかるカリキュラムの充実

- 令和4年12月に公表された国の調査結果では、通常の学級に在籍する発達障害を含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合は、小中学校において推定値8.8%、高等学校においては推定値2.2%となっており、全ての通常の学級に特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍している可能性が明らかになりました。
- こうしたなか、小学校教諭等の養成を目的とする教職課程においては、令和元年度入学生から、発達障害や軽度知的障害をはじめとする様々な障害種に関する特別支援教育の基礎的内容を、全ての学生が1単位以上修得することが義務付けられています。さらに、小学校又は中学校教諭の普通免許状の取得に当たっては、特別支援学校や社会福祉施設等で介護等体験を行うことが義務付けられています。
- しかしながら、特別支援教育の対象となる児童生徒は急増しており、また、平成25年の就学先決定に関する制度の見直しにより、就学先の決定に当たっては、本人・保護者の意見を最大限尊重することとなり、障害の程度の重い児童生徒が通常の学級に在籍するケースが増えています。このため、全ての教員が特別支援教育に関する専門性を備え、適切な指導や支援を行えるよう、大学の教員養成課程における特別支援教育にかかるカリキュラムの充実を図る必要があります。

#### ⑥ 個別の教育支援計画等の作成支援ソフトの導入支援

- 「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」は、児童生徒への支援を学校全体で取り組むとともに、PDCAサイクルにより、支援内容を計画的に見直していくために不可欠な資料であり、進学先の学校に引き継がれ、活用されていくことで、切れ目ない一貫した支援が可能となります。
- しかしながら、通常の学級に在籍する特別な支援の必要な児童生徒については、学習指導要領において、作成は努力義務とされており、学校教育法施行規則や学習指導要領で作成が義務付けられている特別支援学校、特別支援学級及び通級指導を行う児童生徒と比べ、作成が進んでいない状況にあります。
- 通常の学級における対象児童生徒が増加するなか、特別支援教育の経験の浅い教員の業務負担を軽減するため、計画の作成支援ソフトが開発されており、そのリース料については、「教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）」の補助対象経費とされていますが、小・中学校等へ広く普及させるには、補助率（3

分の1)や補助対象期間(3年間)のさらなる拡充が必要です。

**⑦ 医療的ケア看護職員の配置にかかる財政支援の拡充**

- 医療的ケアが必要な児童生徒は、特別支援学校だけでなく、小中学校においても増加しているなか、令和3年度に医療的ケア看護職員の名称と業務内容が新たに学校教育法等に規定されましたが、専門性の高い医療的ケア看護職員を確保するためには、医療的ケア看護職員の待遇の改善が大きな課題となっています。
- 医療的ケアを必要とする子どもが在籍する学校において、専門性の高い医療的ケア看護職員による医療的ケアを確実に受けられるようにするためには、看護師配置にかかる定数措置のほか、看護師配置や施設整備にかかる国の補助事業の補助率かさ上げ、施設整備にかかる補助手続きの弾力的な運用など、さらなる財政支援の拡充を図るとともに、現在、補助対象とされていない医療的ケア看護職員の研修や医療機器等の整備にかかる経費についても財政支援が必要です。

**⑧ 特別支援教育支援員の配置にかかる財政支援の拡充**

- 障害のある児童生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行うために、各市町が小中学校に配置している特別支援教育支援員は、児童生徒の学習及び生活習慣の形成や個に応じた対応等の面で成果を挙げています。
- こうしたなか、平成28年度から障害者差別解消法が施行され、合理的配慮の提供が義務付けされるとともに、障害のある者に対する支援のために必要な教育環境が整備されることが求められており、インクルーシブ教育システムの構築に向け、特別支援教育支援員の果たす役割はますます重要になっています。
- あわせて、特別な支援を必要とする子どもへの就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援を図る必要があることから、公立幼稚園、小中学校、高等学校等において特別支援教育支援員の適切な人員配置ができるよう、補助金の創設や地方交付税による財政支援を拡充する必要があります。

**⑨ 特別支援学校におけるキャリア教育・職業教育の充実**

- 特別支援学校は、教科指導と併せて、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習することを目的に「作業学習」を実施しています。
- 作業学習の主な内容は、園芸や木工、窯業、縫製、軽作業など、児童生徒が比較的容易に取り組むことができる内容であり、こうした作業をとおして、手先の器用さや

集中力、問題解決能力を養うとともに、物づくりの過程で得られる達成感が児童生徒の自信を高め、自己肯定感を育むことにつながります。

- しかし、将来の職業生活に向けた学びの観点から、児童生徒が時代に即したスキルを身につけ、主体的に「働く」ことができるよう、作業学習の内容の充実を図る必要があります。デジタルリテラシーや現代的なサービス業など、将来の社会でより実際に役立つスキルを習得するために必要な施設・設備の整備や、ICTを活用した学習環境の整備などについて、財政支援が必要です。

【所管府省】 文部科学省（初等中等教育局、大臣官房文教施設企画・防災部）

【県関係課】 特別支援教育課、義務教育課、高校教育課

### (3) 教育の情報化・教育DXの推進

#### 【提案・要望事項】

- ① 児童生徒及び教職員の力を最大限に引き出すGIGAスクール構想のさらなる推進に向け、1人1台端末環境を一定水準以上で安定的に維持するために実効性のある財政支援を講じること。
- ② 児童生徒の学びを充実させるためには、紙とデジタルの双方の良さがあることから、今後も国において学習者用デジタル教科書導入の効果の検証に取り組むとともに、導入に当たっては、紙の教科書と同等に無償とするほか、デジタル教材や関連するソフトウェア等を導入するための財政支援を講じること。
- ③ 各自治体が次世代の校務DXを推進するに当たり必要となる経費についてそれぞれの実情に応じた十分な財政支援を講じるとともに、その実現方法や、教育データ活用を進める上での個人情報取り扱い等に関し、国が責任をもって具体例等を明示すること。
- ④ 社会的に問題となっているインターネットやSNS上でのトラブル等の増加といった課題に対応するため、情報モラル教育を充実させるための学校現場への支援を一体的かつ継続的に講じること。

#### 【現状・課題】

- ① GIGAスクール構想のさらなる推進に向けた必要な財源の確保
  - ICT機器の保守管理等に要する経費、学習活動を充実させるために通常必要となるソフトウェアやアカウント等の整備・維持経費、端末持ち帰り時の家庭における通信等費用など、GIGAスクール構想の実現に向けた取組に要する経費が増大していることに加え、昨今の端末価格の高騰などにより、自治体の財政を圧迫していることから、自治体間で格差が生じています。
  - 上記に例示した経費のほか、希望する学校すべてに情報通信技術支援員（ICT支援員）を配置できるようにするなど、公教育における必須ツールとしての1人1台端末環境を一定水準以上で安定的に維持するための実効性のある財政支援が必要です。
  - また、高等学校及び特別支援学校高等部における生徒1人1台端末の整備について

は、全国的に見ても公費負担や、公費補助を伴う保護者負担など、整備手法は様々であり、こうした自治体の費用負担に対し、財政支援を講じる必要があります。

- 私立高等学校等に対しても、GIGAスクール構想の推進のため、生徒1人1台端末の整備に対する国の財政措置など、ICT環境の整備・更新についての国による財政支援が必要です。

## ② 学習者用デジタル教科書の無償化とデジタル教材や関連ソフトウェア等の財政支援

- 現在、文部科学省において、学習者用デジタル教科書の在り方と推進方策について検討がなされているところですが、今後も、デジタル教科書の効果・課題等について学校現場等から意見聴取を行うなど、紙とデジタルの双方の良さを踏まえて、どのように導入していくべきかを慎重に検討すべきと考えます。
- デジタル教科書は、令和6年度から、小学校第5学年から中学校第3学年を対象として英語科において無償で導入されています。また、約5割の小学校第5学年から中学校第3学年を対象に算数・数学が提供されています。教科書は、児童生徒の学習活動の根幹であり、デジタル教科書導入に当たっては、全てのデジタル教科書について紙の教科書と同様に無償給与にすべきと考えます。
- また、デジタル教科書の恩恵を最大限享受するためには、デジタル教材や関連するソフトウェア等を導入するための財政支援も必要です。

## ③ 校務DXを推進するための財政支援及び具体例等の明示

- 文部科学省が提唱する次世代校務DXを各自治体が推進するには、機微な情報をパブリッククラウド上で扱うための環境整備及び保守・運用に係る高度な専門知識と莫大な経費が必要となることから、実証事業等を通じたモデル例の提示にとどまらず、自治体がそれぞれの実情に応じた校務DX環境を実現できるよう、幅広い選択肢を明示するとともに、実効性のある十分な財政支援を講じることが不可欠です。
- また、教育データの利活用推進に際しては、児童生徒や保護者への利用目的の明示や同意の取得など個人情報の取扱い等に関し、全国的に課題が生じることが懸念されることから、参考様式や具体的な対応マニュアルの明示など、学校現場が不安なくデータの利活用を進められるよう、より一層の支援を要望します。

## ④ 情報モラル教育を充実させるための学校現場への一体的な支援

- インターネットやSNS等を利用する機会が日常的に増加し、ネットトラブルや誤

情報の拡散など新たな問題が顕在化していることから、情報社会とその先の未来を子どもたちが主体的に生きていく上で必要な判断力や行動力を、情報モラル・セキュリティを含む情報活用能力の育成を通して養うことが喫緊の課題となっています。

- 一方で、学校教育において情報モラル教育を充実させるためには、児童生徒の発達段階に応じた専門的な教材をはじめ、指導する教員の知識やノウハウが不足しているのが実情であることから、教員の研修教材を含む情報モラル教材の配布や専門的な知見を持つ外部講師の派遣など、国が学校現場への支援を一体的かつ継続的に行う必要があると考えます。

【所管府省】 文部科学省（初等中等教育局、高等教育局）

【県関係課】 義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、総務学事課

#### (4) 魅力ある県立高校づくりの推進

##### 【提案・要望事項】

- ① 新たな時代を支える人材の育成に向け、探究的な学びを進めていくための、さらなる教員の配置等にかかる財政支援の拡充を図ること。
- ② 各校における魅力ある高校づくりや多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びの実現のために必要な人員配置に係る財政支援の拡充を図ること。
- ③ デジタル人材育成を支援するDXハイスクール（高等学校DX加速化推進事業）については、中長期的な事業とするとともに、申請要件の緩和や都道府県基礎枠の拡充、域内横断的な取組を支援すること。

##### 【現状・課題】

- 生徒が予測不可能な未来を切り拓くために必要な資質・能力を身に付け、地域への理解や課題意識を持ち、その地域ならではの新しい価値を創造することなどを通して、新たな時代を支える人材となるよう育成することは、これからの教育の充実の方向性であるとともに、地方創生の面からも、今後ますます重要となります。このため本県においては、すべての県立高校において地元自治体や大学、企業等との連携・協働を通して、生徒が主体的に地域の課題に取り組む探究的な学びの推進に努めており、さらに充実を図っていく必要があると考えています。さらには、高校での取組を拡大し、中学校においても探究的な学びの研究開発や普及を図る必要があります。
- 今後、すべての県立高校において学校の伝統や地域の資源を生かして特色ある教育活動を推進する上で、高校と地域の連携協力体制の整備を図り、探究的な学びを進めていくためのさらなる教員の配置や探究コーディネーターの任用等にかかる財政支援の拡充が必要です。また、中学校段階から探究的な学びに取り組むことで、高校での学びがより深く発展的なものになることが期待できることから、中学校と高校が連携した探究的な学びへの取組について、財政的な支援が必要です。
- 高等学校は義務教育機関ではないものの、今日では中学校を卒業したほぼ全ての生徒が進学する教育機関となっており、多様な入学動機や進路希望、学習経験など、様々な背景を持つ生徒が在籍し、高等学校の実態も多様化しているところです。また、高等学校教育を取り巻く状況を見ると、産業構造や社会システムの「非連続的」とも言えるほ

どの急激な変化、義務教育段階における不登校経験を有する生徒の増大などの変化が生じているところです。

- 病気療養中等の生徒や不登校生徒が学修を継続するために病院その他特別な場所で履修する遠隔授業等の実施に際して、医療機関や家庭と学校をつなぎ学習支援や心理的支援を調整する医教連携コーディネーターについては、専門職の必要性が高いことから、その任用等にかかる財政支援の拡充が必要です。

また、産業の高度化、専門化が進むなかで、専門高校では、地域の大学や研究機関、企業、農業法人等と連携し、専門家による指導や研究施設の利用等の支援を得るための産学連携コーディネーターについては、その人選や育成、自治体の体制構築が課題であり、人員配置に係る財政支援の充実が必要です。

- 高等学校段階におけるデジタル等成長分野を支える人材育成のために、情報、数学等の教育を重視するカリキュラムを実施するとともに、ICTを活用した文理横断的・探究的な学びの強化を図ることを目的としたDXハイスクールにおいては、情報Ⅱ等の開設やその履修割合の要件を満たすことができず、申請を断念した学校が多いことから、地域によって創意工夫ができるよう指定要件の緩和と都道府県ごとの学校数の基礎枠を拡充する必要があります。さらには、DXハイスクールでの研究の成果を県内に普及させるには、令和7年度のように域内横断的な取組への財政的な支援が必要です。

【所管府省】 文部科学省（初等中等教育局）

【県関係課】 高校教育課

### 33 スポーツの振興・体験活動の充実について

#### 【提案・要望事項】

- ① 都道府県が行う競技力向上対策や大会誘致に対する国の支援の強化を図ること。
- ② 生活の一部としてスポーツを取り入れる「スポーツ・イン・ライフ」を推進するため、生涯にわたりスポーツに親しめるよう生涯スポーツ事業に対して支援の充実を図ること。
- ③ スポーツに触れる機会や、より良い練習環境の確保のために、老朽化対策をはじめとしたスポーツ施設の充実・機能強化等に対する財政支援の拡充を図ること。
- ④ 質の高い多様な体験活動の提供を図るため、青少年教育施設の機能強化や老朽化対策に対する財政的な支援を行うこと。

#### 【現状・課題】

##### ① 都道府県が行う競技力向上対策や大会誘致に対する国の支援の充実

- スポーツの国際大会等での郷土選手の活躍は、県民に勇気や感動を与えるものです。
- 本県では、国際舞台で活躍できる選手を育成するため、優れた素質を持つ小中学生を発掘し、育成・強化を行い日本代表へとつなぐシステムを構築してきました。パラリンピックについても、有望な選手を強化指定し、競技力向上の支援に取り組んでいます。今では、こうした取組は全国的にも実施されており、令和9年度以降もこれらを継続・推進していくことが競技力向上には不可欠であると考えます。そこで本県が実施している競技力向上対策をさらに進めていくためには、優秀な指導者によるプログラムの実施や、地域格差を埋める中央競技団体との連携に対する国の財政支援が必要です。
- また、競技力の向上を図るためには、レベルの高い試合を身近に観戦できる環境や、各競技団体が要望する新たな競技大会を開催できる環境を整える必要があります。  
スポーツ基本法には、「国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、(略)開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。」とあります。現在、国民スポーツ大会の在り方について議論されており、現状としては十分な援助があるとは言えず、国民スポーツ大会をはじめとする各種大会の開催を

契機として地方のスポーツ振興を充実させるために、大会誘致に対する国の支援を強く要望します。

## ② 生涯スポーツ事業の充実

- 国民が生涯にわたり健康で生きがいのある生活を送るためには、ライフステージに応じたスポーツ活動に取り組める環境を整備していくことが重要です。誰もがスポーツに興味・関心を持ち、生涯にわたりスポーツを楽しむことができる機会を提供するため、本県では、スポーツ振興くじ助成を受け「みなスポ！かがわ」など、生涯スポーツイベントを開催しています。今後も、事業を充実していく貴重な財源として本助成金の拡充を要望します。
- 地域のスポーツ活動の拠点となる総合型地域スポーツクラブの役割は、ますます重要になっており、本県でも、中学校部活動地域展開の受け皿としても大いに期待しているところです。一方、指導者や会員、資金の不足に直面している小規模クラブが多数あり、こうしたクラブも登録認証を経て活動の充実を図り、地域スポーツを豊かにしようとしていますが、毎年の登録料や更新事務負担を理由に登録を躊躇しています。こうした事例が解消できるよう、登録認証事務の簡素化、登録クラブへの財政支援やインセンティブが必要です。

## ③ スポーツ施設の充実・機能強化等

- 本県のスポーツ施設は、供用を開始して50年以上が経過しているなど、多くの施設において、経年による老朽化が進んでいます。これらの施設を安心して利用するためには、安全性の確保を最優先に、計画的な設備の更新と必要な修繕等を行う必要があります。
- また、社会環境や利用者のニーズが変化していくなか、求められるサービスを的確に把握し、人口減少やライフスタイルの多様化、デジタル技術の進展などを踏まえ、利用者にとって、より魅力のある施設となるよう検討を行っていく必要があります。
- 厳しい地方財政のなか、老朽化対策をはじめとしたスポーツ施設の整備や充実・機能強化に対するより一層の財政支援を要望します。
- 併せて、社会体育施設については、住民の生涯学習の場であるだけでなく、学校体育館としての利用や、災害時には地域住民の避難所としても活用されることから、安全性及び機能性を確保するため、小規模な改修工事にも活用しやすい補助金の制度設計を要望します。

#### ④ 青少年教育施設の充実・機能強化

- 本県の青少年教育施設は、主な建物が建築後 50 年以上を超えるなど、施設や設備の老朽化が著しく進んでいます。これらの施設を安全、かつ快適に利用していただくためには、計画的な施設、設備の更新や必要な修繕等を行う必要があります。
- また、将来を見通すことが難しい現代社会において、体験活動等を通じて、主体性、協調性や問題解決能力などの「社会を生き抜く力」を育むことができる青少年教育施設が果たす役割はますます重要となっています。
- 将来の社会を担う子ども達に質の高い多様な体験活動を提供するため、県立の青少年教育施設の老朽化やバリアフリー化に対応するとともに、利用者のニーズを踏まえた施設の機能強化を図っていく必要があります。
- 厳しい地方財政のなか、青少年の健やかな成長の原点である体験活動を提供する拠点としての青少年教育施設の整備や充実・機能強化に対するより一層の財政支援を要望します。

【所管府省】 文部科学省（スポーツ庁、総合教育政策局）

【県関係課】 保健体育課、障害福祉課、生涯学習・文化財課

## 34 文化財の保存・活用の推進について

### 【提案・要望事項】

各自治体が作成する「文化財保存活用地域計画」や個別の文化財の「保存活用計画」に記載された文化財の保存と活用を進めるため、

- ① 国指定文化財の修理等に対する補助の優遇措置や、登録文化財の修理事業における補助対象範囲の拡大を行うこと。
- ② 自治体指定文化財・未指定文化財の修理等に対する新たな財政支援を行うこと。
- ③ 対象となる文化財について、規制緩和や税制優遇措置を図るよう、関係省庁に働きかけること。
- ④ 過疎地域の自治会等が所有する文化財の修理等に対する地元負担を軽減するための財政支援の拡充を図ること。
- ⑤ 特に、県庁所在地にある史跡高松城跡の天守の再現が進むよう、引き続き、財政支援や入念な指導を行うこと。

### 【現状・課題】

- 平成 31 年 4 月に施行された改正文化財保護法による文化財の保存・活用に関する新たな枠組みを踏まえ、本県では令和 2 年度に文化財保存活用大綱を策定し、これに基づき、市町に文化財保存活用地域計画の作成を促しています。令和 4 年には小豆島町の地域計画が国の認定を受けたほか、現在、琴平町とまんのう町が作成に取り組んでいます。今後、計画を作成した市町では、計画作成を交付条件とする文化庁の各種補助金や優遇措置を受けつつ、地域計画の記載内容に沿った具体的な事業に取り組んでいくこととなります。
- 地域計画に基づく保存・活用事業が増えることが予想されることから、文化財保護にかかる予算総額と補助率上限の拡充、採択件数の増加が必要です。特に、所有者の経済的負担が大きく、維持管理が難しい現状にかんがみ、地域計画で関連文化財群に位置付けられた国指定文化財の修理等に対する補助率加算等の優遇措置の一層の充実、また、登録文化財の修理事業における工事費等への補助対象範囲の拡大が必要です。

- 関連文化財群に位置付けられた自治体指定文化財や未指定文化財においては、便益施設設置など、活用のための整備は補助対象となりましたが、維持管理には大きな経済的負担が伴うことから、修理等についても補助対象とすることが必要です。
- 関連文化財群に位置付けられた建造物（自治体指定・未指定）について、活用の幅を広げるために、必要に応じて国宝や重要文化財等と同様に建築基準法の自動的適用除外となるよう、また、関連文化財群に位置付けられた自治体指定の文化財、未指定文化財について、所有者の経済的負担を軽減するために、相続・贈与に伴う控除等、重要文化財等と同様に税制上の優遇措置がとられるよう、関係省庁に働きかけることを要望します。
- さらに、過疎地域の自治会等が所有する文化財を保存修理する際に必要となる地元負担金は、文化財種別によっては多額となり、個人が多額の経費を負担せざるを得ない事例も頻発していることにかんがみ、思い切った財政支援策を講じるよう要望します。
- また、本県においては、史跡を中心に保存活用計画の作成が進み、計画に基づき保存と活用の取組みが進められています。なかでも、令和4年3月に高松市が作成した史跡高松城跡の保存活用計画には、天守の再現について様々な観点から検討を行う旨が記載され、現在、多角的な調査研究が行われています。天守の再現は、史跡の本質的価値の理解にとって有意義なものであるとともに、交流人口の増加や地域の活性化にも寄与するものであることにかんがみ、史跡高松城跡の天守の再現が進むよう、引き続き、財政支援や入念な指導を行うことを要望します。

【所管府省】 文部科学省(文化庁)

【県関係課】 生涯学習・文化財課

## 35 社会福祉法人や医療機関等への支援の拡充について

### 【提案・要望事項】

- 昨今の物価高騰や人件費上昇に伴う社会福祉法人や医療機関等における収益悪化の状況、さらには他産業の賃上げ状況に比べ報酬改定による人件費への措置が不足している状況を踏まえ、安全・安心な福祉・医療サービスの提供体制の維持・確保を図るため、活動経費の増大や安定的な人員の確保に資する公的価格等の見直しを行うほか、国の責任において必要な対策を講じること。
- 国の補正予算等で適時の財政補てんを行う場合には、各自治体の判断に委ねることなく国の責任において適切な対策を講じること。

### 【現状・課題】

- 社会福祉法人や医療機関等は、国の定める公定価格等により経営するものであり、原油価格や物価高騰の影響を価格に転嫁することはできず、各施設において収益増加の取組を行った場合においても容易に収益増加に繋がらず、経営状況は厳しさを増しています。
- この状況が長期化すれば、社会福祉法人や医療機関等の将来的な経営に深刻な影響を及ぼし、これまでの安全・安心で質の高い福祉・医療サービスの提供が継続できなくなることが危惧されます。
- 令和7年4月に全国老人保健施設協会など介護関連10団体が実施した調査によると、社会福祉施設等においては、令和7年1月の電気代は令和6年1月比で約1.19倍、食料料費は約1.08倍、米代は約2.24倍に上昇しているとされ、物価高騰による費用増加は顕著です。
- 人件費についても、診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等の報酬については原則2年または3年ごとの改定によるため、急激な社会情勢の変化には対応できず、令和6年賃金引上げ等の実態に関する調査によると、15大産業の平均賃上げが4.1%であったのに対し、報酬改定によるベースアップは、令和6年度は2.5%、令和7年度は2.0%にとどまり、他産業と差があります。本県においても、令和7年賃金構造基本統計調査によると、介護職員の給与月額が全産業平均と比べ5万円以上低く、年間賞与等も低いことなどから、差は拡大する傾向にあります。本県でも関係団体への聴き取り調査において、「介護人材が定着せず慢性的に人手不足である」「配置基準どおりの職員配置で子どもを見ることは無理である」といった運営の厳しさを指摘する声が多く寄せられています。

- 国においては、令和8年度の期中の介護報酬改定等により一定の対応がなされましたが、本県の社会福祉法人の経営状況をみると、経常増減差額率は令和2年度に2.4%であったものが令和6年度には1.1%に低下するとともに、赤字法人の割合も令和2年度に37.5%であったものが令和6年度には41.8%に増加しており、経営の厳しさが増えています。
- また、医療機関等については、令和8年度診療報酬改定により、経営実態を踏まえた経営の改善や従事者の処遇改善に向けた支援が実施されることになりましたが、日本病院会などの関係6団体が実施した病院の経営状況に関する調査では、2025年6月において、医業利益の赤字病院割合が67%、経常利益の赤字病院割合は61%という結果であることから、医療機関等の経営状況を丁寧に把握するとともに、今後も、診療報酬等において、物価・賃金の上昇に対する適時適切な対応や経営支援に資する対策を講じる必要があります。
- 物価高騰については、これまでも重点支援地方交付金による支援が行われてきましたが、地方交付金の活用は各自治体の判断とされていることや配分額が十分でなかったことから、支援対象やその規模に格差が生じており、令和7年度補正予算「医療・介護等支援パッケージ」のように、引き続き、国において全国一律の対策を講じる必要があります。
- ついては、社会福祉法人や医療機関等の経営が安定し、引き続き安全・安心で質の高い福祉・医療サービスの提供が実施できるよう、公的価格等の見直しといった恒久的な対策とともに、急激な社会情勢の変化に対応するための適時・適切な対策を講じていただくよう要望します。なお、介護・障害福祉サービス等の公的価格の見直しを行うにあたっては、処遇改善加算等を介護報酬等の基本部分に組み込み、恒久的な制度として確立することを強く要望します。

【所管府省】厚生労働省（医政局、社会・援護局、老健局）、こども家庭庁（成育局、支援局）

【県関係課】保健福祉総務課、長寿社会対策課、障害福祉課、医療政策課、子ども政策課、子ども家庭課

【提案・要望事項】

- ① 新興感染症等の発生に備え、第一種及び第二種感染症指定医療機関や、特定機能病院である香川大学医学部附属病院に加えて、改正感染症法により新設された第一種及び第二種協定指定医療機関など、地域において必要となる医療体制や検査体制の確保について、財政支援を引き続き行うこと。また、新型インフルエンザ等対策に必要な個人防護具、PCR 検査試薬等の都道府県が備蓄を行うべき物資に係る費用等について、必要な財政支援を行うこと。
- ② 今後、新興感染症等の発生時に適切な対応ができるよう、感染症に対応できる人材を育成する仕組みを整備するとともに、都道府県が育成する場合の財政的な支援を行うこと。また、感染症に関連する専門的かつ高度な知識と技術、判断力をもった感染症専門医（常勤医）を院内に配置しやすくするために、診療報酬上の位置づけを明確にすること。
- ③ 新興感染症等の発生に備え、ワクチンや治療薬の製造・研究開発を行う企業に対し、重点的な支援を行うなど、医薬品・医療機器等の産業育成を戦略的に進めること。また、定期接種等のワクチンについては、安定的な供給体制を構築すること。さらに、定期接種化された予防接種に係る費用及び予防接種健康被害救済制度の申請に係る費用については、全国一律に予防接種が推進されるよう国において全額財政措置を行うこと。このほか、新型コロナワクチンの定期接種について、市区町村に対する国の財政措置を再開するとともに、带状疱疹ワクチンについて、同様の財政措置を行うこと。また、予防接種健康被害救済制度については、国の疾病・障害認定審査会における一部否認・否認の理由について、詳細な記載を行うよう努めること。
- ④ 新興感染症等に備え、国において、全国各地のウイルス検体の遺伝子解析・分析を行い、感染力の変化や特性、後遺症などの科学的・専門的情報を迅速に提供できる体制を強化すること。また、地方衛生研究所の機能強化を図るため、人員や検査機器整備・メンテナンスにかかる財政支援を行うこと。
- ⑤ 結核など感染症にかかる医療については、これまで国立病院機構や感染症指定医療機関が政策医療として中心的な役割を担ってきた分野であることから、今後も安定的に医療が提供されるよう、国において診療報酬の見直しや、運営費補助等の支援策を講じること。加えて、結核医療の基準や治療方針を効果検証し、近年増加している外国生まれの多剤耐性結核患者が適切な結核医療を受けられるよう国とし

て対策すること。また、公費負担の対象外となっている薬剤について、多剤耐性結核菌のまん延を防止するためにも公費負担の対象とすること。

- ⑥ 新興・再興感染症の感染拡大などの健康危機やこれらが複合的に発生した場合等に備え、国としても保健所が地域における健康危機管理の拠点としての体制の維持・機能の確保ができるよう、保健師の派遣や育成も含めた体制の充実・確保を図ること。
- ⑦ 令和6年3月31日まで、政府の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を財源として実施された、新型コロナ患者に係る医療費の公費負担については、当該医療費に係る診療報酬請求権の時効が消滅するまでの間（診療月の翌月1日から起算して5年間、最長で令和11年3月末まで）、全額国費を財源として措置すること。
- ⑧ 風しんの抗体保有率が低い世代の男性を対象とした追加的対策事業について、令和6年度で事業が終了したが、事業を再開すること。
- ⑨ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業における医療費助成について、入院のみではなく、外来についても現物給付が可能となるよう整備を行うこと。また、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業の定期検査費用の対象者に無症候性キャリアを加え、国費による財源措置をすること。

## 【現状・課題】

- 新型コロナウイルス感染症対策により、医療提供体制や検査体制が整備されましたが、新興感染症などに対応するための感染症対策は一時的なものではなく、常に備えておくことが必要であり、平時から地域において必要となる医療提供体制や検査体制を確保するため、感染症指定医療機関や、感染症分野の専門人材の養成拠点である「感染症教育センター」を設置している香川大学医学部附属病院、改正感染症法により新設された第一種及び第二種協定指定医療機関などの医療機関に対する施設・設備整備などの財政支援が引き続き必要です。

また、検査体制強化のための設備整備への財政支援や、感染拡大による検査件数の増大時には、検査に必要な試薬や個人防護具の供給支援が必要です。

- 新型コロナウイルス感染症のような新興感染症はいつ発生するかわからず、発生時には直ちに対応する必要があるため、長期的な視点も踏まえた感染症の対応に必要な専門人材の確保・育成は重要です。本県では、これまで県内医療従事者向けの研修会の開催、感染症専門医による病院への指導・助言などにより、感染症の発生に対応するための医療提供体制の確保を図ってきましたが、令和3年度から、新たに感染症発生時に即応でき

る感染症分野の専門人材を育成するための人材育成事業を香川大学医学部附属病院感染症教育センターに委託し実施しています。感染症発生時に適切な医療を提供するためには、感染症に対応できる医療従事者を日頃から確保する必要があり、こうした都道府県の取組に対する財政支援や、国においても人材を育成する仕組みの整備が必要です。

また、感染症専門医は、診療報酬への貢献が見えにくく、常勤での医師確保が困難になっていることから、各病院に配置しやすくするために、感染対策向上加算において、感染症専門医を感染制御チームの構成員にした場合、現在の加算点数よりも多く算定するなど、病院収益上の位置づけを明確にする必要があります。

- 新型コロナウイルス感染症にかかる国産ワクチンや治療薬の実用化に時間を要したことから、新興感染症等の発生に備え、国として、国産のワクチン、治療薬製造の支援や、研究開発を行う企業に対し、継続的に重点的な支援を行うほか、医薬品・医療機器等の産業育成を戦略的に進めることが必要です。

定期接種などにおいては、国の責任においてワクチンの安定供給を行っていただくとともに、接種を実施する自治体に対して、迅速かつ具体的な供給スケジュールや配分量等についての情報提供及び、必要な財政支援を行っていただくことが必要です。また、接種率の向上や新たに承認されたワクチンの接種を円滑に実施するためには、感染症に対するワクチンの有効性を明らかにし、副反応についての不安を解消し、国民が納得して接種できるよう、必要性を分かりやすく情報発信することが必要です。

また、予防接種は、個人の生命・健康を守るとともに、それによる医療体制の確保や社会経済活動の維持など社会防衛の両面の性格を有するものであり、重症化を防止することにより医療費の軽減につながるものでもあります。したがって、地方自治体の財政力や個人の所得格差等によって接種できないケースが生じないように、等しく接種機会を保障するため、全額国庫負担としていただくことが必要です。

さらに、予防接種健康被害救済制度の申請に係る費用についても同様に申請者の負担軽減のため、国の責任において全額を負担する制度としていただくことが必要です。

このほか、新型コロナワクチンの定期接種について、インフルエンザワクチンの定期接種と同程度の自己負担で接種を受けられるようにするため、市区町村に対する財政支援を実施するとともに帯状疱疹ワクチンについても同様に財政支援を行っていただくことが必要です。

- 新興感染症等の脅威に対して、より一層の検査体制の充実が求められており、感染症の発生・まん延時における病原体の検査体制を確保するため、地方衛生研究所の機器整備に対する財政措置の充実や人材育成など機能強化に対する支援を行っていただくことが必要です。また、新興感染症が発生した場合、国において、発生状況の分析や国内外の研究成果を生かし、科学的知見に基づいた感染拡大防止対策や後遺症の治療法を早急

に確立するなど、感染拡大防止に臨機応変に、かつ時機を逸することなく対応できるよう体制を強化することが必要です。

- 結核医療については、これまで国立病院機構が政策医療として中心的な役割を担ってきましたが、運営費交付金が減少しており財源確保が困難となってきたことから、今後も安定的に結核医療を確保するためには、国立病院機構が引き続き結核医療を担うことが極めて重要であり、当機構への財政支援が必要です。また、結核患者の多くが高齢者であり、合併症治療を含めた治療が必要であることから、結核患者の入院治療を実施できるよう診療報酬の見直しや運営補助が必要です。

外国生まれの結核患者が増加傾向にあり、その中でも日本の標準治療薬に耐性を持った多剤耐性結核患者の治療が課題となっています。WHO ではリネゾリド薬等が抗結核薬となっているところ、日本では対象となっていない等の状況があることから、治療の自己中断等による多剤耐性菌のまん延防止のためにも、結核医療の基準の効果検証、見直し等により、多剤耐性結核患者が適切な結核医療を受けられるよう、国として対策を十分に行っていただくことが必要です。

- 本県においては、令和2年度から保健所の対応能力の強化を図るため、保健師の増員や応援派遣体制を整えるなどのほか、令和5年度からは、広域的な感染症のまん延に備え、地域における保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み（IHEAT）を創設し、保健所に対し、短期集中的に必要な人材を派遣する体制の整備に取り組んだところです。国としても、感染症まん延時などの健康危機発生時における積極的疫学調査等や入院勧告などの重要な機能を保健所が円滑に行うことができる体制を確保するために、引き続き、保健師の派遣や育成も含めた体制の充実・確保を図っていただくことが必要です。

- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を財源とする医療費の公費負担については、厚生労働省から、令和6年度限りの措置とすることが示され、医療機関からの請求が終了となりましたが、令和7年11月14日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課からの事務連絡により、国の財源が確保できたため令和7年12月請求分より再度、請求が可能となりました。また、令和8年度も財源が確保できたため請求は継続されることとなっていますが、令和9年度以降は決定されていない状況です。このため、公費負担の対象となる案件について、令和9年4月1日以降に医療機関から請求があった場合は、都道府県の一般財源により措置せざるを得ず、都道府県の財政事情等によっては公費負担が困難となる可能性もあります。令和5年度までの間、医療機関は新型コロナに係る膨大な診療への対応に追われていたことから、請求漏れ等による手続き遅れの発生は、令和7年度以降も散発するものと見込まれます。患者の責によら

ない事情であるにも関わらず、請求時期や居住自治体によって医療費の負担に差異が生じることはあってはいけないことであり、国民の大きな不利益を回避するためにも、診療報酬請求権の時効が消滅するまでの間は、国費による財源措置を講じることが必要です。

- 風しんは一定の周期で流行する傾向があり、感染力も強いウイルスです。特に妊娠初期の妊婦が感染することで先天性風しん症候群の発生が懸念されることから、抗体保有率の低い世代の男性を対象とした追加的対策事業を実施していただくことが必要です。
- 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について、現在外来医療は償還払いのみでの対応となっていますが、医療機関からのレセプト確認後の支払いとなるため、受診から支払いまで数か月必要となっています。また、令和6年度に助成対象者の拡大を受け、申請者が増加してきており、今後事務処理に必要な時間が増加し、支払いまでに必要な時間が増加することが懸念されることから、肝炎治療特別促進事業と同じくその場で助成可能となるよう体制等の整備が必要です。

ウイルス性肝炎に感染し治療しなかった場合、慢性肝炎、肝硬変、肝がんと重症化することが知られており、重症化を防ぐために、肝炎ウイルス陽性者の受診状況等をフォローアップしながら、定期検査費用を助成してきているところです。B型肝炎ウイルス陽性者には、治療適用前の無症候性キャリアの者が含まれていますが、この無症候性キャリアは定期検査費用の対象に含まれていません。B型肝炎ウイルス陽性者は、突然肝がんを発症する事例もあり、重症化予防の目的である肝がんリスクの低減のためには、定期検査が必要となることから、慢性肝炎、肝硬変、肝がんと同様、無症候性キャリアについても定期検査費用助成の対象とし、国費による財源措置を講じるなど、肝炎対策を更に推進することが必要です。

- 【所管府省】 内閣官房（内閣感染症危機管理統括庁）  
厚生労働省（医政局、健康・生活衛生局）
- 【県関係課】 保健福祉総務課、感染症対策課

## 37 加齢性難聴者の補聴器購入への公的支援制度の創設について

### 【提案・要望事項】

- ① 加齢性難聴が認知症の危険因子の一つであることや、認知症のリスクを低減させるためには、早期発見・早期対応が重要となることについて、国において積極的に広報・啓発等を行うこと。
- ② 認知症のリスク低減への効果が期待される補聴器の普及に向けて、補聴器の適切な使用方法等に関する広報・啓発等を行うとともに、適切な補聴器の選択や定期的な調整を行うために必要となる耳鼻科医や補聴器販売店等の関係者間の連携体制の強化に向けた検討を行うこと。
- ③ 身体障害者手帳の交付対象外となる加齢性難聴者の補聴器購入への全国統一の公的支援制度の創設を検討すること。

### 【現状・課題】

- 聴覚機能が低下すると、他者とのコミュニケーションの機会や外出頻度が減少して社会的孤立を招くことから、難聴は認知症の危険因子の一つであると指摘されています。  
とくに、加齢性難聴については、治療が困難であるほか、本人や家族が気付かない間に進行することが多いため、認知症のリスク低減を図る観点からは、早期に発見するとともに、医師の診断を受けたうえで、必要に応じて補聴器を使用し、聴覚機能を補助することが重要となりますが、十分に認知されていません。
- また、補聴器を効果的に使用するためには、使用者の聞こえの状態に応じた適切な機器を選択したうえで、定期的に調整を行うことが必要となりますが、こうした補聴器の適切な使用方法等に関しても、十分に知られておらず、地域によっては、そのために必要となる耳鼻科医や補聴器販売店等の関係者間の連携体制などが十分に整備されていないことも懸念されます。
- 補聴器については、身体障害者手帳の交付を受けた者を対象とする全国統一の補装具支給制度はありますが、身体障害者手帳の交付対象外となる軽度・中等度の難聴者に対しては、全国統一の支援制度がなく、高額な補聴器の購入をためらっている高齢者も多いものと考えられます。

- 一方で、全国では、独自に軽度・中等度の難聴者を対象とした補聴器購入への公的支援制度を導入する地方自治体が急速に増加しているほか、本県においても、令和7年9月議会において「加齢性難聴者の補聴器購入への公的支援を求める意見書」が全会一致で採択されるなど、軽度・中等度の難聴者を対象とした補聴器購入への公的支援制度の創設に対する社会的ニーズは、かつてないほどに大きくなっています。
  
- こうした状況を踏まえ、介護予防や認知症のリスク低減、高齢者の生活の質の向上を図る観点から、加齢性難聴者の補聴器購入に対する全国統一の公的支援制度の創設が必要です。
  
- なお、本県では、令和8年度の新規事業として、加齢性難聴や補聴器の適切な使用方法等に関する普及啓発を行ったうえで、医師から補聴器の使用が必要と診断された加齢性難聴のハイリスク者に対して、補聴器購入費の一部を補助する事業に取り組んでいるところです。

【所管府省】厚生労働省（老健局）

【県関係課】健康政策課

**【提案・要望事項】**

- ① 認知症基本法、認知症施策推進基本計画に沿った認知症施策を着実に推進できるよう十分な財源措置を講じること。
- ② 国において「新しい認知症観」の普及に向けて積極的な取組みを行うこと。
- ③ 認知症初期集中支援チーム員や認知症地域支援推進員の研修体制の充実を図るとともに、財政措置の充実確保を図ること。
- ④ 認知症疾患医療センターの運営財源を確保すること。
- ⑤ 認知症疾患医療センターの人材確保の支援策を講じること。
- ⑥ 若年性認知症支援コーディネーターの運営に関する支援を行うとともに、若年性認知症の人の発症初期段階から本人の症状にあわせた就労支援等を行うこと。

**【現状・課題】**

- 高齢化の進展に伴い、本県においても認知症高齢者が増加しており、第9期香川県高齢者保健福祉計画の策定に当たり、本県の65歳以上推計人口に認知症施策推進大綱（概要）に示されている認知症有病率を乗じて試算したところ、本県における認知症高齢者の数は、令和12年には約5万9千人、令和27年には約6万2千人となる見込みです。

国においては、認知症基本法及び認知症施策推進基本計画に基づき、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（共生社会）の実現を目指し、認知症施策が総合的に推進されているところであり、今後も認知症施策を着実に推進できるよう引き続き十分な財源措置を講じることが必要です。
- 認知症に対する誤解や偏見から、認知症の人が社会的に孤立する、または認知症の人の意思が十分に尊重されないという状況が解消されるよう、認知症になってからも、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという「新しい認知症観」について国民的な理解を深めることが必要です。
- 市町村の地域支援事業の包括的支援事業として位置付けられている認知症総合支援事業に関し、早期診断・早期対応を担う認知症初期集中支援チームや、医療機関・介護事

業所間の連携、認知症の人や家族の支援などを行う認知症地域支援推進員について、引き続き必要な地域に配置できるよう研修体制の充実と財政措置が必要です。

- 地域の認知症治療の中核となる認知症疾患医療センターの運営にかかる補助金については、物価高騰や賃金上昇等を踏まえ、医療機関との信頼関係や事業の執行に支障がないよう、引き続き、十分な財源措置を講じ、運営財源が確保されることが必要です。
- 本県は多くの離島を抱えており、島しょ部における認知症疾患医療センターでは、人員配置の要件である精神保健福祉士等の確保に困難が生じていることから、認知症疾患医療センターの適正な運営が継続されるよう、人材確保に対する支援が必要です。
- 本県においても、平成 29 年度から、若年性認知症の人の医療・福祉・就労の総合的な支援を実施するため、「若年性認知症支援コーディネーター」を設置しているところです。若年性認知症の人については、生活費や子どもの教育費など経済的な問題も大きく、発症初期段階から雇用の継続、就労などについて適切な支援が必要です。

【所管府省】厚生労働省（老健局）

【県関係課】健康政策課

## 39 健康づくりの推進について

### 【提案・要望事項】

- ① 生活習慣病を予防し、健康の保持増進と医療費の適正化を図るためには、子どもの頃からの生活習慣病予防対策が必要である。本県では、小学生及び中学生を対象とした血液検査を実施するなど、生活習慣の改善に向けた先駆的な取組を進めており、国において財政的、技術的支援を行うこと。
- ② 小・中学生を対象とした血液検査については、全国的規模で調査を行うことがより有効な対策の検討につながるため、国において制度化を検討すること。
- ③ 血液検査により得られたデータの分析など、各学校における指導を充実させるために、これを担う養護教諭や栄養教諭の増員を検討すること。
- ④ 思春期の女子に多く発症する脊柱側弯症、スマートフォンやインターネット利用の低年齢化による影響が大きい眼の疾患について、専用の検査機器を使用して早期に発見できるよう、健康診断体制の整備のための財政支援を講じること。また、学校医や養護教諭の感染対策や負担軽減となるよう、健康診断で使用する検診器具のディスプレイ化や、洗浄滅菌を外部委託するための財政支援を講じること。さらには、将来にわたって健康の保持・増進を図るために、小・中学校の児童生徒の運動習慣形成に向けた取組を充実させるための財政支援を講じること。

### 【現状・課題】

- 生活習慣病の死亡割合や医療費に占める割合が高いなか、生活習慣病対策は喫緊の課題であり、生活習慣病を予防するためには、子どもの頃から望ましい生活習慣を身につけるとともに、指導が必要な子どもに対しては、早期に対応して健康な状態に戻す必要があります。
- 本県では、生活習慣病のハイリスクの子どもの早期発見と、将来の生活習慣病の発症を予防するため、平成24年度から小学4年生を、令和元年度から中学1年生を対象に、市町等が実施する生活習慣病予防健診（血液検査及び生活習慣調査）に対して補助を行い、その結果を分析して対策の検討を行うとともに、子どもの頃からの健康づくりに向けた学校や地域での取組を推進し、全県的な事業として展開しているところです。

- 検査結果では、約1割の子どもに肥満や脂質異常があり、これらは不適切な食習慣や運動不足と関連が深いことが分かっています。小学生の時から思春期に至るまでに改善しないと、将来の2型糖尿病の発症に大きく影響することから、未来を担う子どもたちの健康を守るための先駆的な取組として国の財政的・技術的支援が必要です。
- 香川大学医学部においては、本県の小児生活習慣病予防健診を活用して、家族性高コレステロール血症（FH）を早期に発見し、治療を行う臨床研究を進めており、今後国において、全国的な規模で小・中学生の血液検査を行うことにより、より有効な対策の検討や研究の一層の進展につながるという効果が期待できます。
- また、小児生活習慣病予防健診において「要指導」「要受診」と判定された児童・生徒とその保護者には、学校医をはじめ、養護教諭・栄養教諭や担任等が、個別に食生活や生活習慣の改善にかかる具体的な取組を提示するなどしており、これらを担う教諭の負担が大きくなっています。学校における児童・生徒の心身の健康に関する課題や食に関する指導のより一層の充実を図るために、養護教諭や栄養教諭の増員などについて、国の支援をお願いしたいと考えています。
- 脊柱側弯症について、本県では令和6年度から「脊柱側弯症機器検診事業」として、学校における脊柱側弯症の周知・啓発を実施するとともに、専用機器を用いた側弯症検診を実施し、客観的根拠に基づくより正確で均質な検査を提供していますが、早期発見・早期治療につなげる円滑かつ効果的な取組を継続的に推進していくためには、国の財政的支援が必要です。
- 子どもたちの視力低下、乱視や斜視等、眼の疾病が多様化しており、眼の疾病をより早期に発見する検査体制が求められていることから、外部機関に委託できるような検査方法の見直しや、検査にかかる体制整備への財政支援が必要です。
- 健康診断で使用する検診器具について、ステンレス製の検診器具では、器具の洗浄・滅菌の過程において、養護教諭の感染リスクが高いことやその作業に多くの時間がかかること、重量のあるステンレス製の器具を、長時間使用することによる学校医の負担が大きいことなどから、検診器具のディスプレイ化や、洗浄滅菌の外部委託を進めるための財政支援が必要です。
- 令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果において、全国では、1週間の総運動時間が60分未満の割合は、小中学校男女ともに増加傾向であることや、本県では、小学校男女ともに全国平均を下回っており、将来にわたる健康維持に向けた運動習

慣の形成が急務となっています。つきましては、運動習慣形成の取組を一層充実させるための財政支援を要望します。

- 【所管府省】厚生労働省（健康・生活衛生局）、こども家庭庁（成育局）、  
文部科学省（初等中等教育局）、スポーツ庁
- 【県関係課】健康政策課、保健体育課

## 40 医療・介護の総合的な充実確保について

### (1) 地域医療介護総合確保基金の柔軟な活用

#### 【提案・要望事項】

- ① 地域医療介護総合確保基金については、医療・介護従事者の確保や介護施設の整備など、地域の医療や介護の課題解決に資する事業を継続して実施するため、地方負担のない制度とするとともに、事業執行に必要な財源を確保すること。
- ② 対象事業について、市町や関係団体等と十分な検討・調整のうえ、年度当初から事業執行できるよう、事業メニュー提示から交付決定までの国のスケジュールをできるだけ早期化すること。
- ③ 当該基金の執行に当たっては、地域の実情に応じて、事業区分間の調整を柔軟にできる制度とすること。
- ④ 個別の基金事業は、地方の実情に応じて自主性を反映できるよう、事業メニューや実施要件等を見直し、効果的な事業執行を可能にすること。

#### 【現状・課題】

- 地域医療介護総合確保基金は、消費税増収分を活用し、地域における医療及び介護を総合的に確保するため、平成 26 年度に各都道府県において設置され、国 2 / 3、都道府県 1 / 3 の負担割合で同基金への積み立てが行われていますが、医療・介護従事者の確保や介護施設等の整備など、地域の医療や介護の課題解決に資する重要な事業に継続的・計画的に取り組むため、地方負担のない制度とするとともに、事業執行に必要な額を確保することが必要です。
- また、基金にかかる毎年度の国の交付金の内示及び交付決定は、これまでのところ、多くは年度後半となっていることから、基金規模の見通しが立たないうえ、当初予算編成に間に合わないことから補正予算対応を余儀なくされており、基金事業を年度当初から早期に執行することができません。基金事業を効率的に実効性のあるものにするため、手続きを見直すなど、国のスケジュールをできるだけ早期化する必要があります。
- さらに、地域医療介護総合確保基金の執行に当たっては、6つの事業区分間の調整を柔軟にすることにより、基金制度のメリットを生かせるよう、地域の実情に応じた自由度の高いものとする必要があります。特に、医療分においては、同基金の予算額（国予算総額）が令和 2 年度以降、年々減少する中、区分 1—1「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」及び区分 1—2「地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業」に重点配分される一方で、都道府

県の区分2「居宅等における医療の提供に関する事業」及び4「医療従事者の確保に関する事業」の要望額は全国的に大幅な減額調整が行われ、真に必要な額を確保することが困難な状況です。病床の機能分化・連携を進めるためには、居宅等における医療の提供や医療従事者の確保についても併せて推進する必要があり、区分1のみを重点配分するのではなく、都道府県の要望額に応じた配分とする必要があります。

- 医療分については、平成29年度計画から、原則として国が設定した標準事業例や標準単価に基づき事業を計上することとされており、地域の実情に応じた基金事業の実施に支障がでる懸念があります。また、介護従事者確保分については、一部の事業メニューにおいて、従前の国庫補助事業の振替事業に限定されていたり、事業所等への補助要件や補助金額が国で設定されるなど、地域がそれぞれの実情に応じて実施することが困難な場合があります。個別の基金事業の実施に当たっては、地域の実情に応じた自由度の高いものとする必要があります。

【所管府省】厚生労働省（医政局、老健局）

【県関係課】医療政策課、長寿社会対策課

## (2) 地域医療構想及び病床機能報告

### 【提案・要望事項】

- ① 地域医療構想の実現に向けた取組や、病床の機能分化や在宅医療の充実等を促進するため、一層の診療報酬上のインセンティブ等の実効性のある措置について、国は、引き続き都道府県と十分に協議のうえで検討すること。
- ② 新たな地域医療構想を実現していくうえで、病床機能報告制度については、医療機関の有する医療機能の実情をより反映し、都道府県間で差が生じない定量的な基準に基づく客観的な報告制度となるよう見直しを行うこと。
- ③ 病床機能報告、外来機能報告、かかりつけ医機能報告制度に加え、令和8年10月に施行される医療機関機能報告など、各種報告制度により地域の医療機関や都道府県の事務負担が年々大きくなっていることから、必要な機能を確保しながらも重複を避けた方策の検討を行うとともに、報告を行う医療機関をはじめ、地域での協議等の実務を担う都道府県が、円滑に事務を執行できるよう、専門的な知見に基づく技術的支援や財政的支援等を行うこと。

### 【現状・課題】

- 平成27年度以降、都道府県は、医療介護総合確保推進法に基づき、医療計画において地域医療構想に関する事項を定めるものとされ、本県においても、平成28年10月に香川県地域医療構想を策定し、その構想の実現に向けて、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者との協議の場である地域医療構想調整会議を設け、地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行うこととしています。
- 新たな地域医療構想においても、引き続き、病床機能を4区分としつつ、これまでの回復期機能を包括期機能と位置付けた上で、病床の機能分化・連携を進めるとともに、新たに医療機関機能にも着目しながら、在宅医療・介護に至るまでの一連のサービスが切れ目なく、過不足なく提供される体制の確保を目指すこととされていますが、国においては、その実現に向けた取組や、病床の機能分化や在宅医療の充実を促進するための診療報酬上のインセンティブ等の実効性のある措置について、引き続き、都道府県と十分に協議のうえで検討する必要があります。
- これまで、地域医療構想調整会議では、毎年度の病床機能報告制度の報告内容と地域医療構想における必要病床数を比較して、どの機能の病床が不足しているか等を検討し、医療機関相互の協議により、機能分化・連携について議論・調整に取り組んできており、

次期構想においても同様の取組が求められると想定されますが、現在の病床機能報告制度については、病床の機能を区分する定量的な基準がないこと、病棟単位の報告となっていること等、地域医療構想における必要病床数と比較するうえで課題があります。

- 平成30年8月の国の通知により、病床機能報告について、各都道府県で地域の実情に応じた定量的な基準を導入することとされ、さらに、令和5年3月の国の通知では、病床機能報告に基づく病床機能報告上の病床数と将来の病床数の必要量について、データの特性だけでは説明できない差異が生じている構想区域においては、その要因の分析、評価等を行うこととされました。

本県では、令和元年度から、入院患者実績調査を実施し、病床単位で入院実績をもとに機能別の病床数を把握し、地域医療構想調整会議での協議に活用しておりますが、都道府県ごとに異なる定量的な基準が導入されることで、都道府県間での地域医療構想の推進状況の比較が困難となることや、病床機能報告制度が現状のままであることで、定量的な基準を適切に病床機能報告に反映できない状態となっております。

- 次期構想における病床機能報告の実施に当たっては、こうした観点を踏まえ、医療機関の有する医療機能の実情をより反映できる制度となるよう、また、都道府県間の基準に大きな差が生じない定量的な基準に基づく客観的な報告制度となるよう制度設計を行うとともに、すべての都道府県が追加の負担なく活用可能なデータ分析にかかる支援を行う必要があると考えます。

- 新たな地域医療構想の推進にあたっては、各種の報告制度に基づく報告内容を従来以上に活用していくこととなりますが、病床機能報告、外来機能報告、かかりつけ医報告制度に加え、令和8年10月1日に施行される医療機関機能報告など、各種報告制度が増えたことによって、地域の医療機関や都道府県の事務負担が年々大きくなっている状況です。

- そのため、国においては、必要な機能を確保しながらも重複を避けた方策の検討を行うとともに、報告を行う医療機関をはじめ、地域での協議等の実務を担う都道府県が、円滑に事務を執行できるよう、専門的な知見に基づく技術的支援や財政的支援を行うほか、医療機関の報告のための医療機関等情報支援システム（G-MIS）の改修等の検討も必要であると考えます。

【所管府省】 厚生労働省（医政局）

【県関係課】 医療政策課

### (3) 看護職員の確保対策の充実・強化

#### 【提案・要望事項】

- ① 令和6年度の診療報酬改定では、看護職員などの処遇改善のためにベースアップ評価料が新設され、令和8年度改定において、その拡充が図られるところであるが、この賃上げ効果を後退させないよう、当該評価料の恒久化を図るとともに、他産業の賃上げ水準などの経済情勢の変化に応じて、適時適切に当該評価料を診療報酬へ反映させる仕組みを構築すること。
- ② 都道府県が実施する看護職員などの医療従事者確保に関する事業に対し、地域医療介護総合確保基金などによる支援を継続するとともに、長期的な観点から財政支援措置を充実すること。

#### 【現状・課題】

- 令和6年度診療報酬改定において、看護職員をはじめとした医療関係職種の処遇改善分としてベースアップ評価料が新設され、令和6年度にベア+2.5%、令和7年度にベア+2.0%の賃上げ実現に向けたものとなりました。
- また、令和8年度の診療報酬改定では、ベースアップ評価料の評価額が引き上げられ、令和8年度及び令和9年度において、ベア+3.2%の賃上げ実現に向けて必要な措置を講じることとされました。
- 看護職員は、患者やその家族の最も身近なところで直接的なケアを提供し、一人ひとりが高い使命感を持って看護を実践しておりますが、使命感だけでは過酷な勤務を長く継続することが困難であることも事実です。少子高齢化の進行により、生産年齢人口の減少が見込まれるなか、保健、医療、福祉、介護の各領域で看護職員の活躍が期待されていることから、看護職員をその従事する場所で区別することなく、すべての医療機関に勤務する看護職員を対象に処遇改善策を講じることで、看護職が魅力を持ち、生涯を通じて働くことのできる職業として認知されるよう、すべての看護職員の処遇改善が確実に行われるよう支援策を講じる必要があります。
- 他方、本県の人口10万人当たりの看護職員数は、令和6年12月末時点で1,706人と、全国平均の1,289人を上回っていますが、圏域別に見ると大川圏域では1,252人と全国平均を下回る状況にあり、地域的な偏在があります。

- また、本県の看護職員離職率は10.2%と、全国平均の11.0%を下回っていますが、新卒看護職員の離職率は11.5%と、全国平均の8.4%に比べて高い水準にあります。このため、引き続き若手看護職員の確保や定着及び医療技術の高度化・専門化に対応できる質の高い看護職員を養成することが求められています。
  
- 看護職員の地域偏在、新卒看護職員の離職率の動向や新興感染症に対応できる高い技能を持つ看護師の養成確保など、本県における課題に対して、地域医療介護総合確保基金を活用して、看護職員の資質向上を図るための研修や離職防止をはじめとする看護職員の確保の推進、医療機関と連携した看護職員確保対策の推進、看護職員の就労環境改善のための体制整備を行っており、今後とも、これらの対策を継続的、安定的に実施できるよう長期的な観点から財源確保を図る必要があります。

【所管府省】厚生労働省（医政局）

【県関係課】医療政策課

## (4) 介護人材の処遇改善

### 【提案・要望事項】

労働力人口が減少するなか、介護人材の不足は、必要な介護サービスに支障を生じ、介護保険制度の持続を困難とすることから、介護職員の安定的確保のため、処遇改善に向けた恒久的かつ事務作業が容易な支援策を講じるとともに、適宜制度の見直しを行い、サービス種別を限定せず、介護事業所で働くすべての従事者の処遇改善を図ること。

### 【現状・課題】

- 介護職員の処遇については、令和7年度補正予算において実施された「介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善事業」や、令和9年度の定期改定を待たずに実施される令和8年度介護報酬改定により一定の改善が図られているところです。しかしながら、令和7年賃金構造基本統計調査によると、介護職員の賃金は依然として全産業の平均より低く、最大1.9万円の賃上げでは他産業に追いついていないのが現状です。
- 令和6年度介護報酬改定においては、それまでの3つの加算から「介護職員等処遇改善加算」への一本化と加算区分の整理が実施され、簡素化されたにも関わらず、令和8年度改定では新たな加算要件・加算区分が追加されました。これまでに実施された介護従業者処遇状況等調査では、介護職員等処遇改善加算を取得しない理由として、「事務作業が煩雑」、「届出に必要となる事務を行える職員がいない」と回答する事業所が一定数存在しており、令和8年度介護報酬改定で新たに処遇改善加算の対象サービスとなった訪問看護や居宅介護支援などは小規模な事業所が多いことから、申請が提出されない可能性もあります。
- 国においては、これまでの加算等の効果を十分に検証し、介護事業所で働くすべての従事者の処遇改善と、人材の確保・定着が図られるよう、介護報酬の加算ではなく基本報酬に組み込むなど、恒久的かつ事務作業が容易な措置を講じる必要があります。

【所管府省】厚生労働省（老健局）

【県関係課】長寿社会対策課

## (5) 持続可能な介護保険制度の構築等

### 【提案・要望事項】

- ① 介護保険財源にかかる保険料と国・地方の負担割合を見直すこと。
- ② 介護離職ゼロ施策推進に伴う介護保険料上昇の抑制にかかる配慮をすること。
- ③ 介護保険制度の見直しにおいては、地方の意見を尊重すること。
- ④ 保険者機能強化推進交付金及び介護保険者努力支援交付金について、当該年度に余剰となった交付金については、基金に積み立てて次年度以降にも活用を認めるなどの弾力的な措置を講じること。

### 【現状・課題】

- 本県では、高齢化が進展するなか、要介護等認定者数も年々増加しており、総給付費についても、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年度には、制度開始当初の平成12年度と比較して約3.3倍に膨れ上がる見込みです。  
要介護等認定者やサービス見込量は、今後もさらに増加すると見込まれており、費用額の増大に伴い、高齢者の介護保険料負担や税財源の乏しい自治体の負担が大きくなり、このままでは介護保険財政自体が破綻することが懸念されています。
- 本県においても、「介護離職ゼロ」を目指す政府の方針も踏まえ、施設サービスと在宅サービスの役割分担やバランスを図りながら計画的な基盤整備を進めてまいりますが、一方で、施設等の整備に伴う各市町の介護保険料の急激な上昇を懸念する意見もあります。
- 現実に生じる深刻な課題への対応については、地方の意見を十分に尊重して、地域包括ケアシステムの構築を一層推進し、介護保険制度が将来にわたり安定したものとなるよう、今後とも制度の改善を図る必要があります。
- 保険者機能強化推進交付金については、これまで高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組を支援するための各種事業の事業費に充当してきたところです。また、令和2年度からは、介護保険者努力支援交付金が新たに創設されたところです。  
しかしながら、市町村への交付金と異なり、都道府県への交付金の場合、当該年度事業の事業費に充当しなかった交付金については国へ返還することとされており、市町村を安定的に支援するためには、当該年度に余剰となった交付金について、基金に積み立てて次年度以降も活用を認めるなど、弾力的な措置を講じることが必要です。

【所管府省】厚生労働省（老健局）

【県関係課】長寿社会対策課

## (6) 国民健康保険制度の改革

### 【提案・要望事項】

#### ① 国民健康保険の都道府県単位化

国民健康保険制度については、財政の安定化や保険料の平準化を図る観点から、国が全国レベルで一元化すべきものである。平成 30 年度から都道府県が財政運営の責任主体となっているが、制度の運用状況をかんがみ、必要な見直しを行うとともに、平成 28 年 12 月 22 日社会保障制度改革推進本部決定により確約した財政支援について確実に実施することに加え、今後の医療費の増嵩に耐えうる継続的な財政支援を講じられるよう、国の責任において必要な財源を確保すること。

また、国民健康保険制度の抱える構造的な課題を解消するためには、普通調整交付金が担う自治体間の財政調整機能は大変重要であることから、令和 9 年度以降もその機能を引き続き維持すること。

#### ② 地方単独事業にかかる国庫負担金減額調整措置の廃止

重度心身障害者等医療、ひとり親家庭等医療など地方単独事業の実施に伴う療養給付費等負担金及び調整交付金の減額措置は極めて不合理な措置であるため、直ちにすべて廃止すること。

また、保険者努力支援制度の市町村指標において、子どもの医療費適正化等の取組みとして医療機関窓口での支払いを必要としている自治体にインセンティブを付与することで自治体間に差をつけることを廃止すること。

#### ③ マイナンバーカードの保険証利用（マイナ保険証）の円滑な運用

マイナ保険証については、移行期の対応が円滑にすすむよう、国の責任において国民への普及・啓発を行うとともに、保険者への必要な支援や、医療機関が円滑に資格確認や医療情報の取得が行えるよう十分な支援を講じること。

### 【現状・課題】

#### ① 国民健康保険の都道府県単位化

○ 平成 30 年度から国民健康保険制度が都道府県単位化され、都道府県は財政運営の中心的な役割を担うこととなりましたが、制度の運用状況をかんがみ、必要な見直しを行うとともに、その見直しにあたっては、必要な法令等の整備を速やかに行い、地方の事務執行に支障を来さないよう早期に通知や情報提供を行っていただきたい。

○ また、平成 28 年 12 月 22 日社会保障制度改革推進本部決定により確約した財政支援について、今後も国の責任において確実に実施することが必要です。

- さらに、安定的な財政運営を行うために今後の医療費の増嵩に耐えうる継続的な財政支援を講じられるよう国において必要な財源を確保するよう要望します。
- 国民健康保険制度の抱える構造的な課題を解消するためには、普通調整交付金が担う自治体間の財政調整機能は大変重要です。
- 普通調整交付金の配分方法の変更は保険料水準統一を進めていく上でも影響が大きく、引き続き加入者の所得や医療費の実態を基準として調整いただくよう要望します。

## ② 地方単独事業にかかる国庫負担金減額調整措置の廃止

- 地方単独事業にかかる国庫負担金減額調整措置は重度心身障害者等医療費やひとり親家庭等医療費の助成など本県でも推進している福祉施策の非常に大きな阻害要因となっています。
- 本県における、国保の減額調整措置による影響は、令和6年度は512,732千円（重度心身障害者487,816千円、ひとり親24,916千円）であり、依然として減額調整措置は国保財政に重大な影響を及ぼしています。
- 地方自治体の懸命な取組を阻害する極めて不合理な措置であるため直ちに廃止すべきです。
- 地方単独事業として実施する子どもの医療費助成制度に関し、一部負担金を無償化せず、窓口での支払いを必要としている自治体にのみインセンティブを付与し、窓口での支払いを推進させる意図のある保険者努力支援制度の評価指標は、子育て支援の本来の目的を損なうものであるため、当該評価指標の廃止を強く要望します。

## ③ マイナ保険証利用の円滑な運用

- マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行期において市町などの保険者では、マイナ保険証の保有状況に応じて「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」を発行するなど、運用面でも煩雑な事務負担が生じており、保険者への十分な支援が必要です。
- 今後の医療DXの取組の基盤となるマイナ保険証を国民が利用しやすいものとなるよう、国の責任において国民への普及・啓発を行うとともに、オンライン資格確認に伴う機器の不具合などにより、制度への信頼性が損なわれることのないよう、医療機関等に対する十分な支援を継続して行っていただきたい。

【所管府省】厚生労働省（保険局）

【県関係課】健康政策課

## (7) 救急医療対策の充実

### 【提案・要望事項】

- ① 二次救急医療機関と三次救急医療機関の間の救急医療体制における役割分担を踏まえ、地域の救急医療への貢献度に応じた収入が確保できるよう、診療報酬制度等を見直すこと。
- ② 重篤な小児救急患者を受け入れる小児救命救急センターのうち医療計画に位置付けられている医療機関については、地域にとって必要な役割を果たせるよう、救命救急入院料の算定を可能とするなど、支援を行うこと
- ③ 地域の救急医療体制を維持できるよう、救急医療を提供する医療機関に対する診療報酬の充実を図ること。

### 【現状・課題】

- 救急医療については、「救急医療体制基本問題検討会報告書」（平成9年12月厚生省）に基づき、一次救急医療機関、二次救急医療機関、三次救急医療機関が役割分担しつつ協力して対応することとされています。国においては、この役割分担を前提として、救急医療機関に対する補助金や診療報酬などの支援措置を講じています。
- 医療の高度化に伴い、二次救急医療機関については、相当に高度な医療が提供できる医療機関がある一方、重症度の高い患者には対応できない医療機関もあり、地域の救急医療体制において果たしている役割にばらつきがあります。
- このため、高度な医療を提供できる二次救急医療機関については、三次救急医療機関と同程度の医療を提供しているにもかかわらず、他の二次救急医療機関と同程度の診療報酬等しか受けられないため、地域の救急医療体制において果たしている役割に比して支援が不十分となっています。
- また、小児救命救急センターの設置数は、全国で19（R5.4.1時点）と少ないなか、本県では近県も含め、重篤な小児救急患者を受け入れる四国で唯一の小児救命救急センターを設置している医療機関があります。
- 当該病院は、小児医療分野における救命救急センターであるものの、救命救急入院料の算定ができず、地域の救急医療への貢献度に応じた支援が受けられない状況にあります。

- 令和8年度診療報酬改定において、一定の改善がみられたものの、高齢者を中心に、救急搬送件数全体が増加する中、救急医療機関においては、救急医療を担う人材の確保や経営面などから、受入体制の維持が困難となっており、地域の救急医療体制を維持するためには、診療報酬の拡充など、救急医療を提供する医療機関への支援が不可欠となっています。

【所管府省】 厚生労働省（医政局）

【県関係課】 医療政策課

## (8) 骨髄等移植ドナーに対する支援の充実

### 【提案・要望事項】

骨髄等の移植を一層推進するため、ドナー休暇制度の法整備化を図るとともに、ドナー助成制度を創設すること。

### 【現状・課題】

- 骨髄バンク事業は、公益財団法人日本骨髄バンクが主体となり実施されており、骨髄等の提供に際しての検査、入院等に伴う交通費、医療費等にかかるドナーの自己負担はなく、万一、骨髄等の提供に伴い健康被害が生じた場合であっても日本骨髄バンクの団体傷害保険が適用されるなど、ドナーの物心両面における負担軽減について様々な取組が行われています。
- そのようななか、骨髄バンクのドナー登録者の患者とのHLA適合率は9割を超えています。そのうち移植に至るのは6割程度に留まっています。  
その原因としては、ドナーの健康上の問題のほかに、提供にかかる事前の通院や入院等のためのドナー休暇制度の導入が、一部の企業等にとどまっていることなどに問題があるとされています。そこで、本県においては、県内企業へのドナー休暇制度導入の呼びかけやドナー休暇制度を持つ県内企業を広く県民に周知するなど、ドナー休暇制度の普及促進に取り組んでいます。
- また、骨髄等を提供する善意の意思が尊重されるよう、現在、地方自治体においてドナー助成制度を設ける動きが広がっており、本県においても、平成30年度より助成制度を設け、当該助成事業を実施する県内市町への補助を実施しています。
- 骨髄バンクはそもそも全国的な仕組みであり、骨髄等の移植を一層推進するためには、国において、ドナーが骨髄等の提供を行いやすい環境整備を図ることが必要です。

【所管府省】 厚生労働省（健康・生活衛生局）

【県関係課】 医療政策課

## (9) 死因究明の推進

### 【提案・要望事項】

疾病の予防・治療をはじめとする公衆衛生の向上・増進に必要な解剖や死亡時画像診断がすべて実施されるよう、異状死死因究明支援事業を全額国費とするなど、財政上の支援を拡充すること。

### 【現状・課題】

- 令和元年6月に成立した「死因究明等推進基本法」（以下「基本法」という。）は、公衆衛生の向上をその目的の根底として位置付け、死因究明等に関する施策を推進するため、国と地方公共団体の責務を明らかにしており、地方公共団体は、地域の実情に応じた施策を策定し、実施することとされています。
- 基本法に基づき、令和6年7月5日に死因究明等推進計画が閣議決定され、本県でも平成30年度から死因究明等推進協議会を設置し、死因究明施策について協議を行っているところです。
- しかし、公衆衛生の向上・増進等を目的としたすべての死因究明が、地域に関わらず、また、資源の不足等を理由とすることなく、専門的科学的知見に基づいて達成されるためには、解剖や死亡時画像診断などの施策は、都道府県単位ではなく、国の責任において実施すべきです。
- そのため、疾病の予防・治療をはじめとする公衆衛生の向上・増進に必要な解剖や死亡時画像診断の費用負担については、異状死死因究明支援事業を拡充し、全額国費とするなど、死因究明の推進を図るための財政上の支援を拡充することが必要です。

【所管府省】厚生労働省（医政局）

【県関係課】医療政策課、警察本部会計課

## (10) 生涯を通じた歯科健診の推進

### 【提案・要望事項】

高齢期において健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう、歯科疾患や歯の喪失を予防することを目的として、健康増進法に基づく歯周疾患検診の対象年齢を拡大するなど、国において、歯周病の早期発見及び予防を図るための制度の拡充を検討するとともに、財政的支援を行うこと。

### 【現状・課題】

- 歯周病は、糖尿病、心疾患、誤嚥性肺炎など、身体の様々な病気に関わっていることから、歯と口腔の健康を維持することは生活習慣病等を予防及び改善するうえでも極めて重要です。
- また、令和6年度の県の調査において、進行した歯周炎を有する者の割合は、40歳代で54.2%、50歳代で62.9%、60歳代で68.3%という状況です。厚生労働省の令和6年歯科疾患実態調査においても、年齢を追うごとにその割合が高くなることから、歯周病の予防及び改善のためには、早い時期からの歯科健診をより一層推進し、早期発見・早期治療につなげることが重要です。
- 令和6年度において、歯周疾患検診の対象年齢に20歳、30歳が追加されましたが、歯周疾患検診は健康増進法では義務化されておらず、10歳刻みの実施しかありません。切れ目のない歯科健診受診機会の充実を推進するためには、空白期間を埋めていくことも重要であり、対象年齢に5歳刻みの年齢を追加するなど、歯科健診や適切な保健指導を行う機会を増やすことにより、歯周病有病率の減少を図ることが必要です。
- これらのことから、国において、歯周疾患検診の対象年齢を拡大し、歯科健診及び適切な保健指導を行う機会を拡充するとともに、適切な財政的支援が必要です。

【所管府省】 厚生労働省（医政局、健康・生活衛生局）

【県関係課】 健康政策課

## 41 障害者支援の充実について

### (1) 地域生活支援事業等の財源確保

#### 【提案・要望事項】

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業は、事業費の増加が見込まれるが、国の国庫補助金にかかる予算が地方の実情を反映した規模に達していないため、地方が安定的かつ積極的に施策展開を行えるよう必要かつ十分な財源措置をとること。

障害児の生活を支える特別児童扶養手当などの経済的支援策や障害福祉サービスの利用者負担について、すべての子どもの健やかな育ちを支える観点から、昨今の物価高騰など社会経済状況の変化を踏まえた所得基準の額の設定を含め、あり方の検討を行うとともに、制度の持続的かつ安定的な運営が図られるよう十分な財源確保を行うこと。

障害者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、グループホームなどの施設整備について、十分な財源確保を行うとともに、採択にあたっては、採算性の面で不利な条件にある中山間地域・島しょ部に対し、配慮を行うこと。

#### 【現状・課題】

- 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業は、障害者等がその有する能力や適性に  
応じ自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域で生活する障害者等の  
ニーズを踏まえ、県及び市町が地域の実情に応じた柔軟な事業形態により実施する事業  
であり、国は、同法第95条第2項第2号の規定により、予算の範囲内において、その費  
用の100分の50以内を補助することとされています。
- 本県の地域生活支援事業の実施状況をみると、地域生活支援事業の補助対象となる事  
業内容が追加されるなか、県及び市町ともに、多額の事業費を計上しており、今後も、  
障害者等が地域で安心して暮らせるための支援を充実させていくことが必要であること  
から、地域生活支援事業の事業費は増加することが見込まれます。
- しかしながら、本県の令和7年度決算見込みにおける地域生活支援事業の総事業費に  
占める国庫補助金の割合は、県分33.0%、市町分26.7%となっており、国における財源  
措置が地方の実情を反映した規模に達していないため、県及び市町の負担が増大し、地  
方財政が圧迫されています。また、昨今の物価高騰は、障害者の事業利用に大きな影響  
を及ぼしています。
- こうしたことから、地方が安定的かつ積極的に施策展開を行えるよう、障害者総合支  
援法の趣旨にかんがみ、地域生活支援事業について、国において必要かつ十分な財政支

援措置を講じる必要があります。

- 障害児の生活を支える特別児童扶養手当などの経済的支援策や障害福祉サービスの利用者負担については所得基準が設けられておりますが、障害の有無に関わらず、すべての子どもの健やかな育ちを支え、福祉の増進を図る観点から、昨今の物価高騰など社会経済状況の変化に伴い、所得に対する負担の程度も変化していることを踏まえ、所得基準の額の設定を含めたあり方の検討を行うとともに、各種制度の持続的かつ安定的な運営が図られるよう、十分な財源確保を行う必要があります。
  
- 障害者が、住み慣れた地域で暮らし続けるためには、グループホームなどの社会資源の充実が重要であることから、施設整備に要する費用について、十分な財源確保を行う必要があります。中山間地域や島しょ部にあつては、採算性の面で不利な条件にあることから、採択にあたっては、配慮する必要があります。

【所管府省】厚生労働省（社会・援護局）

【県関係課】障害福祉課

## (2) 精神科救急医療体制整備事業にかかる予算の確保

### 【提案・要望事項】

緊急な医療を必要とする精神障害者に対し、迅速かつ適切な医療を提供できるよう、地域の実情に応じた精神科救急医療体制を整備するため、精神科救急医療体制整備事業にかかる十分な予算の確保を安定的に行うこと。

### 【現状・課題】

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により、都道府県は、精神障害者の救急医療が適切かつ効率的に提供されるよう、地域の実情に応じた体制の整備を図るよう努めるものとされ、本県では、24時間365日対応するため、精神科医療相談窓口の設置や、精神科病院の輪番制による精神科救急医療事業等を実施しています。
- 国においては、精神科救急医療体制整備事業実施要綱に基づき、都道府県の精神科救急医療事業に対して補助しており、本県も本制度を活用して、精神障害者に対する救急医療にかかる事業を実施していますが、近年、同事業にかかる本県への交付決定額の減少が続いており、十分な財政措置が行われているとはいえ、事業の円滑な実施に支障を来す懸念があります。

また、同補助金のうち、「精神医療相談事業」については、令和2年度から、地域生活支援促進事業で実施されているところですが、今後も地域生活支援促進事業として必要な財源の確保をお願いします。
- 地域の精神科救急医療体制を安定的かつ確実に維持し、緊急な医療を必要とする精神障害者に対し、迅速かつ適切な医療を提供できるよう、国において必要かつ十分な予算の確保を安定的に行う必要があります。

【所管府省】 厚生労働省（社会・援護局）

【県関係課】 障害福祉課

### (3) 障害福祉人材の確保

#### 【提案・要望事項】

労働力人口が減少するなか、障害福祉人材の不足は、必要な障害福祉サービスの提供に支障を生じ、障害福祉制度の持続を困難とすることから、福祉・介護職員の安定的確保のため、各事業者における処遇改善の効果が確実に福祉・介護職員に及ぶよう、恒久的かつ事務作業が容易な支援策を講じること。見直しにあたっては、新たな利用者負担が発生しないよう、配慮すること。

広域からの利用者の受入れを進めるため、送迎にかかる人材の確保ができるよう、送迎加算の増額を行うとともに、広域の移動を考慮した制度となるよう見直しを行うこと。

障害者の企業等への就労を一層促進するため、就業面と生活面の双方から一体的に支援する障害者就業・生活支援センター職員の増員及び財源を確保すること。

#### 【現状・課題】

- 平成 18 年度の障害者自立支援法施行以降、全国的に障害福祉サービス等の利用者は増加してきており、それに伴い、障害福祉サービス事業所等も増加しています。しかし、介護業務は、身体的負担が大きく、その仕事内容に比較して賃金水準や社会的評価が低いことなどにより離職率が高い状況にあり、労働力人口の減少に伴い、障害福祉サービス事業所等における人材不足が深刻化しています。
- 賃金改善に向けては、平成 21 年度に福祉・介護職員処遇改善交付金が導入されて以降、様々な対策が講じられており、厚生労働省の令和 7 年 7 月時点の「福祉・介護職員等処遇改善加算」を取得している施設・事業所における福祉・介護職員（常勤）の平均月給（手当、賞与など含む）は 333,340 円で、前年 9 月に比べ 16,970 円（5.4%）の増となっており、一定の成果は見られます。
- こうしたなか、令和 7 年 12 月には、障害福祉分野の人材確保が困難な状況を踏まえ、令和 8 年度障害福祉サービス等報酬改定において、他職種と遜色のない処遇改善に向け必要な対応を行うとの方針が示されたことに加え、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として賃上げを行う障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業補助金が創設され、令和 8 年度中の交付が予定されています。
- 国においては、これらの効果を十分に検証し、各事業所における処遇改善の効果を福祉・介護職員が実感し、福祉・介護職員の確保・定着につながるよう、基本報酬の見直

しなどの恒久的かつ事務作業が容易な支援策を講じる必要があります。その際、新たな利用者負担が発生しないよう、留意する必要があります。

- また、事業所の地域による偏在により、利用者が遠方の事業所を利用せざるを得ない状況があり、また、利用者家族の就労状況の変化等により、送迎の有無が事業所決定の判断材料の一つとなっています。現在の送迎加算は、利用者の人数や送迎の回数により加算額が決定され、移動距離や移動時間は考慮されておらず、遠距離の送迎を担う職員の確保に十分対応できる制度になっていません。今後、利用者の広域的な移動に対応できるよう、送迎人材の確保のため、送迎加算の増額等、財源措置を講じる必要があります。
- 本県では、香川労働局とともに、障害者を就業面と生活面の双方から一体的に支援するため、障害者就業・生活支援センターを県内各圏域に設置しています。相談件数は増加しており、中間的就労や在宅就労など多様な働き方を促進するうえでも、センターの必要性はますます高まっています。障害者の職業生活における自立を図るためには雇用、保健、福祉、教育等関係機関との連携が必要であり、また、職員の賃金増への対応を可能とするため、相談や職場実習等に対応する障害者就業・生活支援センター職員の増員及び財源確保により、障害者の企業等への就労を一層促進していく必要があります。

【所管府省】厚生労働省（社会・援護局）、こども家庭庁（支援局）

【県関係課】障害福祉課

## 42 香川用水施設(共用区間)における耐震対策の推進について

### 【提案・要望事項】

近い将来発生するとされている南海トラフ地震に備え、香川用水施設の耐震対策は重要な課題となっている。令和8年度に、県民生活や経済産業活動への影響が特に大きい、水道用水・農業用水・工業用水が流れる共用区間について、耐震性を有していない区間の耐震対策を行う事業計画が水資源機構営事業として国の認可を受けたところであり、事業の着実な実施に向け、急速な物価高や賃金水準の上昇等に対応し、事業実施に必要な予算を確保すること。

### 【現状・課題】

- 吉野川総合開発計画の一環として昭和50年に完成した香川用水は、現在、県人口の約9割に水道水の供給を、ほぼ県全域の農地に農業水の供給を行っており、本県経済や農業の発展、県民の日常生活に欠かせない施設として、重要な役割を担っています。
- 香川用水施設の延長は約106kmあり、そのうち農業用水、水道用水、工業用水が共用する共用区間は約47kmで水資源機構が管理し、残る59kmは農業用水専用区間となっており、香川用水土地改良区が農林水産省から土地改良施設の管理委託を受け、農業水の配水及び施設の管理を行っています。
- 令和6年1月に能登半島において震度7の地震が発生し、未曾有の被害が引き起こされたところですが、本県においても対岸の火事とは言えず、政府の地震調査委員会は、南海トラフ地震について、今後30年以内に発生する確率を60%~90%程度以上と発表しており、非常に高い確率となっています。そのため、人命・財産、特に、地域の経済活動や生活機能への影響が大きい香川用水施設の共用区間での大規模地震対策への取組は急務となっています。
- 共用区間の耐震対策については、高瀬支線の共用区間約4km及び、阿讃トンネルから土器川チェックまでの区間約23kmにおいて「香川用水施設緊急対策事業」で進め、令和6年度に完了したところです。
- 残りの土器川チェックから下流側の古川チェックまでの共用区間約20kmのうち、耐震対策が未実施であったトンネル等の区間約6kmについて、令和8年度に、水資源機構営事業の「香川用水施設改築事業」として事業計画が国の認可を受けたところであり、事業の着実な実施に向け、急速な物価高や賃金水準の上昇等に対応し、事業実施に必要な予算を確保する必要があります。

【所管府省】 国土交通省（水管理・国土保全局）、農林水産省（農村振興局）

【県関係課】 水資源対策課、土地改良課

## 43 地域の農地の利用・保全等の一体的な推進について

### 【提案・要望事項】

地域の農地や農業を守るため、それぞれの地域の実情を踏まえ、地域で合意形成された農地の有効利用や保全管理に係る取組みが計画的かつ一体的に推進されるよう、支援施策については、地域での取組みに対する十分な予算を確保するとともに市町が行う活動に対する新たな支援策を創設し、地域の実情に応じた柔軟な制度とすること。

### 【現状・課題】

- 地域の農地活用や農地保全については、農業経営基盤強化促進法や農山漁村活性化法に基づき、地域の土地利用についての話し合いが行われ、地域計画については県内188地区で策定されたところではありますが、地域計画は策定して終わりではなく、毎年計画のブラッシュアップを図りながら、計画実現のための取組みを促進するために必要な経費について、継続的に支援していく必要があります。
- また、農地の有効活用に向けて必要な遊休農地対策については、県単独の遊休農地等利活用促進事業等を活用し、市町と連携を図りながら、再生利用や発生防止の取組みを支援してきたところではありますが、本県の遊休農地等面積は、令和6年度の「遊休農地に関する措置の状況に関する調査」において、令和6年度末で7,983ヘクタールとなるなど、営農条件の悪い中山間地や島しょ部のみならず平野部においても、年々増加している状況にあります。
- 本県では、地域計画の見直しと実行を行う市町を支援するため、農林水産省の「農山漁村」インパクト創出ソリューション実装プログラムを活用し、県独自事業である「かがわ未来共創アグリプロジェクト」を立ち上げ、民間技術を活用することにより、広域で人や農地に関する情報を関係機関で共有するシステムづくりと、地域の話合いや農地の受け手の掘り起こし、農地利用のマッチング、遊休農地発生防止に活用できる体制の構築を進めていくこととしています。
- そこで、地域計画の実現に向けた市町の取組実施に十分な予算を確保するとともに、市町が行う農地の情報共有、利用調整、受け手の呼び込みにかかる活動に対して、地域の事情に即した柔軟な支援策を要望します。また、地域の農地の利用・保全等の取組を支援する最適土地利用総合対策については、実施区域を中山間地域に限定するなど、地域要件が設定されていることから、より幅広い地域において活用できる柔軟な制度とするよう要望します。

【所管府省】 農林水産省（経営局、農村振興局）

【県関係課】 農業経営課

## 44 農地中間管理事業による農地集積の推進について

### 【提案・要望事項】

農地中間管理事業については、令和7年度から本格的に農地の利用権設定等が農地中間管理事業に統合一本化され、農地中間管理事業の業務量や経費が大幅に増大していることから、地方に新たな財政負担が生じないよう地方の負担割合の軽減を図るとともに、十分な予算措置を講ずること。

### 【現状・課題】

- 本県における、農地中間管理事業については、担い手への農地集積・集約化を促進させる中核事業として積極的に推進しており、県内14市町に25名を配置した農地集積専門員によるマッチング活動や農地の受け手に対する助成など、県独自のきめ細かな取組みを実施してきたことから、全国的にも高い実績となっています。
- こうしたなか、「地域計画」の策定に伴い、農地の利用権設定等は、地域計画の達成に資するように実施することが求められており、農地の貸借については、農地中間管理事業に統合一本化されたことから、本県では、年間の取り扱い面積が倍増しています。県農地機構の職員を増員するなど、体制強化を図るとともに、事務の削減や効率化を進めているところではありますが、業務経費の大幅な増大が見込まれることから、国において十分な予算措置が必要です。
- また、「地域計画」の策定後、市町や農業委員会において、「地域計画」の達成に資する農地貸借やその他農地関連法との調整が速やかに実施されるとともに、「地域計画」の実現に向け、実効性のある取組がなされるよう、適切な指導・助言と予算措置が必要です。
- あわせて、「地域計画」において定めることとなった農業を担う者についても、これからの地域農業を支えていくためには必要であることから、本県では、従来の認定農業者等の核となる担い手に加えて、兼業農家等の多様な担い手に対する新たな支援策を実施しているところであり、国においても、さらなる支援施策を講じられるよう要望します。

【所管府省】 農林水産省(経営局)

【県関係課】 農業経営課

## 45 所有者不明の遊休農地対策について

### 【提案・要望事項】

中山間地域などでは所有者不明の遊休農地が増加し、放置しておくこと、畦畔の石垣等が崩落する危険性が発生するなど、深刻な問題であることから、発生防止や解消に向けた「所有者不明土地対策事業費補助金」などの支援策を充実させること。

### 【現状・課題】

- 人口減少・少子高齢化が進むなか、相続件数の増加や土地利用ニーズの低下、土地の所有意識の希薄化が進行し、不動産登記簿等を参照しても所有者が直ちに判明しない、又は判明しても所有者に連絡がつかない土地、いわゆる「所有者不明土地」が増加しており、農地においても同様です。
- そのようななか、所有者不明化している農地について、その農地に耕作希望者がいる場合には、農地法や農地中間管理事業の推進に関する法律の制度改正により、所有者不明農地を担い手につなぐ仕組み「所有者不明農地制度」が設けられています。  
これは、農業委員会による農地所有者の探索の範囲を配偶者と子に限定のうえ、探索した結果、それでも所有者が判明しない場合は、農業委員会による公示手続き等を経て、農地中間管理機構を通じて担い手等に利用権を設定できる制度であり、本県でも、この仕組みを通じて、耕作希望者がいる農地については、担い手への貸付が進んでいます。
- 一方、耕作希望者が見つからない農地については、放置されると遊休農地化することが強く懸念されます。荒廃の程度が甚大化し、災害等防止措置等が求められる場合には、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づき、勧告・命令・代執行などの行政的措置を取ることとされています。
- 今後、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく、行政代執行などの行政的措置を講じなければならないケースが増加し、管理不全に伴う畦畔整備や納屋などの建築物の除去など、行政的措置に係る自治体の財政負担（自治体負担：経費の1/2）の増加が見込まれることから、行政代執行などに伴う費用について、全額国費での対応を要望します。

【所管府省】 農林水産省（経営局）、国土交通省（不動産・建設経済局）

【県関係課】 農業経営課

## 46 「みどりの食料システム戦略」の着実な推進について

### 【提案・要望事項】

環境への負荷低減を目指す「みどりの食料システム戦略」の実現に向けて、革新的な環境負荷低減技術の開発や国民の理解促進に取り組むとともに、「みどりの食料システム戦略推進交付金」や「新たな環境直接支払交付金」など、現場への普及定着を図るために必要な関連施策を充実させること。

### 【現状・課題】

- 令和3年5月に国が策定した「みどりの食料システム戦略」では、農業や地域の将来も展望した持続可能な食料システムの構築に向け、農業分野における脱炭素化や環境負荷の軽減が戦略の柱となっています。
- 本県においては、令和8年3月に『香川県みどりの食料システム基本計画』を改正するとともに、推進体制として令和4年に設立した「香川県グリーン農業コンソーシアム」において、化学農薬・化学肥料の使用低減や有機農業など、環境にやさしい農業の取組拡大と需要拡大を推進しているところです。
- また、本県では、令和8年3月時点で174経営体を「みどり認定者」として認定するとともに、本県独自のロゴマークの策定など、みどり認定制度の普及に努めています。
- 今後、2050年までに農林水産業のCO<sub>2</sub>ゼロエミッション化など、「みどりの食料システム戦略」が掲げる長期目標を達成するためには、国による革新的な環境負荷低減技術の開発、みどり認定制度について国民の理解増進を図るための販売・消費対策、「みどりの食料システム戦略推進交付金」など現場への普及定着を図るために必要な関連施策を充実させる必要があります。
- さらに、令和9年度に創設する新たな環境直接支払交付金については、環境負荷低減等に取り組む農業者を後押しできるような支援内容とするとともに、十分な予算の確保が必要です。

【所管府省】 農林水産省（大臣官房環境バイオマス政策課）

【県関係課】 農業経営課、農業生産流通課、農政課、畜産課

## 47 産業として成り立つ農業の振興について

### (1) 農業機械・施設の導入支援

#### 【提案・要望事項】

小規模でも効率的・安定的な農業を行う集落営農組織や、兼業農家などの多様な農業人材の営農継続に向けて、農業機械・施設整備を支援すること。

#### 【現状・課題】

- 狭小な農地や複雑な水利慣行などの本県農業の特性もあり、認定農業者などの核となる担い手だけで地域の農地やため池・水路などを守ることは困難であり、本県農業を維持し、発展させていくためには、集落営農の組織化や高齢化した既存組織の次代への円滑な経営継承に向けた後継者育成を進めるとともに、本県の耕作面積の約7割を支えている兼業農家や定年帰農者などの多様な農業人材の営農継続を支援する必要があります。
- 「集落営農連携促進等事業」においては、集落営農の連携や合併を通じた広域展開による継続的な発展を図るため、雇用の増加や高収益作物の導入、加工・販路開拓などの取組を支援対象としています。また、採択の判断基準となるポイントについても農地の集積率の向上や販売金額の増加を図る集落営農が多くポイントを獲得できる設計となっており、本県のような農地集積に不利な条件が多く、規模拡大が難しい場合には採択されにくいものとなっています。
- 本県では、米麦を中心とした経営で農業機械の共同利用や共同作業等によるコスト削減に取り組み、構成員の労働力を最大活用した効率的・安定的な農業を行っており、このような経営においては、営農継続に向けた後継者育成と世代交代が課題であり、こうした若返り活動に取り組む場合も、採択されやすくなるようポイント配分における配慮をいただくなど、収益面だけではなく地域農業の持続性を考慮した運用をお願いします。
- また、本県ではこれまでの国や本県の支援事業の対象外であった、本県の耕作面積の約7割を支えている兼業農家や定年帰農者などの多様な農業人材の営農継続を支援することが重要であると考え、「多様な農業人材経営計画認定制度」を令和6年度に創設するとともに、認定を受けた農業人材に対して、経営計画達成のために必要な機械等の導入経費の支援を行っているところです。国においても、このような多様な農業人材が営農継続できるよう、農業機械・施設整備への支援をお願いします。

【所管府省】農林水産省（経営局）

【県関係課】農業経営課

## (2) 新規就農者対策の充実

### 【提案・要望事項】

新規就農者育成総合対策については、新規就農者が確実に増加するよう、必要な予算を確保するとともに、経営発展支援事業については、補助上限の見直しを実施すること。

### 【現状・課題】

- 本県では、基幹的農業従事者のうち、65歳以上の割合が70%を超えているなか、新規就農者数は、平成23年度までの100人弱から、近年は毎年140人程度まで増加しているところです。
- これには、次世代を担う意欲ある新規就農者に対し、研修から経営確立までに必要な資金を交付する「新規就農者育成総合対策（就農準備資金・経営開始資金）」による効果が大きいと考えており、土地や資金などの資本を持たない人材が就農初期の困難を乗り越えて定着し、地域を牽引する若手リーダーとなって活躍する姿を見て新たな就農希望者が現れるという好循環も生まれてきています。
- このように大きな役割を果たしている本資金の対象者は、就農時に49歳以下の認定新規就農者に限定されており、認定新規就農者制度の認定申請ができる青年等の範囲（65歳未満の特例あり）よりも狭く設定されています。本県においては、令和8年度から50歳から64歳の認定新規就農者の経営開始に必要な資金を支援する事業を開始したところですが、国においても、食料・農業・農村基本法の基本理念において農業の持続的な発展が規定され、担い手確保の方針が打ち出された今、「新規就農者育成総合対策（就農準備資金・経営開始資金）」の年齢要件等の弾力化をお願いします。
- 今後も就農希望者が安心して研修に専念し、就農後に地域の担い手となることを後押しするため、新規就農者育成総合対策における資金面の支援が確実に実行できるよう、引き続き全額国費で実施すること、また、経営発展支援事業については、昨今の資材費高騰を踏まえ補助上限の見直しを実施するとともに、経営確立・発展までの就農後5年間を対象期間とすること、さらには、長期政策として一貫性を保ち、計画的かつ安定的な制度とするとともに、事業の見直しや新事業の創設にあたっては、現場への周知に十分な期間を確保することを要望します。

【所管府省】 農林水産省（経営局）

【県関係課】 農業経営課

### (3) 地域の課題に対応した試験研究の充実・強化のための予算の確保

#### 【提案・要望事項】

農業を次世代の担い手にとって希望と魅力のある儲かる産業へ成長させるため、地方における試験研究の充実・強化や、新たに開発された技術等の実証・普及を促進するための予算を引き続き確保すること。また、急速に進行する気候変動に対応した安定生産技術や、省力化に資するスマート農業の現場実装は喫緊の課題であることから、開発・普及の加速化に必要な予算措置を講じること。

#### 【現状・課題】

- 本県の農業は、農業者の高齢化が全国よりも進行して労働力不足が深刻化しているほか、グローバル化の進展による産地間競争の激化、気候変動による農業生産の不安定化、脱炭素社会への対応、さらに、最近の国際情勢を背景とした生産資材や燃油の高騰など、農業を巡る情勢は厳しさを増しています。
- こうしたなか、本県では、温暖な気候や狭小な農地など、本県農業の特性や課題を踏まえ、特色あるオリジナル品種の育成をはじめ、高品質化技術や気候変動に対応した安定生産技術、環境と調和した農業生産に関する技術の開発に加え、生産性向上や省力化に資するスマート農業について、普及啓発や農業者等と連携した施設園芸の新技术開発・実証に取り組んでいます。
- また、農業試験場では、国の競争的資金を活用し、他県や大学等との共同研究を実施するとともに、政府等機関の地方移転を契機として、農研機構西日本農業研究センターと連携し、西日本地域における施設野菜の革新的大規模経営システムの確立のための共同研究を実施してきたところです。
- 本県としては、気候変動に対応した品種開発や安定生産技術の開発、環境に優しい栽培システムの確立に加え、国の「スマート農業技術活用促進法」の施行を契機とした、地域課題に対応したスマート技術の開発・普及を加速させることで、農業を若い世代にとって魅力のある「儲かる産業」へ成長させる必要があり、そのための予算を十分に確保する必要があります。

【所管府省】農林水産省（技術会議）

【県関係課】農業経営課

#### (4) 協同農業普及事業の円滑な実施のために必要な予算の確保

##### 【提案・要望事項】

労働力不足や気候変動など、農業を取り巻く環境が大きく変化するなか、農業の持続的な発展を図るため、スマート農業の普及の加速化や環境にやさしい農業の推進、食料システム関係者との連携など、農政の重要課題を踏まえた協同農業普及事業の円滑な実施のために必要な予算を確保すること。

##### 【現状・課題】

- 県と国が協同して行う協同農業普及事業については、農林水産省がその時々的重要課題を踏まえて策定する「協同農業普及事業の運営に関する指針」及び「協同農業普及事業の実施についての考え方(ガイドライン)」に沿って、普及指導員が担い手の確保・育成、農地の最適利用の推進、スマート農業の推進、GAPの普及、環境にやさしい農業の推進等に取り組んでいます。
- 近年、農業者の減少・高齢化による労働力不足や、自然災害や気候変動による農業生産現場への影響が深刻化するとともに、最近の国際情勢を背景として、生産資材や燃油等の価格が高騰するなど、農業を取り巻く環境は厳しさを増しています。
- こうした情勢の変化に対応するため、国では、令和7年4月に定められた「協同農業普及事業の運営に関する指針」において、普及指導活動に農業者や食料の生産から消費に至る食料システム関係者との連携をはじめ、急減する普及指導員の資質向上やファシリテーション能力の向上などの多岐に渡る業務が位置付けられました。
- 本県としては、農業の持続的な発展を図るためには、若手普及指導員の能力を図りつつ、競争力あるオリジナル品種や安定生産技術の普及をはじめ、生産性向上や省力化に資するスマート農業の普及の加速化や、高い労働生産性と持続可能性を両立するグリーンな栽培体系への転換等を推進するなど、現場の関係者と連携しながら、普及指導体制をより一層強化していくことが重要であると考えております。
- このため、協同農業普及事業に基づき、直接農業者に接して農業技術に関する指導や農業施策の推進等を行う普及指導員の活動強化及び資質向上を図るための予算の確保が必要です。

【所管府省】農林水産省（農産局）

【県関係課】農業経営課

## (5) 国際水準のGAP認証の取得拡大

### 【提案・要望事項】

若手農業者を中心に、国際水準GAP認証の取得を目指す農業者が増加していることから、現在実施されている、GAPへの取組みや認証取得に必要な環境整備や審査費用等に対する助成措置について、来年度以降も十分な予算を確保すること。

### 【現状・課題】

- GAPは、農産物の食品としての安全性や農業者の労働安全を確保するとともに、環境への負荷を低減させるために有効な取組であり、本県では、国の交付金を活用し、研修会開催等での理解促進や、認証機関の指導者による農業者への直接指導などを行うことにより、若手農業者や大規模農業法人を中心に、GAPへの取組みや認証取得を目指す農業者が増加しています。
- 農林水産省は、令和4年3月に策定した「我が国における国際水準GAPの推進方策」のなかで、共通の取組基準として「国際水準GAPガイドライン」を示し、都道府県に対し、ガイドラインに基づいた指導を行うことや、農業者の取組内容をグローバルGAPなど国際水準GAPに引き上げることを求めています。
- 2027年国際園芸博覧会など国際的なイベントにおける食材や農産物の調達基準に、国際水準GAP認証等が位置付けられるなど、今後、認証を取得した農産物の生産・流通の拡大が期待されていますが、増加した生産費を農産物への価格転嫁につなげられていない状況では、審査費用などの認証取得に係る更なるコスト増加が負担となっており、引き続き認証取得に要する経費を支援する予算の確保が必要です。
- また、本県では、農業改良普及センター等の普及指導員にGAP指導員資格を取得させるなど人材育成にも努めており、農業者への継続的な指導を行うため、GAP指導員資格の新規取得・更新に要する費用の助成についても確保する必要があります。

【所管府省】 農林水産省（農産局）

【県関係課】 農業経営課、農業生産流通課、畜産課

## (6) 水田政策の見直し

### 【提案・要望事項】

令和9年度以降の水田政策の根本的な見直しにあたっては、地域の実態に即した制度とするとともに、令和9年度以降の制度について助成対象農地の考え方や支援内容・単価などの具体的な制度設計を早急に周知すること。

麦・大豆・飼料作物については、水田・畑に関わらず、生産性向上に取り組む者の支援へ見直すこと。

また、新たな政策の予算については、現行の水田活用の直接支払交付金や既存事業の再編により得られた財源にとどまらず、構造転換に必要な予算を確保すること。

### 【現状・課題】

- 本県は、耕地面積 27,900 ヘクタールの約8割が水田であり、古くから水稻を基幹作物として、麦や収益性の高い露地野菜を組み合わせた二毛作体系により水田を有効活用しつつ、発展してきたところです。

しかしながら、狭小な農地や複雑な水利慣行、ため池の維持・管理など、本県特有の営農実態があり、全国一律ではなく現場の実態に即した制度が必要です。

- 令和9年度以降の水田政策については、農業者の理解を得ながら準備していく必要があることから、助成対象農地の考え方や支援内容・単価などの具体的な制度設計を早期に示すよう要望します。

特に、麦類については、播種年と収穫年が異なることから、播種の準備が始まる本年夏までには、制度の内容を周知する必要があります。

- 本県では、さぬきうどん用として県オリジナル小麦品種「さぬきの夢」を開発し、麦作の生産振興と需要拡大に取り組んでいます。

麦や大豆、飼料作物の生産振興を図るためには、令和9年度以降の水田政策においては、水田・畑に関わらず、また、令和8年度までに水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であったか否かに関わらず、生産性向上に取り組む者への支援に見直すことが必要です。

- さらに、助成対象農地を畑に拡大した場合、交付対象が増大することから、現行の水田活用の直接支払交付金や既存事業の再編により得られた財源にとどまらず、構造転換に必要な予算を確保し、支援策の一層の充実を要望します。

【所管府省】農林水産省（農産局）

【県関係課】農業生産流通課

## (7) 米麦の経営安定

### 【提案・要望事項】

令和9年度からの新たな水田政策については、農業者が計画的に農業経営に取り組めるような政策とし、着実に実施するとともに、県及び地域農業再生協議会における本対策の普及・推進に支障が生じないように推進事業費の予算の確保と配分を行うこと。

畑作物の直接支払交付金（数量払）の単価については、資材高騰を踏まえ、直近の現状を反映するとともに全国一律の単価ではなく地域の実情にあった単価に見直すこと。

水稻の生産性向上対策に取り組む者を支援するとともに、安定して主食用米を生産できるよう国内外における米の需要拡大に取り組むこと。

「新基本計画実装・農業構造転換支援事業」及び「強い農業づくり総合支援交付金」の予算を継続的に確保すること。

### 【現状・課題】

- 今後の水田農業の持続的発展を図るためには、意欲ある米麦の農業者が中長期的な視点に立って経営発展を目指すことが重要であり、新たな水田施策を着実に実施するとともに、事務量にあった推進事務費の予算の配分が必要です。
- 畑作物の直接支払交付金（数量払）の単価については、資材高騰を踏まえ、引き続き、直近の現状を反映するとともに、全国一律の単価ではなく、生産条件の不利な中山間地をはじめとして、狭小な農地での生産が行われているなどの、地域の実情にあった単価に見直すことを要望します。
- また、水稻の生産コストの低減など、生産性向上対策に取り組む農業者を支援し、水田農業の維持を図るとともに、人口減少下でも安定して主食用米を生産できるよう国内外における米の需要拡大に取り組み、人口減少下でも安心して米を生産できるよう取り組んでいくことが必要です。
- さらに、米麦の大規模乾燥調製施設等の計画的な再編や高機能化が必要になってきていることから、「新基本計画実装・農業構造転換支援事業」及び「強い農業づくり総合支援交付金」の十分な予算を確保することを要望します。

【所管府省】 農林水産省（農産局）

【県関係課】 農業生産流通課

## (8) 園芸産地の生産振興

### 【提案・要望事項】

- ① 担い手の生産の効率化に向け、高性能な集出荷施設の計画的な整備を図るため、「強い農業づくり総合支援交付金」と「産地生産基盤パワーアップ事業」の予算を継続的に確保するとともに、地域の実情に即した仕組みとなるよう規模要件の緩和を行うこと。また、共同利用施設の再編集約を推進するため、「新基本計画実装・農業構造転換支援事業」の十分な予算を確保すること。
- ② 暖房燃料費の高騰が農業経営を圧迫する要因となっているため、施設園芸等燃料価格高騰対策を継続して実施すること。
- ③ 肥料価格の高騰を招かないよう、肥料原料の安定確保を図ること。
- ④ 果樹の生産基盤を強化し、経営安定を図るため、果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援事業の十分な予算を確保すること。

### 【現状・課題】

- 本県は、恵まれた気象条件等を生かし、米と園芸作物を組み合わせた複合的な経営や、施設園芸などの集約的な経営により、経営規模の零細性を補う土地生産性の高い農業が展開され、令和6年の農業産出額の約40%を園芸作物が占めるなど、本県農業の基幹品目となっています。近年、新規就農者は増加しているものの、規模拡大に必要な共同集出荷施設の整備など、生産出荷体制の確立が十分でなく、さらに、世界情勢の変化に伴う原油価格や肥料原料等の高騰により、暖房燃料費や農業資材費が高騰しており、農業経営を圧迫する要因になっています。
- このようななか、老朽化した集出荷施設を再編集約して市場への安定供給能力の向上と流通の合理化を進めながら、より高度で効率的な選別・調製が可能な選別施設を計画的に整備し、産地を維持、発展させるためには、「強い農業づくり総合支援交付金」、「産地生産基盤パワーアップ事業」の予算を継続的に確保するとともに、本県では品質の高い果実や野菜などの多様な品目の組合せによる複合経営が多いため、産地規模等の採択要件が達成できず、事業に取り組めない産地も見られることから、引き続き地域の実情に即した採択要件の緩和が必要です。また、共同利用施設の再編集約を推進するため、「新基本計画実装・農業構造転換支援事業」の十分な予算を確保することが必要です。
- 施設園芸農家が安心して経営を継続するための燃料価格高騰時の支援策である施設園芸セーフティネット構築事業の継続と、肥料価格の高騰を招かないよう肥料原料の安定確保を図ることが必要です。
- さらに、果樹の新植・改植や未収益期間の管理を定額助成する果樹経営支援対策事業等においては、財源が不足することが懸念されています。各産地の果樹産地構造改革計画を遅滞なく進めるため、十分な予算の確保が必要です。

【所管府省】農林水産省（農産局）

【県関係課】農業生産流通課

## (9) 花き産業及び花き文化の振興

### 【提案・要望事項】

「花きの振興に関する法律」に基づき、花き産業及び花き文化の振興を加速化するため、「ジャパンフラワー強化プロジェクト推進」等の花き振興の予算を確保すること。

### 【現状・課題】

- 花きは、癒しや安らぎなどの効能を有し、家庭や社会を華やかに彩るとともに、国民の健やかな暮らしに貢献する重要な作目です。しかし、本県では、花きの農業者や栽培面積が減少傾向にあるとともに、夏季の異常高温による障害が多く発生し、出荷量や品質に影響を及ぼしているほか、葬儀等の業務需要の変化に伴い、消費動向が大きく変化しています。
- また、花きは多品目小ロットでの流通のため、小口での輸送が多く、効率的な輸送体系の導入が求められています。また、物流についてはドライバーの時間外労働時間の上限規制の適用等によりドライバーが不足し、運賃の上昇や、輸送手段の確保による集配体制の維持が難しくなるなどの状況への対応も必要であることから、物流体制の改善が急務となっています。
- こうしたなか、本県では、「花きの振興に関する法律」に即して令和8年3月に策定した新たな「香川県花き振興計画」に基づき、高温対策等の花きの安定供給に向けた取り組みや、高校生花いけバトルやフラワーフェスティバル等を開催するなど、花き文化の振興と新たな需要の創出に取り組んでいるほか、デジタル技術を活用した花きの物流の効率化に取り組んでいます。
- 人口減少社会の到来や社会情勢の変化などにより、花きの需要が全国的にも低下傾向にあることから、国において、花き産業及び花き文化の振興を図るための、安定的かつ十分な花き振興予算の確保が必要です。

【所管省庁】 農林水産省（農産局）

【県関係課】 農業生産流通課

## (10) 野菜価格安定対策

### 【提案・要望事項】

野菜産地の維持・発展と野菜生産農家の経営の安定を図るため、野菜価格安定制度の継続と予算確保を行うこと。

### 【現状・課題】

- 本県農業産出額（令和6年）に占める野菜類の割合は約31%で本県農業の主要部門となっており、水田裏作を主体とした京浜・京阪神市場への輸送園芸産地として発展し、野菜指定産地を中心に主産地が形成されています。しかしながら、近年の栽培面積は、高齢化による生産者の離農をはじめ、生産資材や流通コストの高騰、市場価格の低迷等により全体として減少傾向にあります。
- 令和6年の栽培面積（主要9品目）は2,942haで、品目別の作付動向を見ると、消費の多様化等を反映して、ブロッコリー、たまねぎ、ねぎなどの品目が堅調に推移している反面、多くの管理労力を要するレタスやきゅうりなどが減少傾向にあります。
- 野菜価格安定対策は、野菜産地を維持・発展し、野菜生産農家の経営安定と消費者への野菜の安定供給を図るための重要な制度であることから、制度の継続と予算の確保が必要です。
- 本県の野菜は、安定出荷や販売努力により平均市場価格より高値で取引される品目が多いですが、足元の生産資材や流通コストの高騰は収益を圧迫しており、今後も野菜の安定供給を継続していくために野菜価格安定対策にも生産コストを反映した仕組みを取り入れる必要があります。

【所管府省】農林水産省（農産局）

【県関係課】農業生産流通課

## (11) 農水産物や食品の輸出促進

### 【提案・要望事項】

本県農畜水産物等の輸出拡大を促進するため、輸出先国・地域に対して残留農薬基準の設定・緩和や植物検疫条件の緩和を働きかけるなど、輸出環境の改善に向けた交渉を継続的に行うこと。また、輸出事業計画の認定を受けている事業者等に対しては、大規模な工場建設などのハード事業のみならず、中小企業者でも海外市場の販路拡大や海外ニーズに沿った製品開発などのソフト事業にも支援が受けられるよう関連事業を拡充すること。さらに、輸出拡大実行戦略における重点品目として麺類を追加すること。

### 【現状・課題】

- 国では、令和7年4月に策定した「食料・農業・農村基本計画」において、農林水産業・食品産業の「海外から稼ぐ力」を強化するとの方針が示され、2030年目標（農林水産物・食品の輸出額5兆円、食品産業の海外展開による収益額3兆円、インバウンドによる食関連消費額4.5兆円）が設定されました。
- 本県においても、生産者や食品事業者間の連携を促し、官民一体で輸出に挑戦する産地づくりに取り組んでおり、事業者等の輸出事業計画の作成を支援するとともに、令和6年6月には高松盆栽輸出振興会がフラッグシップ輸出産地に選定されたところです。
- このようななか、令和2年10月には、本県の主要盆栽である黒松盆栽のEU向け輸出が、国の御尽力によって可能となったものの、依然として多くの国で、植物検疫により、黒松の輸入が認められていません。特に米国については、相手国バイヤーからの日本産黒松盆栽への要望が強く、産地においても米国輸出への意欲が高まっており、盆栽の輸出拡大のためには、米国への黒松盆栽の輸出が可能となるための植物検疫協議の加速化が必要です。
- また、輸出事業計画の認定事業者には、「食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業」や「強い農業づくり総合支援交付金」等の優遇措置が設けられているところですが、輸出に取り組む事業者層を拓げるためには、中小企業者でも個者で活用できる関連事業の拡充が必要です。その際、輸出拡大実行戦略における輸出重点品目であることを要件とする場合、品目の拡充（本県の場合、うどんを含む麺類の追加）を要望します。

【所管府省】農林水産省（輸出・国際局）

【県関係課】農政課、農業経営課、農業生産流通課、水産課

## 48 農地・農業水利施設の保全管理等の推進について

### 【提案・要望事項】

- ① 多面的機能支払交付金については、本県の農地、農業用施設を適切に保全管理し、担い手への農地集積等を後押しするため、事務手続きの簡素化を図るとともに、事務委託を促すための支援制度を創設すること。併せて、防災・減災力の強化のため、防災・減災地域共同活動支払交付金の安定的な予算を確保すること。
- ② 中山間地域等直接支払交付金については、農業従事者の減少や高齢化の進行等により、構成員が減少しており、体制整備単価への取組を躊躇する協定があることから、取組要件の理解を促進するため、面積要件の緩和等の取組要件の緩和を図ること。
- ③ 農村地域の都市化・混住化の進行により、農業用排水路施設の農業外の効用が増加していることから、現状に応じた事業制度の見直しや農家負担の軽減を図ること。
- ④ 土地改良区の運営基盤の強化を図るため、「水土里ビジョン」が実効性のある取組となるよう支援の充実を図ること。

### 【現状・課題】

- ① 多面的機能支払交付金の予算確保と事務手続きの簡素化
  - 近年、農業従事者の減少や高齢化による集落機能の脆弱化に伴い、農業農村の多面的機能の低下が懸念されています。
  - このようななか、本県の農地、農業用施設を適切に保全・管理し、多面的機能の維持・発揮を促進するとともに、担い手への集積・集約化を後押しするため、令和6年度末現在、県内の301組織、14,258ha（対前年382ha増）において、当交付金を活用した農地法面の草刈りや水路の泥上げなどの地域資源の基礎的保全活動などに取り組んでいますが、法制化に伴う安定的な制度となったことなどから、特に、施設の補修・更新が可能な長寿命化の要望が増加する一方、事務手続きの煩雑さから活動の継続を断念する組織も発生している状況です。
  - このため、本県においては、事務負担の軽減などを目的として、土地改良区の体制強化と併せ、土地改良区単位での広域化を推進しているところですが、国において、本制度における事務手続きの一層の簡素化や、事務委託による活動組織の負担軽減を図るための支援制度の創設を要望します。

- また、国土強靱化実施中期計画に位置付けられた流域治水の取組の一つである田んぼダムの推進に併せ、地域の共同活動による農業用排水施設の機能が適切に発揮される必要があることから、農業用排水施設の補修・更新等を行う防災・減災対策を加速化させるため、防災・減災地域共同活動支払交付金の安定的かつ十分な予算確保を要望します。

## ② 中山間地域等直接支払交付金の制度要件緩和

- 近年、中山間地域においては平地部に増して農業従事者の減少や高齢化の進行による荒廃農地の増大、また、集落機能の脆弱化に伴う、農業農村の多面的機能の低下が懸念されています。
- このようななか、本県の中山間地域の遊休農地の発生を未然に防止するとともに、農業生産活動などによる農地、農業用施設の適切な保全・管理に有効な本制度への取組を推進するため、当交付金を活用し、遊休農地の発生防止や鳥獣被害の防止などの農業生産活動を継続するための活動を支援しています。
- しかしながら、第6期対策の初年度である令和7年度については、高齢化の進行により継続を断念する集落の増加等から、前年度に比べ30集落協定、169haの減少となる385集落協定、2,458haの取組となりました。あわせて、体制整備単価に取り組む協定は、事業制度の改定等により農業者の理解が進まず、前年度と比較し3%減少した協定数となっています。
- この第6期対策からの体制整備単価においては、取組要件に面積要件があることや面積要件が含まれていないものの多様な組織等の参画が求められていることなどから、前期対策より複雑化した事業制度として認識されており、取組を躊躇する集落も発生しています。これらのことから、事業制度の趣旨である条件不利地において農業生産活動を継続するための支援として、農業者が分かりやすく、容易な制度となるよう面積要件を設けず、複数集落協定による連携が図られる場合を体制整備単価とする等の取組要件の緩和を要望します。

## ③ 農業用排水路施設整備の事業制度の見直しと農家負担の軽減

- 農村地域の都市化・混住化が進むなか、農業用排水路は地域住民の排出する生活排水等が増え、農業外の効用が大きくなっています。

- こうしたなか、多くの施設が戦後の高度経済成長期に建設され更新時期を迎えていますが、農業用排水路施設整備に関する事業は、ため池整備やほ場整備など、他の土地改良事業に比べて、受益農家の負担割合が高く、計画通り事業に取り組めないおそれがあることから、本県の農業の衰退に繋がる懸念されています。
- このため、農業用排水路施設の整備について、農家負担の軽減を図っていく必要があることから、ガイドラインの見直しを要望します。

#### ④ 土地改良区への支援の拡充

- 農業者の高齢化や後継者不足、農村の混住化等により、土地改良区の運営は厳しい状況が続いており、農業用施設の維持管理が困難になってきているほか、本県の土地改良区は、特に統合整備が必要な地区面積が100ha未満である小規模な土地改良区が全体の約4分の1を占めていることに加え、約2割の土地改良区では専任職員を配置できていない状況となっているため、統合整備を促進し、その運営基盤の強化を図る必要があります。
- このようななか、国においては、令和7年度から新たに土地改良区機能強化支援事業を実施し、土地改良区に「水土里ビジョン」策定を進めることと、策定した土地改良区に対しては、補助要件から面積要件を撤廃し、さらに「水土里ビジョン」策定を条件とした整備補修事業の拡充などの新たな支援策が示されたところです。
- このため、本県においても、順次、策定を進めているところですが、策定エリアが広範囲にわたった場合には、1ビジョン当たり300万円の上限を上回ることから、上限額の見直しを要望します。
- また、水土里ビジョンの策定を推進するため、また、水土里ビジョンに基づく取組が円滑に進むよう、予算面での支援策といったメリット措置の追加を要望します。

【所管府省】農林水産省（農村振興局）

【県関係課】土地改良課、農村整備課

## 49 鶏卵処理施設の整備について

### 【提案・要望事項】

- ① 畜産物等流通構造高度化・輸出拡大事業において、輸出拡大を前提としない鶏卵処理施設の整備についても、流通の合理化、施設の集約が図られる場合には、事業対象とすること。
- ② 強い農業づくり総合支援交付金において、鶏卵処理にかかる設備について、建屋と一体的に整備しない場合でも事業を活用できるよう柔軟な対応をすること。
- ③ 鶏卵処理施設の整備にかかる事業の継続と予算を確保すること。

### 【現状・課題】

- 本県は、京阪神に近い立地条件の優位性と養鶏業に適した気候風土により、古くから養鶏業が盛んであり、令和6年における畜産の産出額（412億円）の6割以上（263億円）を養鶏が占め、そのうち鶏卵は約7割（179億円）に達しています。
- 県内には大規模なものから中小規模なものまで、多くの鶏卵処理施設が存在しており、特に大規模施設においては、人件費や輸送コストの高騰に対応するため業務効率化への対応が喫緊の課題です。
- 現在、畜産物等流通構造高度化・輸出拡大事業について、食肉処理施設は輸出拡大を前提としない場合でも事業対象とされていることから、輸出拡大を前提としない鶏卵処理施設の整備についても、流通の合理化、施設の集約が図られる場合には、事業対象とするよう要望いたします。
- また、強い農業づくり交付金において、鶏卵処理施設の「洗卵選別機」等装置類（※）は、「産地基幹施設等」として事業対象であるものの、運用上、上記の設備のみでは事業対象とはなりません。そのため、「洗卵選別機」等装置類の整備については、建屋と一体的に整備しない場合でも、本事業の対象となるよう柔軟な対応を要望いたします。  
※「殺菌装置」、「洗浄装置」、「洗卵選別機」、「検卵装置」
- 最後に、県内外の鶏卵の安定供給のためには、鶏卵処理施設の整備が必要であり、引き続き、事業の継続と予算の確保を要望いたします。

【所管府省】 農林水産省（畜産局）

【県関係課】 畜産課

## 50 畜産業における飼料価格高騰対策について

### 【提案・要望事項】

近年類を見ない飼料価格の高騰が長期にわたり現在も継続しており、畜産農家は廃業の検討も余儀なくされるような危機的状況にある。

配合飼料価格安定制度については、令和5年度は直前2.5年間の平均値を補填発動基準とする特例が設けられたが、第3四半期で終了し、同年度第4四半期以降、補填金が支払われていなかったが、令和7年度第4四半期に2年ぶりに補填金が支払われるも工場渡価格は依然として高騰が継続している。

今後、長期間の飼料価格高騰分を十分に補う補填金が支払われるよう、配合飼料価格安定制度の仕組みや負担のあり方等の見直しを行うこと。

### 【現状・課題】

- 畜産農家の生産にかかる費用のうち飼料代の割合は非常に大きく、畜産農家にとって、飼料価格の高騰は大きな負担になっています。  
一方、畜産物価格は、市場の需給関係によって決定されているため、飼料価格上昇分を畜産物価格に反映することは難しい状況にあります。そのため、飼料価格の高騰は、畜産経営を大きく圧迫しています。
- 配合飼料価格安定制度は、輸入原料価格の直前1か年の平均との比較による補填発動基準により運用されており、令和5年度は直前2.5年間の平均との比較とする特例が設けられましたが、残念ながら第3四半期で終了し、令和5年度第4四半期以降、補填金は全く支払われていませんでしたが、令和7年度第4四半期に2年ぶりに補填金が支払われたところです。  
しかしながら、令和8年2月時点の工場渡価格はトン当たり98,053円と高騰が継続しています。
- 国においては、恒常的なコスト増加に対する畜種別の各種経営安定対策が措置されていますが、酪農（生乳）や肉用鶏については措置されていないことなどから、長期にわたる飼料価格の高騰を十分補うことができていません。
- 近年類を見ない飼料価格の高騰が、長期間にわたり継続しているなか、現在の配合飼料価格安定制度では飼料価格高騰分を十分に補うことができていないため、今後、長期間の飼料価格高騰分を十分に補う補填金が支払われるよう、配合飼料価格安定制度の仕組みや負担のあり方等の見直しが必要です。

【所管府省】農林水産省（畜産局）

【県関係課】畜産課

## 51 家畜伝染病対策費の拡充について

### 【提案・要望事項】

- ① 家畜伝染病予防法の改正により強化された家畜伝染病の発生予防対策や家畜伝染病が発生した場合の防疫措置などに要する家畜伝染病対策費の充実を図ること。
- ② 農家の経営継続のため、家畜伝染病予防費負担金について、移動制限等による農場の全損失額を補償の対象とすること。

### 【現状・課題】

- ① 家畜伝染病の発生予防及び防疫措置にかかる対策費の充実
  - 高病原性鳥インフルエンザの発生予防に向けた飼養衛生管理基準の改正に伴い、本県の一部地域が大臣指定地域に指定されたことから、消毒薬の備蓄や野鳥対策などを実施する農家の支援、防疫体制の検証・見直し等を実施すること、また、豚熱・アフリカ豚熱等の家畜伝染病発生予防に向けた飼養衛生管理基準の遵守の指導を強化することから、家畜伝染予防費負担金及び消費・安全対策交付金事業の拡充を要望します。
  - 近年、本県で発生した高病原性鳥インフルエンザの防疫措置として、1事例に数億円を要し、国から家畜伝染病予防費負担金等として約1/2が補てんされますが、人件費や旅費、資材等に数千万円の県費負担が生じました。また、過酷な防疫措置の対応により県職員の中には体調不良を訴える者もあり、迅速な防疫措置の観点も含めて、今後は民間委託を進めたいと考えていることから、防疫措置に要する経費の国庫補助率の引上げや地方財政措置の充実など、国による十分な財政支援を要望します。
- ② 家畜伝染病予防費負担金の対象拡充
  - 高病原性鳥インフルエンザにより影響を受けた農家に対する支援として、国が全額負担する「へい殺畜等手当金」の他、家畜等の移動が制限されたことによる売上げの減少額、飼料費・輸送費等の増加額、やむを得ず処分を行った場合の処分費等を補償する「家畜伝染病予防費負担金」（国1/2、県1/2）があります。
  - 令和6年11月の発生では、移動制限区域内の家きん等の移動が1か月程度制限され、肉用鶏の出荷が遅延したため売上げの減少額を補償しましたが、増加額のうち光熱水費や人件費等は補償の対象外であったことから、当該農家は経済的な影響を受けました。  
このことから、農家の経営継続のためには、売上げの減少額や飼料費等の増加額に加え、人件費や光熱水費等の増加額を含めた全損失額を補償の対象とすることを要望します。

【所管府省】 農林水産省（消費・安全局）

【県関係課】 畜産課

## 52 有害鳥獣対策の充実・強化について

### 【提案・要望事項】

#### ① 鳥獣被害防止総合対策

鳥獣被害防止総合対策交付金について、被害防止対策の一層の強化に必要な予算を確保すること。特に、物価高騰のなか、侵入防止資材や捕獲活動に対する交付単価の増額と地方への十分な配分を行うこと。

#### ② 指定管理鳥獣捕獲等事業の助成措置の継続と対象の拡充

「指定管理鳥獣捕獲等事業」について、今後も都道府県への助成措置を継続するとともに、「指定管理鳥獣捕獲等事業」の対象となる「指定管理鳥獣」にニホンザルを追加し、事業の拡充を図ること。また、市街地に突発的に出没したイノシシなどの野生鳥獣による人身被害を防止するため、侵入防止施設の整備や資機材の購入など県や市町が行う市街地での被害防止対策を支援する事業を創設すること。

### 【現状・課題】

#### ① 鳥獣被害防止総合対策

- イノシシやサルなどの有害鳥獣による農作物の被害は、過疎化・高齢化の進展等による耕作放棄地の増加や集落コミュニティの脆弱化に伴い、中山間地域はもとより、平野部においても拡大するなど、県内全域で深刻化しています。
- 本県では、市町等と連携しながら、地域ぐるみの追い払い活動や緩衝帯の整備など、有害鳥獣を集落に寄せ付けない環境づくりに加え、侵入防止柵の設置と捕獲活動を組み合わせた取組を進めており、その結果、モデル的な集落も育成され、他地区への普及にも努めているところですが、それでもなお、令和6年度における農作物被害金額は178,221千円に及ぶなど、甚大な被害が生じています。
- 今後、さらに農作物被害を防止すべく、有害鳥獣を集落に寄せ付けない環境づくりや侵入防止柵の整備を進めるとともに、捕獲活動をより一層強化する必要があります。
- このため、侵入防止柵の広域的な設置と積極的な捕獲活動等を推進できるよう、鳥獣被害防止総合対策交付金について、侵入防止資材や捕獲活動に対する交付単価を増額するとともに、農作物被害防止に必要な予算の確保と地方への十分な配分を要望します。

## ② 指定管理鳥獣捕獲等事業の助成措置の継続と対象の拡充

- 本県のイノシシによる農作物被害金額について、令和6年度は80,868千円に達し、直近では令和4年度の64,682千円、令和5年度の36,977千円を上回る被害が出ています。また、令和6年度にはイノシシによる人身被害が7件発生し、8名の方が負傷するなど、農林水産業や生活環境への被害が深刻化しています。
- このため、本県では、指定管理鳥獣であるイノシシについて、令和4年度から令和8年度までを計画期間とする第二種特定鳥獣管理計画を策定し、全県を挙げて、鋭意、捕獲に取り組んでおり、今後策定する次期計画においても、個体群管理に必要な捕獲を継続していく必要があると考えています。
- また、指定管理鳥獣であるニホンジカについても、県東部を中心に、讃岐山脈から麓に、分布域が拡大しており、イノシシとともに、積極的な捕獲による個体群管理が不可欠となっています。
- 加えて、ニホンザルによる農業被害は、全国では、イノシシ、ニホンジカ、クマに次いで4番目に多く、本県の令和6年度の農業被害金額は29,620千円に上り、令和5年度の14,925千円から大きく増加しており、人家近くへの出没も確認されていることから、本県では、加害性の高い群れを対象に、積極的に管理捕獲を行うこととしています。
- このため、国においては、野生鳥獣による被害対策をより一層推進するため、都道府県への助成措置を継続し、「指定管理鳥獣」に、ニホンザルを追加することで、適切に個体群の管理が行えるよう事業の拡充を図る必要があります。
- また、近年、市街地にイノシシなどの野生鳥獣が突発的に出没し、被害も発生しています。こうした事案は、集中的かつ広域的な管理を目的とする指定管理鳥獣捕獲事業の対象外であり、わな設置などの県や市町が行う被害防止対策の負担が大きくなっているため、国においては、個体群管理を目的とした現在の支援制度に加え、市街地対策として、人身被害等の防止を目的とした侵入防止施設の整備や資機材の購入などに対する支援制度を創設して、自治体の被害対策を強化する必要があります。

【所管府省】 農林水産省（農村振興局）、環境省（自然環境局）

【県関係課】 農業経営課、みどり保全課

**【提案・要望事項】**

① 森林整備の担い手の育成・確保

県土の保全や水源のかん養、二酸化炭素の吸収源など、森林の有する多面的機能の発揮に向けて、森林整備と森林資源の循環利用を一層推進する必要があるため、森林整備の担い手を育成・確保するため、緑の青年就業準備給付金の予算確保と給付要件の緩和を行うこと。

② 花粉の少ない森林への樹種転換促進

花粉の少ない森林への樹種転換促進の支援対象にスギ人工林だけでなくヒノキ人工林を加えること。

③ 森林環境保全整備事業（森林環境保全直接支援事業）予算の確保・配分

令和9年4月に新たに稼働予定の製材施設へ安定的に原木を供給するため、搬出間伐等の森林整備を一層推進する必要があることから、近年の物価上昇の影響も踏まえ、森林環境保全直接支援事業の予算の確保・配分を行うこと。

**【現状・課題】**

- 県土の保全や水源のかん養、二酸化炭素の吸収源など、森林の有する多面的機能がより一層発揮されるためには、適切な森林整備に取り組むとともに、利用期を迎えている人工林について、「伐って、使って、植えて、育てる」という循環利用を進め、木材利用を拡大することで、林業・木材産業の成長発展を図る必要があります。
- また、輸入木材の供給リスクが顕在化したことなどを踏まえた国産材への転換が求められていることから、川上から川下までの連携を強化し、造林事業の推進や製材工場等の供給力の向上等、より一層の国産材の安定供給・安定需要の確保に取り組むことを通じて、海外市場の影響を受けにくい木材需給構造を構築する必要があります。
- そこで、本県では昨年度から「かがわヒノキ」を中心とした林業振興を図るため、「かがわヒノキ」振興プロジェクトとして、川上から川下まで一貫した対策に取り組んでいます。令和7年度には国の合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金を受け新たな製材施設の整備を支援しており、令和9年4月に稼働する予定です。
- また、本県の森林組合等の作業員数は、平成7年度から約3分の1に減少し、担い手不足により、間伐が必要な人工林が多いものの間伐面積は漸減しているため、令和6年度から、県立農業大学校に「林業・造園緑化コース」を開設し、林業への就業希望者の

裾野を広げるとともに、県と市町等で構成する「かがわ森林整備担い手対策協議会」が主体となって、森林環境譲与税を活用した新たな担い手対策に取り組んでいます。

- しかしながら、作業員数はここ数年も漸減しており、引き続き担い手の確保・育成に取り組むとともに、今後、新たな製材施設へ安定的に原木を供給するため、さらなる搬出間伐等の森林整備の推進を図ることとしています。

### ① 森林整備の担い手の育成・確保

- 今後、一層の森林整備の担い手の確保・育成を図るためには、農業大学の学生が利用できる緑の青年就業準備給付金の十分な予算を確保するとともに、給付要件を緩和し、林業分野への就業を希望する学生が必要とする額を受けられるようにすることが必要です。

### ② 花粉の少ない森林への樹種転換促進

- また、国は花粉の少ない森林への樹種転換促進について、スギ人工林を支援対象に進めています。本県では、降水量が少ないといった特性から、ヒノキを中心として植栽されており、人工林のうち約6割を占めています。一方、スギは、小規模で分散し、人工林に占める割合は約1割となっており、花粉発生源対策のためには、人工林の多くを占めるヒノキについても、花粉の少ない森林への転換等を進めることが重要であり、スギと同様な支援が必要です。

### ③ 森林環境保全整備事業（森林環境保全直接支援事業）予算の確保・配分

- さらに、令和9年4月に新たに稼働を予定している製材施設では、年間約3万m<sup>3</sup>の原木を調達する予定であり、そのうち約1万m<sup>3</sup>は「かがわヒノキ」等県産木材を調達する計画としています。安定的に原木を供給するためには、搬出間伐等の森林整備を一層推進する必要があることから、近年の物価上昇の影響も踏まえ、森林環境保全直接支援事業の予算の確保と事業量の増加に対応した配分が必要です。

【所管府省】 林野庁（林政部、森林整備部）

【県関係課】 森林・林業政策課

## 54 瀬戸内海の恵みがもたらす笑顔あふれる水産業の創造について

### (1) 新規漁業就業者への給付金支給制度の拡充

#### 【提案・要望事項】

- ① 全国的に漁業学校等の設置による新規漁業就業者確保の取組が強化されていることから、新規漁業就業者対策関連事業について、地方財政力によって格差が生じないように、事業を継続するとともに、十分な予算の確保を図ること。
- ② 「次世代人材投資（準備型）事業」の給付金について、対象範囲を拡大すること（対象外：漁業学校等を卒業後、3親等以内の親族が経営する漁業経営体への就業を予定している者、就業予定時の年齢が45歳以上の者）。

#### 【現状・課題】

- 漁業を持続的に発展させていくためには、意欲のある新規漁業就業者の確保が重要ですが、漁業に就業する場合、その特性上、技術・知識の習得を含め、操業準備に多大な時間と費用を要することや、就業後の一定期間は経営が不安定であることなどから、安心して就業できるようにするための支援措置が必要です。
- このため、国において平成25年度から就業準備資金として青年就業準備給付金制度（現：次世代人材投資事業（準備型））が創設されたところです。本県では漁業就業者数の減少が著しいことから、平成27年度に「かがわ漁業塾」事業を創設し、給付金を支給できる環境を整えたところです。
- かがわ漁業塾では、研修生の多くが国の「次世代人材投資（準備型）事業」を活用しているものの、研修後に3親等以内の親族が経営する漁業経営体への就業を予定している者と就業予定時の年齢が45歳以上の者については、本事業の支援対象外となっています。
- 本県では、毎年一定数の漁家子弟が新規就業していること並びに就業予定時の年齢が45歳以上の者がかがわ漁業塾で受講していることから、後継者の確実な確保を目的に、令和8年度より県単独施策として国事業支援対象外の者を支援する事業を創設しました。
- 一方で、農業分野の「新規就農者育成総合対策」の就農準備資金は親元就農を支援対象としていることから、漁業においても支援対象とすることを求めます。
- また、全国的に新規漁業就業者確保の取り組みが強化されていることから、事業を継続するとともに、地方財政力による格差が生じないように十分な予算の確保を求めます。

【所管府省】水産庁（漁政部）

【県関係課】水産課

## (2) 養殖魚の餌料安定供給対策

### 【提案・要望事項】

- ① 魚類養殖業における生餌の安定供給体制の構築に対する支援を継続すること。
- ② 漁業経営セーフティーネット構築事業（配合飼料）を継続すること。

### 【現状・課題】

- 本県の漁場は冬場の水温が低いことから、ブリ類の養殖期間が限定されるため、短期間で成長を確保する必要があり、現時点では一定量の生餌の使用が不可欠となっています。  
一方、近年クロマグロ養殖の増加によるサバ等生餌をめぐる競合や生餌として利用されるイワシ等多獲性魚種の漁獲変動等により、生餌の供給量が不安定となり、買取価格が上がるなど、生餌の必要量の確保や餌代の高騰に悩まされています。
- 国では、平成 27 年度補正予算により、「広域浜プラン緊急対策事業（養殖用生餌供給安定対策支援）」が創設され、平成 28～令和 7 年度には本県でも当該事業を活用しました。当該事業は、県漁連が生餌を安定供給するため、新たな産地からの調達や突発的に漁獲された魚種を生餌として供給する実証的な取組を支援する制度となっています。安心して魚類養殖業を行うために必要不可欠な生餌の安定供給体制の構築に大変有効な事業であることから、今後も継続的な実施が必要です。
- また、養殖用配合飼料についても、平成 22 年度から価格安定対策として漁業経営セーフティーネットの仕組みが導入されていますが、養殖魚生産にかかるコストに占める餌飼料経費の割合が大きく、配合飼料価格の高騰が魚類養殖漁業者の経営を圧迫しているため、漁業者がより一層安心して事業を継続できるよう漁業経営セーフティーネット構築事業（配合飼料）の継続が必要です。

【所管府省】水産庁（増殖推進部）

【県関係課】水産課

### (3) 無給餌養殖の安定生産に向けた対策

#### 【提案・要望事項】

- ① 養殖ノリ不作への早急な対策を図るため、栄養塩類管理の推進に向け、モデル海域での実証試験を含め、国や大学、関係府県の連携による調査・研究を拡充すること。
- ② 養殖ノリの食害対策について、全国的に被害が拡大していることから、その対策にかかる予算措置を恒久的に行うこと。
- ③ 養殖カキの不作については、原因の早期究明を進めるとともに、その結果を踏まえ、有効な対策を早急に示すこと。

#### 【現状・課題】

- 本県の基幹漁業であるノリ養殖の経営体数は、栄養塩類不足及び食害により生産が安定せず、平成 17 年度の 234 経営体から令和 7 年度は 56 経営体に減少するなど、厳しい状況が続いています。県では、栄養塩不足によるノリの色落ち対策として、令和元年度から施肥技術の開発に取り組んでいます。また、漁場環境面では、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき令和 6 年 3 月に策定した香川県栄養塩類管理計画に基づき、冬季に下水処理場が海域に栄養塩を供給する季節別管理運転を行い、その影響をモニタリング調査しています。引き続き、国等との情報交換・連携を図り、安定生産に向けて、最新の知見に基づいた包括的かつ迅速な対策を講じていくことが不可欠です。
- 魚類の著しい食害により、平成 30 年度には県内の一部漁場で生産が不能となりました。そのため、県では令和元年度から、防除網の開発に取り組んでいます。しかしながら、本県を含め食害による養殖ノリ被害は、全国的に大きな問題となっていることから、食害に関する情報交換会で得られた知見をもとに、各生産現場に適した調査・研究を行うとともに、その対策にかかる恒久的な予算措置が必要です。
- 原因究明については、水産庁、水産研究・教育機構、関係府県による「マガキ大量死に関する連絡協議会」の枠組みで進められており、高水温を共通要因として、餌不足や貧酸素など海域ごとの要因が複合的に作用した可能性が指摘されていますが、原因の特定には至っていません。今後も、高水温等の影響が懸念されるため、漁業者からは再発防止に向けた有効な対策が求められています。

【所管府省】 水産庁（増殖推進部）

【県関係課】 水産課

## (4) 瀬戸内海のサワラ資源

### 【提案・要望事項】

瀬戸内海におけるサワラ資源の持続的な利用を図るため、国は適切な資源評価を行いながら、必要に応じてサワラ種苗生産・放流に対する支援を行うこと。

### 【現状・課題】

- 瀬戸内海のサワラ資源を回復・安定させるため、平成 14 年度から、水産総合研究センター(現：国立研究開発法人水産研究・教育機構)が、平成 24 年度からは、瀬戸内海関係 11 府県と漁業関係者を構成員とする瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会（以降、「海域協議会」）が、サワラの種苗生産・放流を行ってきました。  
その取組により、近年の国の資源評価において瀬戸内海のサワラの資源量は増加傾向にあり、一定の成果が得られています。
- 瀬戸内海のサワラ資源が回復傾向にあることで、資源に対する種苗放流の効果が限定的となり、国からは種苗生産・放流に対する助成を中断する方針が示されました。このことを受け、海域協議会で検討した結果、令和 3 年度からはサワラ種苗生産・放流を中断しています。
- 一方、国立研究開発法人水産研究・教育機構は、資源量の算出において、サワラの場合は再生産成功率の年変動が大きく、加入が悪い年が続くと資源が急激に減少する可能性がある見解を示しています。また、若齢魚（サゴシ）への漁獲圧が高くなった場合には、シミュレーション等での資源への影響評価を行うように要望しています。
- 国においては、漁獲可能量による管理を基本とした資源管理体制を推進していくにあたって、令和 7 年 9 月にサワラ瀬戸内海系群の資源評価結果は「現状の親魚量は最大持続生産量 (MSY) を実現する親魚量を下回り、現状の漁獲圧は MSY を実現する漁獲圧より高い状態が継続している」と公表されました。
- 広域に分布する瀬戸内海のサワラ資源について適切な資源評価を行うとともに、資源量が減少した際には種苗生産・放流を再開するなど、国主導のもとで、関係府県との連携体制の再構築、財政的な支援等の措置を講じていただくことが必要です。

【所管府省】 水産庁（資源管理部、増殖推進部）

【県関係課】 水産課

## (5) 地域の漁業実態に応じた資源管理の推進

### 【提案・要望事項】

- ① 新たに特定水産資源を定める場合は、漁業者の意見を十分聴いて理解を得たうえで定めること。また、漁獲可能量による管理を行う場合には、瀬戸内海の漁業の実態や遊漁による採捕も考慮した管理手法となるよう慎重な対応を行うこと。
- ② 管理措置の効果による資源量の回復、環境要因等による資源量の増減などの実情に応じた資源管理施策の運用を行うとともに、水揚げ情報の収集体制の整備・維持、資源管理の推進に関して継続して財政支援を行うこと。

### 【現状・課題】

- 令和2年12月に施行された改正漁業法（漁業法等の一部を改正する等の法律：平成30年法律第95号）では、漁獲可能量（TAC）管理を基本としており、特定水産資源については漁獲可能量による管理を行いつつ、特定水産資源以外の水産資源については自主的な取組による管理を法に基づき行うこととなっています。
- 改正漁業法の施行前からTACによる管理を行っている8魚種に加え、令和7年12月までに新たに6魚種12系群のTAC管理が開始されました。この中には本県の伊吹島周辺で漁獲される「カタクチイワシ瀬戸内海系群」も含まれ、令和7年1月から「TAC管理のステップアップ」の「ステップ1」が導入され、TAC報告の義務化による情報収集体制の確立、資源ごとの課題解決にむけた取組を進めることとなっています。カタクチイワシの漁獲の主体は若齢魚で資源変動が大きく、現状では資源の将来予測の不確実性が高いことから、継続的に漁業経営ができる制度とすることが重要です。
- また、今後のTAC管理候補種として、水産庁は本県沿岸漁業の主要な水産資源であるサワラ、マダイ、ヒラメ等の指定を検討しています。これらの魚種は、様々な漁法で漁獲されており、なかでも小型機船底びき網漁業や小型定置網漁業などは、特定の水産資源のみを選択的に漁獲することが困難です。このため、これらの資源にTACが設定された場合、新たな報告の義務化、採捕停止命令の発出に伴う採捕活動の停止など、本県漁業者の漁業活動に大きく影響することが予想されます。そこで、TACによる管理の拡大にあたっては、国が関係団体や漁業者の意見を聴き理解を得たうえで定める必要があります。

- さらに、サワラ、マダイ、ヒラメ等は、遊漁船業者やプレジャーボートによる遊漁の主な対象魚種であることから、遊漁についても漁業と一貫性のある管理を検討する必要があり、TAC で管理するに当たっては、漁業者のみが TAC 管理に取り組むのではなく、地域の漁業実態や遊漁による採捕も考慮した管理手法となるよう慎重な対応が求められます。
  
- 特定水産資源の TAC 管理の運用には、対象魚種を漁獲するすべての漁業者から水揚げ日から 3 日以内に漁獲情報が収集できる電子的な情報収集体制が必須とされています。また、改正漁業法の施行により、漁業免許や漁業許可を受けた者は、漁獲成績報告書の作成、集計などが必要であり、漁業者や漁協への負担が増大しています。現場の負担を軽減し、効率的な報告体制の整備・維持にかかる財政的支援の継続が必要です。
  
- 知事管理漁業における資源管理協定等の評価・検証及び高度化の推進、資源管理措置の履行確認、資源状況等の科学的データの収集等を行うため、沿岸漁業における自主的資源管理体制高度化事業にて、都道府県資源管理協議会の運営経費等への支援がありますが、資源管理の効果が発現するには時間がかかることや漁業者の努力の及ばない環境要因等により資源量が増減する場合もあり、今後も長期的な財政的支援が必要です。

【所管府省】 水産庁（資源管理部、増殖推進部）

【県関係課】 水産課

## (6) 水産業における燃油価格高騰対策

### 【提案・要望事項】

- ① 漁業用の燃油価格上昇に伴う経営への影響緩和のため、「漁業経営セーフティネット構築事業」の補填発動基準や期中での加入・積立金の積増しができる要件の緩和などにより、活用しやすい制度に見直すこと。
- ② 漁業に使用するA重油にかかる石油石炭税の免税・還付措置及び軽油引取税の免税措置を堅持すること。
- ③ 漁業生産者の経営安定のため、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業」等を継続実施できるよう所要予算を確保すること。

### 【現状・課題】

- 漁船漁業における漁労支出のうち燃料代の割合は非常に大きく、漁業者にとって、燃油価格の高騰は大きな負担になっています。  
一方、水産物価格は、市場の需給関係によって決定されているため、燃油価格上昇分を魚価に反映することは難しい状況にあります。そのため、燃油価格の高騰は、漁業経営を大きく圧迫しています。
- 漁業経営セーフティネット構築事業は、過去の平均原油価格等による補填発動基準により運用されておりますが、国際情勢の変化等により、燃油価格の急激な高騰が想定されることから、経営への影響をできるだけ緩和するため、補填発動基準及び期中での加入・積立金の積増しができるよう要件の緩和等、より柔軟に補填が実施されやすい制度への見直しが必要です。
- 漁業に使用するA重油にかかる石油石炭税の免税措置は令和9年度末、軽油引取税の免税措置は令和10年度末の期限となっておりますが、当該措置が無くなれば、漁業経営はより厳しくなることが予想されます。そのため、今後も漁業用燃油の課税免税措置、軽油引取税の免税措置の堅持が必要です。
- 省エネ機器等の導入を推進する競争力強化型機器等導入緊急対策事業は、令和3年度補正予算、令和4年度補正予算、令和5年度補正予算、令和6年度補正事業では、それぞれ22件、20件、20件、17件申請のうち全件が採択されました。令和7年度補正予算で実施される事業については、依然として要望があるため、その継続が必要です。

【所管府省】水産庁（漁政部）

【県関係課】水産課

## (7) 漁港・漁場の整備

### 【提案・要望事項】

水産業の振興と漁業地域の活性化及び防災・減災対策のため、漁港・漁場の整備を効率的かつ効果的に実施していく必要があることから、引き続き財政的支援を行うこと。

### 【現状・課題】

- 本県の漁港はすべて市町が管理し、漁業生産及び浜の活性化を維持する重要な拠点施設として活用されています。また、海岸保全施設は、高潮や津波被害から背後地を守り、漁村における安全・安心な暮らしを確保するための重要な施設です。整備後 50 年近く経過している施設が多いため、老朽化が著しく進んでおり、厳しい財政状況のなか、市町では更新するための予算措置ができないため、施設の調査を行いながら、計画的に漁港の長寿命化及び維持管理に努めています。

しかしながら、南海トラフ地震の発生確率は、危険度が最も高い「III ランク」と位置付けされており、近年の気候変動を起因とする気象災害とともに、漁業活動に与える影響が懸念されます。

そのため、長寿命化対策及び防災・減災対策としての漁港整備を引き続き実施していく必要があります。

- 藻場は、水産動物の産卵場や幼稚魚の育成場、餌を生み出す場として重要な役割を果たしているとともに、水質浄化機能を有しています。藻場の面積は、高度成長期以降、埋め立てなどの開発により、大幅に減少したことから、本県では、平成 9 年度以降、ガラモ場の整備を中心に令和 7 年度末までに約 131ha を整備してきましたが、近年、アイゴやムラサキウニ等による食害が拡大しており、依然として低位横ばい傾向が続いています。

また、夏季に貧酸素水塊の発生頻度が増加していることから、漁場環境の悪化がみられるため、海底耕うんや体制ごみの回収に加え、覆砂やカキ殻敷設などによる底質改善手法について検討しています。

今後も引き続き、藻場の整備や漁場環境の改善など、豊かな海づくりを推進する必要があります。

- このため、水産業の振興と漁業地域の活性化及び防災・減災対策のため、漁港・海岸・漁場の整備を効率的かつ効果的に実施していくことが必要です。

【所管府省】水産庁（漁港漁場整備部）

【県関係課】水産課

## (8) 水産物流通拠点の整備

### 【提案・要望事項】

水産物流通拠点漁港である高松漁港において、高度衛生管理型市場として高松中央卸売市場水産物棟の再編を計画しており、多額の事業費を要することから水産基盤整備事業（国補事業）の採択及び財政的支援を行うこと。

### 【現状・課題】

- 水産物流通拠点漁港である高松漁港に所在する高松中央卸売市場の水産物棟は、築 45 年が経過しており、外壁のはく離や鉄筋の腐食など老朽化が顕著です。また、耐震診断では、可及的速やかに改修等の措置を講じる必要がある B 評価であり、敷地の液状化の危険性が極めて高いとの診断結果でした。
- 水産物棟の荷さばき所は、開放型の構造であるため、日射や降雨による水産物の品質低下、鳥獣侵入等、衛生管理上の問題が生じています。  
また、活魚水槽や冷凍冷蔵庫といった付帯機能が敷地を跨いで分散配置されており、作業効率や安全性にも問題があります。
- このため、高松市は、平成 27 年度に「高松市中央卸売市場再整備基本構想・基本計画」を策定し、令和 5 年に青果棟の跡地に水産物棟を整備する案を、基本的な再整備の方向性とする「水産物棟等再整備の方向性」を取りまとめました。
- 新水産物棟は、荷さばき所施設の耐震性能を強化し、災害時の対応力強化を図り、流通拠点として必要な機能を確保するとともに、分散配置された機能を集約し、作業環境の改善を図り、入荷から出荷まで衛生管理体制の整った高度衛生管理型市場とします。  
また、「海業」振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上を目的とした消費者ニーズに対応した加工施設や水産物の情報発信機能を付加し、消費増進や交流促進に寄与する、地方水産都市の新たな海業モデルとなる整備を目指します。
- 水産物棟の再編整備の事業費は約 100 億円と多額となるため、国の事業採択による財政的支援が必要不可欠です。

【所管府省】水産庁（漁港漁場整備部）

【県関係課】水産課

## 55 地域経済対策について

### 【提案・要望事項】

物価高騰や人材不足等が地域経済に与える影響も踏まえつつ、地方の中小企業に対する物価高騰対策支援や、賃上げ支援、人材確保、資金繰りのための支援を継続・拡充するとともに、中東情勢の不安定化による広範囲に及ぶ影響を正確に把握し、地域の産業と経済を守るために必要な対策を講じること。

### 【現状・課題】

- 日本銀行が本年5月に発表した香川県の金融経済概況によると、「香川県内の景気は、持ち直している」ものの、県内中小企業の現状をみると、近年の原油価格や物価の高騰、コロナ禍での借入金の返済等も重なり、依然として厳しい状況が続いており、成長力の強化や生産性の向上、資金繰りへの支援が求められています。加えて、中東情勢が不安定化する中、中小企業が事業継続できるよう、燃料油・石油製品の安定供給と流通の目詰まり解消に向けた更なる取組や価格高騰への対応などの対策が必要です。
- 物価高騰等の影響を受ける中小企業に対して、地域の実情に合わせた必要な支援のほか、新規融資や条件変更、借換等の需要に対して金融機関が迅速かつ柔軟に対応するよう今後も強く要請を継続するとともに、セーフティネット保証制度の弾力的な運用、借換や経営改善への取組に対する信用保証制度の継続・拡充、返済猶予を含む既往債務の条件変更に伴う追加保証料に対する支援制度の創設、経営改善や事業再生に対する支援の強化など、引き続き、事業者の状況に応じた対策が必要です。
- また、物価高騰が継続する中で、中小企業が物価高騰を上回る賃上げを実現していくためには、生産性の向上や適切な価格転嫁により、賃金の上昇につながる利益が確保されることが必要です。中小企業の稼ぐ力の強化と賃上げを促進するため、生産性向上に向けた設備投資等を後押しするなど、国における取組の促進と地方への支援が必要です。
- 本県の有効求人倍率は平成23年8月以降、1倍を超える状態が続いており、人材不足となっている県内企業が多く、本県の産業を支える人材の安定的な確保につなげていくことが求められています。
- こうしたなか、本県においては、若者のほか、女性・高齢者、障害者に対する就労支援や、外国人材の受入れ促進などを行い、あらゆる世代や人材の確保を図っておりますが、国における取組の促進と、地方への支援が必要です。

【所管府省】 中小企業庁（事業環境部）、経済産業省（製造産業局総務課）、  
厚生労働省（職業安定局・労働基準局）

【県関係課】 経営支援課、労働政策課、産業政策課

**【提案・要望事項】**

- ① 長引く物価高騰等によって厳しい経営環境にある地域の中小企業が競争力の強化に向けて行う研究開発や販路開拓等の取組みに対して、地域の実情に応じて総合的な支援を行えるよう、独立行政法人中小企業基盤整備機構から都道府県への地域中小企業応援ファンド組成のための無利子融資について、現在の貸付期間終了後も継続（貸付期間を延長）すること。
- ② 貸付期間の延長に当たっては、都道府県が地域の実情に応じ、継続的に支援することができるよう、所要の額を確保するとともに、地方公共団体や金融機関を含めた地方の現下の厳しい状況を踏まえ、地方のさらなる負担を求めないこと。

**【現状・課題】**

- 本県では、本県経済の活性化のため、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）からの無利子貸付金に本県負担分をあわせて、公益財団法人かがわ産業支援財団（以下「産業支援財団」という。）に貸し付け、その資金を受けた産業支援財団が、自らの負担分及び地元金融機関からの借入金をあわせて、地域中小企業応援ファンドとして「かがわ中小企業応援ファンド」を造成し、その運用益を財源として、創意と工夫に富んだ多様な中小企業者を対象とする助成事業を実施しています。
- 平成30年度の事業開始から研究開発を目的とした事業95件（令和7年度末事業完了件数）を支援し、そのうち56件以上が新製品・新サービスの事業化に結び付いているほか、令和6年度からは販路開拓を目的とした事業の支援も開始し、令和7年度末までに50件を支援するなど、本県における中小企業支援施策の中核的な役割を担っています。
- 平成19年度の基金化、平成29年度の組替えを経て、現在に至る地域中小企業応援ファンドの計画期間は、中小機構から本県への貸付期間（10年間）に合わせて設定しており、令和9年度をもって終了する予定となっています。
- 本県経済の活性化と持続的な発展につなげるためには、地域資源や本県の強みを生かした成長産業の育成に積極的に取り組むとともに、新分野への進出や新商品の開発などに積極果敢にチャレンジする中小企業を一層増やしていくことが不可欠であり、こうした企業を資金面から引き続き支援する必要があります。

- さらに、新発 10 年物国債の年利回りをみると、組替えを行った平成 29 年 12 月 25 日には 0.036 であったものが、令和 8 年 3 月 31 日には 2.359 となっており、かつての著しい低金利局面を脱し金利が上昇傾向にある現在、中小企業等を資金面で支援するためのファンド継続の必要性が、これまで以上に高まっていると言えます。
  
- こうした状況にある中で、ファンドの継続や貸付期間の延長にあたっては、都道府県が地域の実情に応じて切れ目なく支援を行うことができるよう、国において所要の額を確実に確保していただくとともに、地方公共団体や金融機関など、地方を取り巻く現下の厳しい財政状況、社会経済情勢等から、基金の組成において新たに地方の負担を増やさないよう、特段のご配慮をしていただく必要があります。

【所管府省】 中小企業庁、独立行政法人中小企業基盤整備機構

【県関係課】 産業政策課

## 57 歩行者優先のまちづくりの推進について

### 【提案・要望事項】

持続可能な都市の実現に向け、にぎわいの拠点である中心市街地における歩行者優先のまちづくりの推進に必要な予算の確保と技術的支援に取り組むこと。

### 【現状・課題】

- 本県のサンポート高松地区は、風光明媚な瀬戸内海に隣接する優れた環境に加え、商業、業務、官公庁、文化、交流、情報等の都市機能と交通機能をあわせ持ち、令和5年には持続可能な都市の発展に向けた協働をテーマに「G7香川・高松都市大臣会合」が開催されるなど、まちと自然が融合した環境は国際会議を行うにふさわしい場所として評価されています。
- また、令和7年2月には中四国最大級の香川県立アリーナ、大学がオープンし、さらに令和9年の開業に向けて外資系最高級ホテルの建設も進められるなど、より一層のにぎわい創出が期待されています。
- 本県では、持続可能な都市の発展には、これらの施設整備とあわせて、居心地が良く歩きたくなる歩行者優先のまちづくり（プロムナード化）を積極的に進めていくことが重要と考えています。その第一歩として、サンポート高松地区の車道の一部を歩行者空間化するための道路整備を行い、さらに土曜、日曜、休日は車道を歩行者空間とすることで、イベントでの活用等によりにぎわいが生まれています。
- また、このにぎわいを高松中心市街地全体に広めるため、回遊性・滞在性の向上に向けた魅力的な歩行空間の創出や歩行者の移動を助けるバスの社会実験にも着手しており、引き続き、予算を確保するとともに、国道などのインフラ施設も含め、各管理者が一体となって都市空間の価値向上に取り組む必要があります。
- 以上のことから、持続可能な都市の実現に向け、にぎわいの拠点である中心市街地における歩行者優先のまちづくりの推進に必要な予算の確保と国道を含む都市空間の価値向上に向けた技術的支援を要望します。

【所管府省】国土交通省（都市局）、財務省（主計局）

【県関係課】都市計画課

## 58 空飛ぶクルマの社会実装の推進について

### 【提案・要望事項】

- ① 空飛ぶクルマの社会実装を推進するため、離着陸場に求められる条件や規格など、運航に必要となる基準等を早期に策定すること。
- ② 民間事業者等が行う離着陸場の整備や運航事業にかかる財政的支援を行うこと。
- ③ 地方自治体と民間事業者等が連携するなどして行うモデル事業を創設し、空飛ぶクルマの社会実装を進めるための支援を行うこと。

### 【現状・課題】

- 空飛ぶクルマは、都市の渋滞回避や離島や山間部での新たな交通手段など、新しいサービスの展開や地域課題の解決につながることを期待されています。国のロードマップを参考に、本県では、「香川県における空飛ぶクルマ利活用ビジョン」や「空飛ぶクルマ活用に向けた香川県版ロードマップ」を策定し、香川県版官民協議会も設置し、社会実装に向けた課題の共有や、県内の離着陸場の候補地の検討や社会受容性の向上に取り組んでいるところです。
- 大阪・関西万博では、空飛ぶクルマのデモ飛行が行われましたが、実用化が進められていくには、離着陸場に求められる条件や規格など、空飛ぶクルマの運航に必要となる基準等の策定を国において早期に行う必要があります。
- また、空飛ぶクルマの社会実装を進めていくためには、離着陸場の整備等が不可欠です。導入当初は十分な需要、収入が得られないリスクがある一方で、離着陸場の整備や安全な運航に必要となる体制の整備等、多額の初期費用が必要となるため、国の財政的な支援が必要です。併せて、日常生活への普及には時間を要することから、モデル事業の創設といった、新たな交通サービスとして根付くまでの支援も必要です。

【所管府省】 国土交通省（航空局）、経済産業省（製造産業局）

【県関係課】 政策課

【提案・要望事項】

① 人材育成等の取組

瀬戸内海を「里海」として再生させるための実効的な施策として、「里海づくり」を行う人材の育成や住民参加を促進するため、人材育成の取組や環境保全活動のネットワーク化、環境教育・啓発など地域活動の活性化の取組に対する財政的支援を行うこと。

② 豊かな海に資する栄養塩類管理

栄養塩類の循環機構を解明するために、引き続き、調査・研究に取り組むとともに、栄養塩類の管理手法や、生態系への影響を把握評価する手法を確立させること。

栄養塩類管理計画について、計画策定後のモニタリング等の実施についても十分な財政的支援を行うこと。

③ 藻場・干潟等の浅場の整備・保全

生物多様性・生産性の向上と水質浄化・物質循環の機能の確保を図るため、藻場・干潟等の浅場の整備・保全活動に対する財政的支援を行うこと。

④ 海ごみの回収・処理と発生抑制

海ごみのうち、海底堆積ごみ及び漂流ごみについては、処理責任の所在が定まっていないため、国において早急に決定し、回収・処理ルールを確立すること。

海ごみの回収・処理、調査研究、発生抑制対策に対する財政的支援を継続するとともに、台風等により突発的に大量発生する海岸漂着ごみの地方自治体等による回収・処理については、国庫補助における漂着量等の採択基準を緩和し、地方自治体が使いやすい制度とすること。

また、閉鎖性海域である瀬戸内海では、住民の日常生活に由来するごみが多く、ごみの発生を抑制し、清掃活動への参加を促すための意識啓発が重要であることから、そうした地域の特性を十分考慮した財政的支援を行うこと。

さらに、海ごみの大半を占めるプラスチックごみの削減を図るため、使用済プラスチックのリサイクルシステムの構築に向けた取組を推進するとともに、マイクロプラスチックについては、発生状況、原因、影響及び処理に関する調査研究を急ぎ、対策を講じること。

## 【現状・課題】

### ① 人材育成等の取組

- 瀬戸内海では、これまでの各種施策の結果、水質については一定の改善がみられるものの、栄養塩類の循環バランスの崩れによる赤潮の発生やノリの色落ち、人と海との関わりの希薄化、海ごみの問題など、依然として多くの課題があります。
- 平成 27 年 2 月、国において瀬戸内海環境保全基本計画の変更が閣議決定され、多面的価値・機能が最大限に発揮された「豊かな瀬戸内海」を目指すことが明記されるとともに、平成 27 年 10 月に改正された瀬戸内海環境保全特別措置法でも、これまでの水質保全のための規制に加え、海ごみの除去等の推進をはじめ、瀬戸内海を豊かな海とするための里海づくりの活動など、沿岸域の良好な環境の保全・再生・創出を図るための事業を推進することとされています。
- このため、現行の瀬戸内海の環境の保全に関する香川県計画については、美しい海、交流と賑わいのある海などを目指すとした「かがわの里海づくり」を中心に据えた計画としており、そのための柱となる取組として、里海づくりをけん引する人材育成や里海への理解を広げるため、平成 28 年 4 月に「かがわ里海大学」を設置、運営していますが、地域で様々な環境保全活動に取り組むためには、各省庁が連携した、実効的な施策や財政的支援が必要です。

### ② 豊かな海に資する栄養塩類管理

- 栄養塩類については、その循環機構の解明、管理手法や、生態系への影響の把握評価の手法など多くの課題があるため、国において、引き続き調査・研究を行う必要があります。
- 本県では、令和 3 年 6 月に一部改正された瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、令和 6 年 3 月に「香川県栄養塩類管理計画」を策定し、運用を開始しており、その効果・影響を把握するためにモニタリング等の費用が継続して必要であることから、十分な財政的支援が必要です。

### ③ 藻場・干潟等の浅場の整備・保全

- 水質浄化や生物の成育場として重要な藻場や干潟については、近年、温室効果ガスの吸収源としての役割も期待されていますが、依然として少ない状況であり、瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正に盛り込まれた藻場・干潟の再生・創出の取組を推進するためには、国において、藻場・干潟等の浅場の整備・保全活動に対する財政的支援が必要です。

#### ④ 海ごみの回収・処理と発生抑制

- 海ごみについては、海岸漂着物処理推進法において、海岸漂着物についての処理責任は明確になっていますが、海底堆積ごみと漂流ごみについては明確になっておらず、回収・処理をさらに徹底するためには、処理責任を明確にする必要があります。
  
- 海ごみは、一般廃棄物として取り扱われることから、その回収・処理に地元自治体の負担が必要であり、特に台風等により突発的に大量発生する海ごみの回収・処理に対しては、現在も財政的支援はあるものの、対象が大規模な漂着ごみに限られるなど、活用しにくい補助制度となっていることから、実情に合った柔軟な支援が必要です。
  
- また、閉鎖性海域である瀬戸内海は、外洋からのごみの流入は少なく、本県が行った調査結果では、大部分は地元住民の日常生活に由来するプラスチックごみであることから、ごみの回収・処理や発生抑制についての日頃からの意識付けは重要であり、長期的なスパンで啓発的な取組を継続していくための財政支援が必要です。
  
- さらに、近年、プラスチックごみによる海洋汚染が国際的な課題となっているなか、瀬戸内海においても、海ごみの大半はプラスチックごみが占めていることから、これらの海への流出を防ぐだけではなく、発生抑制や使用済プラスチックの循環的利用を今後とも一層推進するとともに、特に生態系への影響が懸念されているマイクロプラスチックについては、その実態や原因の究明を早急に行い、対策を講じることが必要です。

【所管府省】 環境省（水・大気環境局、環境再生・資源循環局）、水産庁（増殖推進部、漁港漁場整備部）、国土交通省（港湾局、水管理・国土保全局）

【県関係課】 環境管理課、循環型社会推進課、土地改良課、水産課、河川砂防課、港湾課

## 60 瀬戸内海国立公園の整備の推進について

### 【提案・要望事項】

- ① 瀬戸内海国立公園の直轄整備を推進すること。
- ② 公園施設の老朽化対策等のための自然環境整備交付金の予算を十分に確保・配分すること。

### 【現状・課題】

- 多島海の優れた景観が「世界の宝石」とも称され、我が国最初の国立公園として指定された瀬戸内海国立公園は、令和6年3月16日に指定から90周年を迎え、令和5年度末から令和6年度には、年間を通して、様々な記念事業に取り組みました。
- 瀬戸内海国立公園の中でも、来園者が多い屋島については、本県や高松市による整備とともに、平成30年度からは国の直轄事業による整備が行われていますが、来園者からは、屋島北嶺へのアクセスの改善などの意見をいただいております。国や県、高松市が連携して、さらなる屋島の魅力の向上に取り組むため、定期的に意見交換会を開催しています。
- また、本県では、昭和30年代から平成16年度にかけて、国の補助事業等を活用して、瀬戸内海国立公園の園地などを設置してきましたが、施設の老朽化が進むとともに、案内標識も日本語表記だけの園地が多く、訪日外国人利用者への対応も課題であることから、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする整備計画を策定し、自然環境整備交付金を活用しながら、施設の老朽化対策や案内標識等の多言語表記化等に取り組んでいるところです。
- しかしながら、自然環境整備交付金の交付額が、要望額に達しない年度もあり、計画的な整備が困難となっています。
- 公園施設の老朽化が進む中、県では、瀬戸内海国立公園指定100周年に向けて、より一層魅力的なものとし、国内外からの誘客を促進して、地域活性化を図るためには、自然公園等事業費の予算を十分に確保、配分いただき、安全で快適な公園利用を支える自然公園等施設の整備・更新を推進することが必要です。

【所管府省】 環境省（自然環境局）

【県関係課】 みどり保全課

## 61 廃棄物処理について

### (1) 拡大生産者責任に基づく廃棄物処理システムの構築

#### 【提案・要望事項】

持続可能な循環型社会を形成するため、拡大生産者責任の考え方を徹底し、生産者が、製品の循環利用や適正な処分にかかる責任を負う廃棄物処理システムを早期に構築すること。

#### ① 生産者による廃棄物回収システム及びデポジット制度の導入等

「生産者は、製品の使用後の段階においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について一定の責任を負う。」という考え方を徹底するため、資源として再生利用できる製品、リチウムイオン電池等の発火の危険性がある製品や有害物質などについて、可能なものから随時、生産者による廃棄物回収システム及びデポジット制度を導入すること。

制度の導入に当たっては、自治体間で取り扱いが異なることにより、実効性が損なわれることがないように、全国一斉に同一基準で実施すること。

#### ② 使用済太陽光パネルリサイクルの推進等

使用済みの太陽光パネルのリサイクルについては、国において、多量の事業用太陽電池を廃棄しようとする者にリサイクルの実施に向けた取組みを義務付ける等の制度案が示されたところであるが、早期に具体的なリサイクルシステムを構築し、適正な廃棄・リサイクルの実施が担保されるよう、排出者や製造業者、販売業者等の義務化を図ること。

#### ③ 家電リサイクル制度等の円滑な推進

廃家電製品の不法投棄や不適正処理事件を防止し、家電リサイクル制度の円滑な推進を図るため、リサイクル料金前払い制度の導入や、廃家電の引渡義務違反に対する罰則の強化など、実効性ある措置を講じるとともに、リサイクル料金の前払い制度が導入されるまでは、市町の不法投棄対策に対するメーカー等の資金協力を継続すること。

また、使用済小型電子機器等リサイクル制度の推進のため、市町の費用負担軽減を図ること。

#### ④ 容器包装リサイクル制度の見直し

容器包装リサイクル制度について、事業者責任の強化を図るとともに、市町が行う分別収集にかかる費用負担の軽減など制度の見直しを行うこと。

#### ⑤ プラスチック資源循環の促進

プラスチック資源循環促進法に基づき、製造事業者が行うプラスチック使用製品設計指針に従った設計や、自主回収・再資源化の取組に対する支援を強化すること。

また、同法に基づき、市町が行うプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化には、市町に新たな費用負担が発生することから、必要な財政措置を講じるなど、すべての市町において確実に分別収集が実施されるための支援を行うこと。

## 【現状・課題】

### ① 生産者による廃棄物回収システム及びデポジット制度の導入等

- 資源の有効利用のため、再生利用できる一部の製品（乾電池、インクカートリッジ等）については、事業者による自主回収等の取組が行われていますが、さらなる循環型社会の構築のために、一層の回収促進が求められています。
- また、発火の危険性があるリチウムイオン電池等のような危険性・有害性が高く、取り扱いに当たって専門性を要する処理が困難な廃棄物については、設備や技術の関係上、市町の処理施設で処理できないケースもあるため、適正な回収・処理の確保が求められています。
- 特に近年、リチウムイオン電池等を原因とした廃棄物処理施設での火災が頻繁に発生していることから、リチウムイオン電池等の適正な廃棄方法について広報・啓発を行うことはもとより、リチウムイオン電池等の取り外しが可能な製品の設計改良や、膨張・変形したリチウムイオン電池等の引取りなど、生産者の責任による回収・処理の体制を構築することが必要です。
- また、廃棄物回収システムには、廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進、散乱ごみ対策に効果のあるデポジット制度を組み合わせることも有効です。
- 生産者による廃棄物回収システムやデポジット制度は、実施している地域では製品が割高となるため、実施していない地域があると、その地域で購入されることによって回収システム等の効果は得られなくなり、また、換金目的で、実施していない地域から使用済み製品を持ち込まれることも懸念されることから、制度の導入に当たっては、全国一斉に同一基準で実施することが必要です。

### ② 使用済み太陽光パネルリサイクルの推進等

- 日照時間が長い本県では、再生可能エネルギーの導入の観点から、太陽光発電の普及を積極的に進めてきたところですが、使用済み太陽光パネルへの対応が懸念される中、令和8年3月に全国知事会に情報提供のあった「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案(仮称)」の法施行にあたり、リサイクルの実効性を担保するとともに、2030年代後半以降の使用済み太陽光パネルの大量廃棄に備え、リサイクルの義務化に向けて段階的な規制強化を進めることが必要です。
- 本法案では、多量の事業用太陽電池を廃棄しようとする者に太陽電池廃棄実施計画書の届出義務を課すことで、国が定める基準に基づくリサイクルの取組みを法的に義

務付けることとしているが、具体的なリサイクルシステムの構築にあたっては、分割排出等による届出逃れの防止や罰則の強化、未届出者に対する指導等の徹底、計画通り廃棄されたことの確認等、適正な廃棄・リサイクルの実施が担保されることが必要です。

### ③ 家電リサイクル制度等の円滑な推進

- 家電リサイクル法については、消費者がリサイクル料金を排出時に費用負担する後払い制度となっており、料金負担を嫌う消費者等による不法投棄が起りやすく、地方自治体にとって負担となっています。
- 不法投棄を未然に防止するためには、リサイクル料金を後払い制度から前払い制度（新製品購入時にリサイクル料金を負担する制度）に改めるとともに、廃家電の引渡義務違反に対する罰則を強化するなど、家電リサイクル制度の円滑な推進を図ることが必要です。
- 併せて、市町の不法投棄対策に対するメーカー等の資金協力（不法投棄未然防止事業協力制度）については、市町の負担軽減のため、リサイクル料金の前払い制度が導入されるまで継続的な支援が必要です。
- また、使用済小型電子機器等リサイクル制度については市町が実施主体となっていますが、市町が財政負担をしている事例もみられることから、この制度を持続可能なものとするため、市町に対する財政支援が必要です。

### ④ 容器包装リサイクル制度の見直し

- 容器包装リサイクル法については「消費者が分別排出」「市町が分別収集」「事業者が再商品化」という役割分担のもと、リサイクルを進めています。その一方で、分別収集や選別及び小規模事業者の再商品化に要する費用が市町の大きな負担となり、品目によっては分別収集されていないものもあるなどの課題も生じており、市町の費用負担の軽減など、拡大生産者責任の原則に基づいた制度の見直しが必要です。

### ⑤ プラスチック資源循環の促進

- プラスチック資源循環促進法では、拡大生産者責任の考え方にに基づき、製造事業者に対してプラスチック使用製品設計指針による環境配慮設計や、プラスチック使用製品の自主回収・再資源化の効率的な実施が求められています。こうした製品プラスチックの自主回収等による再資源化に向けた取組を広く進めるため、製造事業者への支援強化を図る必要があります。

- また、プラスチック資源循環促進法では、市町に対して製品プラスチックの分別収集や再商品化の取組が求められています。製品プラスチックはプラスチック製容器包装に比べて、多種多様な原料が使用されており、分別方法の住民への広報、収集回数や保管施設の確保、中間処理施設の設置・改修、中間処理・再商品化に関する専門知識の獲得など、市町の負担がさらに増加することが見込まれることから、財政面はもとより製造事業者による自主回収・再資源化なども含む、市町の負担軽減に向けた総合的な支援が必要です。

【所管府省】 環境省（環境再生・資源循環局）、  
経済産業省（商務情報政策局、イノベーション・環境局）  
【県関係課】 循環型社会推進課

## (2) 廃止焼却施設の解体の促進及び市町の負担軽減

### 【提案・要望事項】

#### ① 交付金の対象の拡充

ダイオキシン類対策やごみ処理の広域化に伴い廃止したごみ焼却施設の解体を一層促進するとともに、今後さらなるごみ処理の広域化やごみ処理施設の集約化を進めるため、施設整備を伴わない解体のみの事業の場合も循環型社会形成推進交付金の交付対象とするほか、交付税措置の創設など支援施策の充実を図ること。

#### ② 交付額の引き上げ

交付金の交付対象となっている場合についても、交付額の引き上げにより、市町の財政的な負担が軽減され、ごみ処理の広域化・集約化が進むよう、国の支援策の充実を図ること。

### 【現状・課題】

#### ① 交付金の対象の拡充

- 平成14年度の国のダイオキシン類対策や、市町合併の推進により、多くのごみ焼却施設が廃止されましたが、廃止された施設をそのまま放置しておくことは、新たな環境汚染を引き起こす可能性があり、早期に解体を行うことが必要です。
- しかしながら、ごみ焼却施設の解体作業を行うには、労働安全衛生規則によりダイオキシン類のばく露を防止するための安全対策を講じる必要があり、市町においては多大な財政的負担を強いられることから、本県では、4施設が、廃止から15年以上経過した現在も、解体に着手できていない状況です。
- また、令和6年3月には、国から中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化についての通知が出され、持続可能な適正処理の確保に向けた長期的な広域化・集約化に係る計画を策定し、これに基づき、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進することが求められているところです。
- 現在の循環型社会形成推進交付金制度では、解体するごみ焼却施設は、整備する施設と関連性・連続性があり、同数以下であるものに限り交付対象とされていることから、ごみ処理施設の集約化に向けた検討が進められているなかでは、制約となることも考えられます。

- 令和3年度に解体跡地以外の土地に代替え施設を整備する場合は交付対象に追加されましたが、既に廃止しているものや今後集約化により廃止される焼却施設の解体を一層促進するためには、施設解体のみの場合も交付対象とするほか、交付税措置の創設など支援施策の充実を図ることが必要です。

## ② 交付額の引き上げ

- また、交付金の対象となっているものについても、交付額の引き上げにより、市町の財政的な負担が軽減されるとともに、ごみ処理の広域化・集約化が進むよう、国の支援策の充実を図ることが必要です。

【所管府省】 環境省（環境再生・資源循環局）

【県関係課】 循環型社会推進課

### (3) 一般廃棄物処理施設等の整備事業にかかる循環型社会形成推進交付金等の予算確保

#### 【提案・要望事項】

##### ① 一般廃棄物処理施設整備

市町・組合が一般廃棄物処理施設を整備する際、循環型社会形成推進交付金等が交付率どおり交付されなければ、所要額を確保できなくなり、安定した廃棄物処理に影響を及ぼすことになるため、必要な予算額を確保すること。

##### ② 浄化槽設置整備

市町が行う浄化槽設置整備事業についての予算を確保するとともに、集中浄化槽に対する財政措置を拡充すること。

#### 【現状・課題】

##### ① 一般廃棄物処理施設整備

○ 市町・組合は、厳しい財政状況のなか、一般廃棄物処理施設の整備に当たって、循環型社会形成推進交付金が交付率(1/2又は1/3)どおりに交付されることを前提に整備事業を計画しています。

○ 県内では、令和9年度も2団体が一般廃棄物処理施設の整備事業を計画していますが、交付金額が要望額(交付限度額)より減額されることにより、一般廃棄物処理施設の整備に対する所要額との差額の補てんが財政上困難となることで、事業規模の縮小や工程の見直し等を迫られ、ひいては、安定した一般廃棄物処理に影響を与えることにならないよう、十分な予算額を確保することが必要です。

##### ② 浄化槽設置整備

○ 市町では、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進しており、生活排水処理基本計画に沿った整備を推進するためには、浄化槽設置整備事業にかかる交付金について、十分な予算額を確保することが必要です。

○ また、住宅団地等において、居住者の減少等により集中浄化槽の更新等が進まず、公共用水域に影響を及ぼすことが懸念されることから、浄化槽システムの脱炭素化推進事業の補助要件の緩和や補助率の引き上げなどの制度の拡充が必要です。

【所管府省】 環境省(環境再生・資源循環局)

【県関係課】 循環型社会推進課

## (4) PCB廃棄物の早期適正処理の推進

### 【提案・要望事項】

#### ① 高濃度PCB廃棄物

令和7年度末にJESCO（中間貯蔵・環境安全事業株式会社）北海道PCB処理事業所での処理が終了したことから、高濃度PCB廃棄物が発見された場合における当該高濃度PCB廃棄物の処理方法を確立すること。

#### ② 低濃度PCB廃棄物

令和7年4月から、PCB廃棄物処理基金を活用して中小企業に対する助成金が創設されたところであるが、令和9年3月末までの処分期限まで、安定した処分を継続するため、基金終了後も継続した支援を実施すること。

#### ③ 広報・啓発

PCB廃棄物の早期かつ適正な処分の必要性について、テレビや新聞等のマスメディアを活用した積極的な広報・啓発を継続的かつ頻繁に行うこと。

### 【現状・課題】

#### ① 高濃度PCB廃棄物

高濃度PCB廃棄物については、令和7年度末にJESCO北海道PCB処理事業所での処理が終了し、この処理の終了後においても、国において継続保管以外の処理方法を確立しておくことが必要です。

#### ② 低濃度PCB廃棄物

低濃度PCB廃棄物は、処分期限が令和9年3月末までとなっているなか、令和7年4月1日から、分析費・処理費の2分の1を助成する制度が設けられ、適正処理の加速化を図っているところです。

この制度は、PCB廃棄物処理基金を活用して実施していますが、処分期限まで2年しかないなかで、安定した処分を継続するには、終了後も継続した支援を実施することが必要です。

#### ③ 広報・啓発

全国各所でPCB廃棄物の早期処分に向けた説明会の開催、パンフレットの作成・配布などが行われ、安定器等についてはテレビや新聞等を使った広報が実施されたものの、PCBに関する知識や制度が事業者には伝わっていないケースが多くあります。PCB使用製品が残存することを防ぐために、早期かつ適正な処分が進むよう、引き続き広報・啓発を行うことが必要です。

【所管府省】環境省（環境再生・資源循環局）

【県関係課】循環型社会推進課